

# 令和5年度 災害対応力強化実施計画

～令和4年台風第15号災害対応検証結果及び最近の大雨の状況を踏まえて～

第4期（2～3月）実績報告

令和6年5月

静岡市

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

実施項目	No.	対策項目	取組項目	進捗状況					担当局	
				第1期-1	第1期-2	第2期	第3期	第4期		
				～6月	7～8月	9～10月	11～1月	2～3月		
1 災害対策本部及び本部のあり方	1	災害対策本部の機能強化	①対策本部設置基準を配備基準へ統合・見直し ②「今やっていること、これからやるべきことリスト」の作成・周知 ③タイムラインの活用	○	◎				危機管理総室	
	2	災害時の役割分担の見直し	①災害時事務分掌における役割分担の明確化 ②局横断的対応が必要な対応フロー策定 ③地区支部災害業務 対応概要の見直し	○	○	◎	○	◎	危機管理総室	
	3	災害配備体制の構築	①令和5年度災害配備体制の構築 ②令和6年度災害配備体制の構築	○	○	○	○	○	危機管理総室	
2 応援体制（庁内、国・県・他都市、自衛隊など）	4	災害対応向上研修・訓練	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施 ③関係機関と連携した訓練の実施 ④市全体の防災意識の向上	—	○	○	○	○	危機管理総室	
3 被害状況の調査・報告	5	概況調査の実施方法策定	①情報班から提供される被災エリア情報の確認 ②被害住戸想定リストの作成 ③概況調査のシミュレーションの実施	◎					財政局	
	6	被害認定調査に係る課題の解決	①タブレット端末活用の研究 ②応援要請に係る課題の洗い出し ③受入体制に係る課題の洗い出し ④応援要請に係る課題への対応 ⑤受入体制に係る課題への対応	○	○	○	◎		財政局	
	7	非住家の被害認定調査方法の検証	①非住家の罹災証明書に記載が必要な項目の検証 ②非住家の被害認定調査方法の検証 ③被害認定調査マニュアルの更新 ④被災家屋調査研修の実施	○	◎				財政局	
4 情報の収集・共有・発信	8	DXを活用した災害情報発信体制の強化	①災害時総合情報サイトの構築 ②同報無線デジタル化整備 ③情報端末充電環境の整備 ④情報表示用大型モニターの設置	○	○	○	○	○	危機管理総室	
	9	情報収集・発信体制の強化	①災害情報共有システムの活用 ②情報収集基本方針の策定 ③自治会への連絡体制の構築 ④市民からの問合せ対応 ⑤報道機関からの問合せ対応 ⑥被害調査方法の充実 ⑦本部会で報告すべき事項の決定	○	○	○	○	◎	危機管理総室 総務局	
	10	情報処理能力の向上	情報処理能力向上訓練の実施	△	○	○	○	○	危機管理総室	
	11	災害情報の発信	①情報発信協定の締結・見直し ②市公式ウェブサイトのリニューアル	○	○	○	○	○	総務局	
5 自治会などとの連携	12	指定避難所及び自主防災組織との連携強化	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築	○	○	○	○	○	葵、駿河、清水区役所	
	13	情報連絡体制の強化（自治会・各部各班）	①依頼事項の集約方法の構築 ②自治会との連絡体制の構築 ③被害状況収集方法の試行・検証	△	△	△	○	○	葵、駿河、清水区役所	
	14	水防体制の強化	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底 ③水防研修の充実 ④連絡体制の強化	—	△	△	○	◎	危機管理総室	
6 災害廃棄物対策	15	被害状況の把握・共有手段等の整理	①暫定版マニュアルの策定 ②暫定版マニュアルの見直し ③情報収集・伝達訓練の実施	◎	○	○	○	◎	環境局	
	16	災害廃棄物対策に係る応援体制の構築	①業務進捗等の把握、応援要請手順の整理 ②支援要請等に関する総括部との協議の実施 ③環境省、静岡県との合同会議の実施 ④災害協力協定内容の見直し	◎	—	—	◎		環境局	
	17	臨時ごみ集積所及び戸別収集に関する運用方法の構築	①発災時の広報準備 ②臨時ごみ集積所の事前選定 ③災害ごみ排出方法に係る事前周知 ④問い合わせ対応に係る検討	○	◎	△	◎	△	◎	環境局
	18	災害廃棄物の大規模仮置場の設置及び運営方法の見直し	①大規模仮置場候補地の選定 ②大規模仮置場候補地の所管課等との協議 ③大規模仮置場運営手順の整理	○	○	◎			環境局	
	19	災害廃棄物処理手順の整理	①清掃工場での受け入れマニュアルの作成 ②清掃工場への持込に係る周知の実施 ③処分委託、他都市搬入協議に関するマニュアルの策定	◎	—	◎			環境局	

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

実施項目	No.	対策項目	取組項目	進捗状況					担当局
				第1期-1	第1期-2	第2期	第3期	第4期	
				～6月	7～8月	9～10月	11～1月	2～3月	
7 断水対策	20	医療機関への応急給水	①医療機関との継続的な協議 ②新たな水道管の整備	○	○	○	◎	○	上下水道局
	21	災害時の情報発信力の強化	①人員配置と業務内容の整理 ②情報発信ツールの運用 ③応急給水拠点での情報発信	○	○	○	○	○	上下水道局
	22	災害時の通報・問合せ等の受付体制の強化	①受付体制の仕組み ②受託事業者と連携した体制	○	○	○	◎	○	上下水道局
	23	訓練による防災体制の検証	①報告内容の整理 ②伝達方法の確認 ③迅速な復旧計画の策定	○	○	○	◎	○	上下水道局
	24	災害時の応急給水対応力の向上	①応急給水方法の検討 ②災害時の組織体制 ③役割分担の明確化	○	△	○	△	○	上下水道局
	25	承元寺取水口緊急対策	①設備操作の電動化・遠隔操作化 ②取水施設の緊急対策 ③他事業体の被災事例の調査	○	△	○	○	○	上下水道局
	26	新たな水源検討・取水口更新計画	新たな水源検討の実施	○	○	○	○	○	上下水道局
	27	水道施設の迅速な復旧体制の構築	①復旧に係る組織体制 ②施設整備等の実施 ③職員等の育成	○	○	○	○	○	上下水道局
8 洪水・浸水害対策	28	内水ハザードマップの見直し	①浸水想定区域図の精査 ②関係機関調整	○	○	○	◎	○	上下水道局
	29	浸水対策完了地区における追加対策	①検討業務委託 ②貯留管内雨水の中間排水試行	○	○	○	○	△	上下水道局
	30	浸水被害の軽減対策	河川の緊急点検	○	○	◎	○	○	建設局
	31	新たな浸水地域での被害軽減対策	①雨水総合排水計画の修正 ②浸水被害軽減対策	○	△	△	△	△	上下水道局
	32	貯留浸透施設等の整備	①大規模雨水調整地整備 ②公共施設等への貯留施設整備 ③雨水浸透樹の設置	○	○	○	○	○	上下水道局 建設局
	33	上下水道部の災害配備体制の見直し	配備体制の見直し	○	○	○	◎	○	上下水道局
	34	浸水情報の収集と発信	①災害用無線端末導入 ②浸水センサ等設置検討業務 ③水位・氾濫域予測システム構築検討	○	△	○	○	○	上下水道局 建設局
9 土砂災害対策	35	宅地内土砂撤去体制の構築	マニュアル作成、訓練	○	○	○	○	○	建設局
	36	災害発生土砂の円滑な撤去	①建設発生土受入地確保 ②災害協定の変更、締結	○	○	○	○	○	建設局
	37	斜面崩壊・土砂流出への対応	①所管別フローの作成 ②フローによる訓練実施	○	○	○	○	○	建設局
10 被災者支援	38	ボランティア本部の設置・運営の円滑な支援	①施設環境の再検討、運用マニュアルの見直し ②サテライト拠点候補地の事前調整 ③負担項目の確認・共有	○	○	○	△	○	市民局
	39	災害救助法に基づく被災者支援の実施	①質問集などによる事例集の作成 ②事業スキームの構築 ③支援業務受付研修	◎	◎	○	◎	○	市民局 都市局 経済局
	40	不動産業者、修理業者への制度案内と名簿更新	①制度要望・制度案内 ②修理業者名簿更新作業	○	△	○	◎	○	都市局
	41	要支援者支援の効果的・効率的実施	①関連事業一覧表の作成 ②要支援者情報のシステムでの一元管理	○	△	△	○	○	保健福祉長寿局
	42	災害ケースマネジメント実施についての検討協議	①今回実施手法についての検討 ②実施手法の比較検討 ③実施体制の検討	○	◎	○	○	○	市民局
	43	支援策検討の迅速化	①被害状況の聞取先及び支援事業構築に関する聞取先のリスト化 ②必要な支援策の例示 ③手順書の作成 ④手順書による手順の共有	◎	◎	○	○	○	経済局
11 物資の活用	44	災害用備蓄の活用	①家庭用備蓄の普及のための啓発 ②市備蓄品の活用基準策定	○	○	○	○	◎	危機管理総室
	45	支援物資の活用	①受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 ②受援・物資運用体制の構築 ③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 ④協力協定の充実 ⑤協力協定締結先との連絡体制の確保	○	△	△	○	○	危機管理総室

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	1
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監 (危機管理総室)
進捗管理責任者	—

対策項目 1	災害対策本部の機能強化
--------	-------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
1 災害対策本部及び本部のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ (総括部情報班の情報収集・分析能力を向上させ、災害の現況や今後の見通しなどを適時適切に市長に報告するほか、市長自らも状況判断することで、災害対策本部を適時に設置する。→No.10情報処理能力の向上) また、災害対策本部設置基準だけでなく、臨機応変な災害対応ができるよう、<b>職員の参集基準等を見直す</b>。</li> <li>➢ 適時に災害対策本部が設置できるよう、<b>他都市における過去の成功事例、失敗事例などを研究</b>し、本市の本部設置の判断に活かしていく。</li> <li>➢ 限られた情報下であっても、災害対策本部の設置後に速やかに本部会を開催し、対応方針を決定する。</li> <li>➢ 第1回本部会の議事内容は、被害状況の確認・共有、対応方針の決定、防災行動計画(タイムライン)の確認、職員の配備体制の確認などとする。</li> <li>➢ (危機管理統括監及び総括部の役割を明確化し、総合調整に係る機能を強化することで、災害時に本部長が適時適切に状況を判断し、基本方針を示すことを補佐する。また、本部長の定めた方針に基づき災害対応を実施する部を統制・調整し、密接に連携させて総合的な災害対応を行う。→No.2災害時の役割分担の見直し) さらに<b>総括部は、「今やっていること、これからやるべきことリスト」を常時作成し、共有するとともに、毎日定期的に情報発信する。</b></li> <li>➢ 災害時に本部長は、最悪の事態を想定し、災害対応に専念するとともに、災害の状況を常に把握し、刻々と変化する状況に応じた適時適切な判断と対策を行う。</li> <li>➢ <b>災害の種類に応じたタイムラインを活用</b>するほか、災害の状況を随時市長に報告し、対策本部設置の必要性など応急対応の方針を諮りながら対応する。</li> </ul>
2 応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本部会において災害対応における優先業務を指示することで、フェーズに応じた柔軟な職員配置を行う。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月(出水期まで)	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①対策本部設置基準を配備基準へ統合・見直し	◎	R5年度計	①災害時職員配備基準を見直すとともに対策本部設置基準を追加し、新たな基準表を作成	①8月 他都市事例(風水害)の収集・研究 配備基準の見直し 完了	③9月 タイムライン活用の室内研修	斜線表示	斜線表示	
②「今やっていること、これからやるべきことリスト」の作成・周知	◎		②フォーマット案の検討	②8月 フォーマット作成 完了				
③タイムラインの活用	◎		③タイムラインのひな型作成・活用	③8月 タイムライン活用の室内研修				
		R5年度実績	①災害時職員配備基準を見直すとともに対策本部設置基準を追加し、新たな基準表を作成(6/14)	①他都市事例の収集・配備基準の見直し(8/30)	③9月 タイムライン活用の室内研修(9/28～10/2)	斜線表示	斜線表示	
			②フォーマット案の検討	②フォーマット作成(8/31)				
			③タイムラインのひな形作成・活用(6/1～2)	③担当職員によるタイムラインの活用				
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	◎	斜線表示	斜線表示	



具体的な 取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由 及び今後の対応
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容	
6月	①対策本部設置基準を配備基準へ統合・見直し	6月・6月2日の大雨対応において、大雨が予想された6/1の段階で危機警戒本部を設置し、準備配備職員を参集基準より大幅に増員して初動全力の体制を確保した。2日14時20分の土砂災害警戒情報発表と同時に対策本部を設置し、その10分後の14時30分に第1回本部会を開催した。 ・災害時職員配備基準を見直すとともに対策本部設置基準を追加し、新たな基準表を作成し、庁内に通知(6/14)	①対策本部設置基準を配備基準へ統合・見直し	8月 他都市の事例(風水害)の収集・研究 配備基準の見直し 完了	
	②「今やっていること、これからやるべきことリスト」のフォーマット作成	6月 「今やっていること、これからやるべきことリスト」のフォーマット案の検討	②「今やっていること、これからやるべきことリスト」のフォーマット作成	8月 「今やっていること、これからやるべきことリスト」のフォーマット作成 完了	
	③タイムラインの活用	6月・タイムラインのひな型作成(6/1) ・6月2日の大雨対応において、6/1にタイムラインを作成した後、6/2朝に強雨の時間帯が早まると判断し、タイムラインを3時間前倒しした。結果として、大雨警報発表前に避難場所を開設するなど臨機応変な対応につながった。	③タイムラインの活用	8月 タイムライン活用の室内研修 ※危機管理総室の全員が適時適切に作成できるように 9月 タイムライン活用の室内研修	
8月	①対策本部設置基準を配備基準へ統合・見直し	8月 他都市の事例の収集するとともに、災害対策本部設置のタイミングについて確認した。災害救助法が適用される程度の災害が発生するおそれがある場合など、災害対策本部設置時における配備基準を見直し、庁内に通知(8/30)			
	②「今やっていること、これからやるべきことリスト」のフォーマット作成	8月 「今やっていること、これからやるべきことリスト」のフォーマットを作成し、各局に説明(8/31) 9月1日の総合防災訓練で活用予定			
	③タイムラインの活用	8月 台風6号、7号接近時に担当職員がタイムラインを活用・実践	③タイムラインの活用	9月 タイムライン活用の室内研修実施	
10月	③タイムラインの活用	9月 今年度転入職員を中心に3回に分け、作成方法に関する研修を実施(9/28~10/2)			
1月 3月					

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	2
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

対策項目2	災害時の役割分担の見直し
-------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
1 災害対策本部及び本部のあり方	<p>➢（迅速に被害情報を把握するため、総括部情報班の情報収集・処理能力を向上させる。→No.10情報処理能力の向上）また、地域防災計画に定めた役割・機能を果たすよう各部の役割分担を明確にする（とともに、総括部は、様々な災害を想定した訓練を繰り返し実施し、災害対策本部や関係機関との活動調整能力などを強化することで、柔軟で機能的な危機管理体制を構築する。→No.10情報処理能力の向上）</p> <p>➢危機管理統括監及び総括部の役割を明確化し、総合調整に係る機能を強化することで、災害時に本部長が適時適切に状況を判断し、基本方針を示すことを補佐する。また、本部長の定めた方針に基づき災害対応を実施する部を統制・調整し、密接に連携させて総合的な災害対応を行う。 （さらに総括部は、「今やっていること、これからやるべきことリスト」を常時作成し、共有する→No.1災害対策本部の機能強化）とともに、毎日定期的に情報発信する。</p> <p>➢災害時事務分掌での記載が不明確な事項：「安否不明者などの氏名公表」、「行政視察などの受け入れ」、「孤立集落への対応」、「地区支部の運用」、「仮設トイレの設置・維持管理」、「被災者への入浴支援」、「被災証明」、「物資の要請・受入・配布」、「民間協定の運用」、「遺体措置（安置所）（住民対応・埋火葬）」、「生活相談窓口」等について役割分担を明確にする。</p> <p>➢災害時事務分掌における役割分担などが不明確な事項については、役割分担を明確にした上で関係部と調整し、対応フローを整備する。</p>
5 自治会との連携	<p>➢地区支部の役割、情報収集伝達や参集・解散の判断や地区支部運営に関する総括部と区本部の役割分担や権限を再検討し、地域防災計画に明確に規定する。また、「地区支部災害業務 対応概要」の見直しを行い、地区支部活動チェックリストに具体的な行動について示す。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線を表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）		7～8月	9～10月		11～1月
①災害時事務分掌における役割分担の明確化	◎	R5年度計画	①6月 総括部の役割を明確化 ②6月 災害時事務分掌の整理 6月 対応フロー策定に係る調整	①7月 各部の役割を明確化 ②7月 対応フロー策定に係る調整 8月 対応フロー策定 → 【継続】第2期へ	【継続】第1期より → ② 10月 対応フロー策定	斜線	①地域防災計画への反映	
②局横断的対応が必要な対応フロー策定 ・安否不明者などの氏名公表 ・孤立集落への対応	◎		R5年度実績	①6月 総括部の役割を明確化 ②6月 災害時事務分掌の整理 6月 対応フロー策定に係る調整	①8月 各部の役割を明確化（8/30） ②7～8月 対応フロー策定に係る関係課協議 ③8月 「地区支部災害業務対応概要」・地区支部活動チェックリストの見直し（8/29）		②10月 対応フロー作成	①地域防災計画資料編へ反映
③地区支部災害業務 対応概要の見直し	◎			各期の進捗状況	○		△	○
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	△	○	斜線	○	

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な 取組内容	6月	①総括部・各部の役割分担の明確化	6月 総括部を再編し、役割を明確化 ・情報収集組織を情報班に統合、庶務班を受援班と物資班に分割、調整機能を担う調整班の新設など、役割に応じた組織に再編 ・総括部内に調整のため局次長級職員を配置するとともに、各班に役割に応じた係を配置し、責任者として係長を配置	①総括部・各部の役割分担の明確化	7月 各部の役割を明確化 ・各部各班に役割に応じた係を設置し、責任者として係長を配置 ・「安否不明者などの氏名公表」「孤立集落への対応」など、作業が複数部にまたがる業務の役割整理	
		②局横断的対応が必要な対応フロー策定	6月 災害時事務分掌（安否不明者氏名公表など）を整理し、関係課と協議 対応フロー策定に係る調整	②局横断的対応が必要な対応フロー策定	7月 対応フロー策定に係る庁内協議・調整 8月 対応フロー策定	
				③地区支部災害業務対応概要の見直し	8月 地区支部の業務内容を整理し、対応概要を見直すとともに地区支部活動チェックリストへ反映	
	8月	①総括部・各部の役割分担の明確化	8月 総括部以外にも各部各班に係を設置し係長を配置し、庁内に通知(8/30)	①総括部・各部の役割分担の明確化	3月 災害時における各部の役割分担を令和6年度地域防災計画資料編に反映	・台風2号や7号などの実災害対応や、対応フロー策定に係る各局との詳細な調整に時間を要したため遅れているが、10月中に完了する見込み。
		②局横断的対応が必要な対応フロー策定	7月～8月 対応フロー策定に係る関係課と役割分担について協議	②局横断的対応が必要な対応フロー策定	9月～10月 対応フロー策定	
		③地区支部災害業務対応概要の見直し	8月 地区支部の業務内容を整理し、対応概要を見直すとともに地区支部活動チェックリストへ反映し、各区に説明(8/29)			
	10月	②局横断的対応が必要な対応フロー策定	10月 関係課と協議・調整し、「安否不明者などの氏名公表」及び「孤立集落への対応」に係る対応フローを作成した(10/26)			
				①総括部・各部の役割分担の明確化	3月 災害時における各部の役割分担を令和6年度地域防災計画資料編に反映	
	1月					
	3月	①総括部・各部の役割分担の明確化	3月 災害時における各部の役割分担を関係課と協議の上、令和6年度地域防災計画資料編内の各部各班の事務分掌に反映			

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	3
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

対策項目 3	災害配備体制の構築
--------	-----------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
1 災害対策本部及び本部のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応に際して、通常業務から災害対応業務に速やかに移行するとともに、各局との連携強化を高めるため、各部からの本部室連絡員による危機管理力強化プロジェクトチームを設置する。</li> </ul>
2 応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>他都市からの応援要請を円滑に行うための受援体制を構築する。</li> <li>総括部が組織と資源の配分に集中できるよう、総括部の組織及び役割分担を見直す。</li> <li>総括部に受援班を設置し、国、県、他都市等への円滑な応援要請を行うとともに、効率的な受援体制を整備する。</li> <li>円滑な災害対応を実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など、国、県、他都市・民間事業者からの現地情報連絡員の受入を速やかに実施する。</li> <li>県への現地情報連絡員の派遣要請を早期に実施するとともに、必要に応じて、県から市に出向している職員の活用を検討する。また、市と県警との迅速な情報共有を図るため、各区とそれぞれの所管警察署との連絡体制を確立市に出向している警察官を現地情報連絡員として活用する。</li> </ul>
2 応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命及び財産を脅かすおそれがある場合など、派遣要請の必要性を早期に見極めた上で、自衛隊の派遣要請を決定する。</li> <li>緊急性が高い場合には、県に自衛隊災害派遣の要請の必要性を早期に見極めた上で、直ちに行う。また、自衛隊への災害派遣要請を円滑に実施するため、平時から現地情報連絡員と災害対応に係る情報を共有する。</li> </ul>
4 情報の収集・共有・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部設置、本部会における本部長の状況判断、応急災害対応の立案、市民への情報発信に必要な支援などの情報を優先して収集するため、各部や関係機関と密接に連携した情報収集体制を整備するとともに、分野別訓練を定期的実施することで情報収集機能を強化する。</li> <li>総括部情報班の機能を強化するため、適正な人員数を確保するとともに、各部から専門的知識を有する職員を配置する。また、災害対策本部における情報収集機能を強化するため、情報班・オフロードバイク隊・調査班（ドローン調査班）を統合させ、（一体的な情報収集体制を構築するとともに、情報収集能力を向上させるため、分野別訓練を定期的実施する。→No.10情報処理能力向上）</li> </ul>
4 情報の収集・共有・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部における速やかな情報共有を図るため、総括部情報班に、情報の収集・集約を専門的に実施する情報処理係を設置するとともに、適正な人員数を配置することで、一元的かつ総合的に情報処理できる体制を、令和5年6月までに整備する。（また、迅速に情報が集約・共有できるよう分野別訓練を定期的実施する。→No.10情報処理能力向上）</li> <li>総括部情報班と各部が適時適切に情報共有できるよう、各部からの本部室連絡員を必要に応じ準備配備体制時に召集させ、災害対策本部設置時における円滑な情報共有体制を確立する。</li> </ul>
7 断水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道部で集約した被災情報を災害対策本部や区本部と情報共有する手段や方法を協議し、全庁的な支援体制を構築する。</li> </ul>
11 物資の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用備蓄等を被災者等に速やかに提供できるよう、総括部に物資班を設置し、災害用備蓄や救援物資、支援物資を一元的に管理（調達・受入・輸送・供給）できる体制を整備する。また、物資班、保健福祉部救護物資班、区本部物資班等の役割分担を明確にするるとともに、責任者を配置した上で、災害用備蓄等が効率的・効果的に活用できるよう、定期的に分野別訓練を実施する。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期	
			～6月（出水期まで）		7～8月	9～10月		11～1月	2～3月
①令和5年度災害配備体制の構築	○	R5年度計画	①6月 令和5年度災害配備体制の構築（総括部の組織・役割見直し）（総括部に受援班・物資班を設置）（情報班・バイク隊・調査班を統合）（情報班に適正な人数を確保）（情報班に専門的知識を有する職員を配置）（情報班に情報処理係を配置）プロジェクトチーム設置	①7月 警察との連絡体制協議 ②8月 研究会メンバーの素案作成	①9月 警察との連絡体制確立 ②9月 研究会発足・協議（体制の課題共有）	②11月 研究会開催（骨子案の検討）	②3月 研究会開催（体制案の決定） 令和6年度配備体制案の構築	/	
②令和6年度災害配備体制の構築	○		②6月 研究会検討（専門家）						
		R5年度実績	①6月 令和5年度災害配備体制の構築（総括部の組織・役割見直し）（総括部に受援班・物資班を設置）（情報班・バイク隊・調査班を統合）（情報班に適正な人数を確保）（情報班に専門的知識を有する職員を配置）（情報班に情報処理係を配置）プロジェクトチーム設置	①8月 警察との連絡体制協議 ②8月 研究会の開催に係る方針決定（配備体制の構築は庁内対応とした）	①9月 警察との協議・再検討 ②10月 配備体制に係る照会内容の検討	②1月 配備体制骨子案の検討 ②災害規模、種別に応じた配備体制構築に向けた照会実施	②2月 職員配備に係る庁内照会 3月 令和6年度配備体制案の作成		
			②6月 研究会検討（専門家）						
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	△	○	○		



	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応	
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容		
具体的な取組内容	6月	①令和5年度災害 配備体制の構築	6月 令和5年度の災害配備体制の構築 ・総括部の機能強化（受援班、物資班、調整班の新設、総括班・情報班の機能強化など） ・地区支部体制の継続 ・役割と責任者の明確化 プロジェクトチームの設置	①令和5年度災害 配備体制の構築	7月 警察との連絡体制協議（出向警察職員の位置づけ） 9月 警察との連絡体制確立	
		②令和6年度災害 配備体制の構築	6月 研究会検討（専門家）	②令和6年度災害 配備体制の構築	8月 研究会メンバーの素案作成 9月 研究会発足（配備体制の課題共有） 11月 研究会開催（配備体制の骨子案の検討） 3月 研究会開催（令和6年度配備体制案の策定） 令和6年度配備体制案の構築	
	8月	①令和5年度災害 配備体制の構築	8月 生活安全安心課、県警と出向警察職員の位置づけについて協議	①令和5年度災害 配備体制の構築	9月 警察との連絡体制の確認	
		②令和6年度災害 配備体制の構築	8月 令和6年度の配備体制の見直しは、研究会ではなく、庁内で対応する方針と決定した(8/10)	②令和6年度災害 配備体制の構築	9月～ 災害規模、種別に応じた配備体制構築に向けた庁内照会 11月～12月 骨子案の検討 1月～2月 庁内調整 3月 令和6年度配備体制案の構築	
	10月	①令和5年度災害 配備体制の構築	9月 生活安全安心課と、連絡体制・情報共有方法の確認(9/28)			【対策内容の修正】 県警と迅速な情報共有を図るためには、市に出向している警察官を活用するより、各区と地元警察署とが連絡体制を確立する方が適当と判断し見直しを行った。 今後は各区と警察署とがより緊密な連絡体制を構築できるよう取り組んでいく。
		②令和6年度災害 配備体制の構築	10月 配備体制に係る照会内容の検討	②令和6年度災害 配備体制の構築	11月～ 災害規模、種別に応じた配備体制構築に向けた庁内照会 11月～12月 骨子案の検討 1月～2月 庁内調整 3月 令和6年度配備体制案の構築	
	1月	②令和6年度災害 配備体制の構築	1月 配備体制骨子案の検討 1月 災害規模、種別に応じた配備体制構築に向けた庁内照会（都市局建築部）	②令和6年度災害 配備体制の構築	2月 職員配備に係る庁内照会 3月 庁内調整 3月 令和6年度配備体制案の構築	
	3月	②令和6年度災害 配備体制の構築	2月 職員配備に係る庁内照会 3月 令和6年度配備体制案の作成	②令和6年度災害 配備体制の構築	4月～5月 令和5年度の災害対応や訓練での課題、令和6年能登半島地震の知見等を踏まえた災害配備体制の見直しを行い、令和6年6月に新体制に移行する。	

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	4
作成年月日	令和6年 3月 31日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

対策項目 4	災害対応向上研修・訓練
--------	-------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
1 災害対策本部及び本部のあり方	>（迅速に被害情報を把握するため、総括部情報班の情報収集・処理能力を向上させる。→No.10情報処理能力の向上）（また、地域防災計画に定めた役割・機能を果たすよう各部の役割分担を明確にする→No.2役割分担の見直し）とともに、総括部は、様々な災害を想定した訓練を繰り返し実施し、災害対策本部や関係機関との活動調整能力などを強化することで、柔軟で機能的な危機管理体制を構築する。
2 応援体制	>関係機関と連携し、効率的かつ効果的な組織と資源の配分ができるよう分野別訓練を実施することで職員を育成し災害対応レベルの向上を図る。 >災害時において、「初動全力」「平時組織の有事組織化」など、災害対応を最優先とする意識を全職員に浸透させるための研修や訓練などを実施する。 >地域防災計画で定める総括部各班及び各部からの本部室連絡員を平常時から危機管理業務に従事させることで、災害時に平時組織から有事組織化に速やかに移行する体制を整備するとともに、本部室連絡員を通じて常に全職員に災害対応における意識を浸透させる。
4 情報の収集・共有・発信	> 総括部が一元的に情報を収集・分析し、活用できる体制を整備するため、情報班（被害情報・避難所の状況など）、総括班（災害対応活動情報）、広報班（情報発信）が、密接に連携した分野別訓練を、定期的に実施する。 >消防・警察・自衛隊などの連絡調整員と連携・協力し、情報収集訓練等の分野別訓練などを実施することで、情報共有の体制を整備する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①市の防災能力向上訓練の実施	○	R5年度計画	③6月 自衛隊統合防災演習の支援 ④6月 市長指示事項に基づく市全体の訓練計画の検討	①②8月 総合防災訓練に向けた総括部及び各部における分野別訓練の実施 ③8月 総合防災訓練の実施に向けた防災関係機関（国、県等）との調整 ④7月 市全体の訓練計画及び訓練の進め方の素案作成 ④8月 ・市全体の訓練の進め方について部長確認 ・各部に市全体の訓練計画の周知 ・各部は、本部連絡員と連携して総合防災訓練に向けた訓練を実施	①9月 総合防災訓練の実施 ②9月 総合防災訓練（総括部と各部が連携した本部訓練） ②10月 総括部の訓練ふりかえり、課題における改善対策 ③9月 総合防災訓練（国、県の関係機関と連携した情報収集・応援要請訓練） ④9月 総合防災訓練（各部防災訓練） ④10月 本部連絡員を通して各部の訓練ふりかえり	①12月 地域防災訓練の実施 ①②11月 地域防災訓練に向けた総括部及び各部における分野別訓練の実施 ②1月 総括部の訓練のふりかえり、課題における改善対策 ②12月 地域防災訓練（総括部と防災関係機関が連携した本部訓練） ③11月 地域防災訓練の実施に向けた防災関係機関（国、県等）との調整 ③12月 地域防災訓練（国、県の関係機関と連携した情報収集・応援要請訓練） ④11月 各部は、本部連絡員と連携して地域防災訓練に向けた訓練を実施 ④12月 地域防災訓練（各部防災訓練）	①3月 津波避難訓練の実施 ①②2月 津波避難訓練に向けた総括部及び各部における分野別訓練 ②3月 津波避難訓練（災害対策本部と地域の連携訓練） ③2月 津波避難訓練の実施に向けた防災関係機関（自衛隊、警察）との調整 ③3月 津波避難訓練（自衛隊、警察、消防と連携した情報収集・救助要請訓練） ④2月 各部は、本部連絡員と連携して津波避難訓練に向けた訓練を実施 ④3月 津波避難訓練（各部防災訓練）	R6.4 津波避難訓練のふりかえり、課題における改善対策
②総括部活動調整能力向上訓練の実施	○						R6.8～10 ・事前の情報収集・分析訓練 ・総合防災訓練 ・訓練のふりかえり	
③関係機関と連携した訓練の実施	○						R6.11～R7.1 ・事前の情報収集・分析訓練 ・地域防災訓練 ・訓練のふりかえり	
④市全体の防災意識の向上	○		R5年度実績	③6月26～29日 自衛隊統合防災演習に合わせて演習支援を実施 ④6月 市長指示事項に基づく市全体の訓練計画の検討	①②8月 総括部及び各部における事前訓練の実施 ③8月 防災関係機関（国）との調整 ④7月 市全体の訓練計画及び訓練の進め方の素案作成 ④8月 ・市全体の訓練の方向性について部長への確認実施 ・各部に市全体の訓練計画の周知 ・各部は、本部連絡員と連携して総合防災訓練に向けた訓練の実施	①9月 総合防災訓練の実施 ②9月 総括部と各部が連携した本部訓練の実施 ②10月 総括部の訓練ふりかえり、改善策の取りまとめ ③9月 国との関係機関との連携した訓練の実施 ④9月 各部防災訓練の実施 ④10月 各部の訓練ふりかえり・改善策の取りまとめ	①②③④12月 地域防災訓練の実施（災害対応リスト作成による初動訓練） ②12月 総括部及び各部の災害対応リストの確認、ふりかえり実施（12/4） ②③11月 県との連携した自衛隊派遣要請手順の確認の実施（11/17） ②④11月 各部と本部連絡員が連携し地域防災訓練に向けた災害対応リストの作成	①②③④3月 津波避難訓練の実施（避難施設までの避難時間の計測訓練） ③ 県、警察と連携した津波避難訓練の実施 ④ 地区支部と連携した津波避難訓練の実施
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況		○	○	○	○	

		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応
6月	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	6月 市長指示事項に基づく市全体の訓練計画の検討	①市の防災能力向上訓練の実施 ④市全体の防災意識の向上	9月総合防災訓練、12月地域防災訓練、3月津波避難訓練の主要な訓練に向けて、事前訓練 → 訓練（本番） → ふりかえりを繰り返すことで、活動調整能力を強化する。
	③関係機関と連携した訓練の実施	6月26～29日 第34普通科連隊による自衛隊統合防災演習に合わせて演習支援を実施	③関係機関と連携した訓練の実施	9月総合防災訓練、12月地域防災訓練、3月津波避難訓練の主要な訓練に向けて、訓練調整 → 訓練（本番）を繰り返すことで、効率的な組織と資源の配分をできるようにする。
8月	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	8月31日 総括部の事前訓練として、総合防災訓練における応急対策ができるよう、最悪の事態を想定したなかで、各班の対応策を検討し「今やっていること、これからやるべきことリスト」について作成した。また、各部においても、給水活動や道路啓開などを想定した訓練を実施した。	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	11月 総括部及び各部は、地域防災訓練に向けて、総合防災訓練における課題や地震災害を想定した業務内容の確認を踏まえた訓練を実施する。
	③関係機関と連携した訓練の実施	8月 静岡国道事務所と現地情報連絡員（リエゾン）の派遣訓練について調整を行った。	③関係機関と連携した訓練の実施	10～11月 地域防災訓練における国・県等と連携した訓練の実施について調整
	④市全体の防災意識の向上	7月27日 過去の訓練や他都市の事例を基に市全体の訓練計画及び訓練の進め方の素案を作成 8月3日 本部長に市全体の訓練の方向性について確認 8月15日 各部に市全体の訓練実施計画を周知 8月16日～31日 各部は、本部連絡員（調整班）と連携して事前訓練を実施	④市全体の防災意識の向上	10月 総括部における総合防災訓練のふりかえり及び課題における改善対策実施 10月 各部における総合防災訓練のふりかえり実施 11月 各部は、本部連絡員（調整班）と連携して事前訓練を実施 12月 地域防災訓練実施 3月 津波避難訓練実施
	①市の防災能力向上訓練の実施	9月1日 総合防災訓練の実施（風水害を想定したブラインド型訓練） <情報伝達訓練> ・初動全力の体制を整備するため、全職員に気象状況・タイムライン・参集指示の情報を配信 <本部会運営訓練> ・各部において、限られた情報のなかで役割に応じた対応策を立案し「今やっていること、これからやるべきことリスト」を作成のうえ、本部会運営訓練で本部員より報告を行った。 ・抜き打ちの本部会運営訓練を実施 <避難所等における訓練> ・区本部、地区支部における避難所の開設・運営手順の確認、災害備蓄品の確認などの実施	①市の防災能力向上訓練の実施	11月 地域防災訓練の事前訓練として、南海トラフ地震を想定した初動対応を確認するため、各部に「災害対応リスト」を事前に作成させる。
9月	②総括部活動調整能力向上訓練の実施	9月1日 総合防災訓練において、総括部の各班と各部が連携して、一部の被害情報から最悪の事態を想定し役割に応じた対応策を立案及び事前に知らされていない突発的な事象に対し迅速な対応を実施した。 10月 総合防災訓練における総括部の課題等を洗い出し、改善策を取りまとめた。	②総括部活動調整能力向上訓練の実施	11月 総合防災訓練における改善策や地震災害を想定した初動の対応水準の向上を踏まえた地域防災訓練を実施する。
	③関係機関と連携した訓練の実施	9月1日 静岡国道事務所と現地情報連絡員（リエゾン）の派遣訓練の実施	③関係機関と連携した訓練の実施	11月 地域防災訓練における県等と連携した訓練の実施について調整
	④市全体の防災意識の向上	9月1日 各部においては、一部の被害情報から最悪の事態を想定のうえ、役割に応じた対応策を立案し「今やっていること、これからやるべきことリスト」を作成し、本部会において報告を行った。 10月 総合防災訓練における各部の課題等を洗い出し、改善策を取りまとめた。	④市全体の防災意識の向上	11月 総合防災訓練における改善策や地震災害を想定した初動対応の確認を踏まえた地域防災訓練を実施する。 12月 地域防災訓練の実施 3月 津波避難訓練の実施

具体的な取組内容



	1月	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	12月 地域防災訓練では、発災後12時間の災害対応リストを作成し、初動訓練を実施した。 各部各班は、本部会運営訓練の開催に向け、地域防災訓練当日までに災害対策本部の各部各班の事務分掌ごとに具体的な行動を定めた「災害対応リスト」を作成した。	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	3月 津波避難訓練において津波から確実に避難するため、津波避難施設や避難経路の確認や避難時間を計測するなど避難に係る防災意識の醸成を図る。	
		③関係機関と連携した訓練の実施	11月17日 地域防災訓練の実施に向け、事前に静岡県中部地域局と自衛隊の災害派遣の要請方法の確認を行った。 12月 地域防災訓練では、発災後12時間の災害対応リストを作成し、初動訓練を実施した。	③関係機関と連携した訓練の実施	2月 津波避難訓練における県等と連携した訓練の実施について調整	
		④市全体の防災意識の向上	11月 各部各班は総括部と連携し南海トラフ地震を想定した被害状況・現地状況・対応状況の報告資料作成調整を実施した。 12月 地域防災訓練では、各部各班は、南海トラフ地震を想定した発災後12時間までの災害対応リストを作成し、初動訓練を実施した。	④市全体の防災意識の向上	3月 津波避難訓練の実施	
	3月	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	3月3日 津波避難訓練において津波から確実に避難するため、津波避難施設や避難経路の確認や、避難時間を計測するなど避難に係る防災意識の醸成を図った。	①市の防災能力向上訓練の実施 ②総括部活動調整能力向上訓練の実施	令和6年4月以降 令和6年度の防災訓練計画の策定	
		③関係機関と連携した訓練の実施	3月3日 県中部地域局の職員や警察官が避難施設に参集して、自主防災組織と連携して避難誘導に関する訓練の支援を行った。	③関係機関と連携した訓練の実施		
		④市全体の防災意識の向上	3月3日 沿岸地域の地区支部員は、各避難施設に参集して、自主防災組織と連携して避難誘導時間を計測するなどの訓練を実施した。	④市全体の防災意識の向上		



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	5
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	財政局長（税制課）
進捗管理責任者	—

対策項目 5	概況調査の実施方法策定
--------	-------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
3 被害状況の調査・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災当初に、総括部情報班から財政部調査総括班へ、被災エリアの情報が提供される。</li> <li>・調査総括班は、提供された情報をもとに、固定資産税マッピングシステムを用いて、被害住戸想定リストを作成する。</li> <li>・区調査班・調査支援班は、被害住戸想定リストやハザードマップ等を参考に、浸水リスクの高いエリアの現地調査を優先的に実施する。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	
①情報班から提供される被災エリア情報の確認	◎	R5年度計画	①5月 情報班から提供される被災エリア情報の確認 ②5月 被害住戸想定リストの作成 ③6月 概況調査のシミュレーション実施	/	/	/	/
②被害住戸想定リストの作成	◎						
③概況調査のシミュレーションの実施	◎						
		R5年度実績	①5月 情報班から提供される被災エリア情報の確認 ②5月 被害住戸想定リストの作成 ③6月 概況調査のシミュレーション実施	/	/	/	/
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	◎	/	/	/	/

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応	
	6月	①情報班から提供される被災エリア情報の確認	・5月、危機管理総室と打合せを行い、情報班がドローン・オフロードバイク・消防ヘリコプター等、様々な情報収集手段を活用し被害情報を収集し、それらの情報をもとに被災エリアを特定した地図等の情報が提供されることを確認した。	/		/
		②被害住戸想定リストの作成	・6月、情報班から提供される情報をもとに、固定資産税マッピングシステムを用いて被害住戸想定リストが作成できることを確認した。			
		③概況調査のシミュレーションの実施	・6月、想定被害情報をもとに、上記方法による概況調査が可能であることを確認した。			
	8月	/				
	10月	/				
1月	/					
3月	/					

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	6
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	財政局長（税制課）
進捗管理責任者	—

対策項目 6	被害認定調査に係る課題の解決
--------	----------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
3 被害状況の調査・報告	<p>&gt;被害認定調査方法について、<b>現地調査におけるタブレット端末の活用など、効率的な手法を研究する。</b></p> <p>&gt;今回の事例をもとに他自治体（指定都市・県内自治体など）への<b>応援要請や、受入体制（調査車両・宿泊施設など）などの課題を洗い出す。</b></p> <p>&gt;洗い出した課題に係る<b>改善策を検証し、手順を整える。</b></p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①タブレット端末活用の研究	◎	R5年度 計 画	①5～6月 タブレット端末活用に係るベンダーとの協議	①7～8月 タブレット端末活用の可否を決定	①9～10月 タブレット端末の活用方法をマニュアルに盛り込む	①11～1月 令和6年度当初予算におけるタブレット端末導入経費の要求	R6.4～ 令和6年度当初予算においてタブレット端末導入経費を確保できた場合、その導入及びマニュアルへの盛り込み	
②応援要請に係る課題の洗い出し	◎		②～⑤5～6月 応援要請や受入体制に係る課題の洗い出し及び課題への対応	⑤7～8月 受入体制の改善策に係る関係課・関係団体との協議	⑤9～10月 受入体制の改善策に係る関係課・関係団体との協議	【継続】第2期より → ⑤11～1月 受入体制の改善策に係る関係課・関係団体との協議		
③受入体制に係る課題の洗い出し	◎							
④応援要請に係る課題への対応	◎	R5年度 実 績	①5～6月 タブレット端末活用に係るベンダーとの協議	①7～8月 タブレット端末活用の可否を決定	①9～10月 令和6年度当初予算におけるタブレット端末導入経費の要求	①11～1月 令和6年度当初予算におけるタブレット端末導入経費の要求		
⑤受入体制に係る課題への対応	◎		②～⑤5～6月 応援要請や受入体制に係る課題の洗い出し及び課題への対応	⑤7～8月 受入体制の改善策に係る関係課・関係団体との協議	⑤9～10月 受入体制の改善策に係る関係課・関係団体との協議 →【継続】第3期へ	【継続】第2期より → ⑤11～1月 受入体制の改善策に係る関係課との協議		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	△	◎		

		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応		
具体的な取組内容	6月	①タブレット端末活用の研究	・5月、家屋被害認定調査におけるタブレット端末の活用について、システムベンダーと協議。6月20日に端末操作デモ実施及び活用方法検討予定。	①タブレット端末活用の研究 ・7～8月、引き続きタブレット端末の活用について検討を進め、活用の可否を決定する。 ・9～10月、タブレット端末が活用可能であると決定した場合、タブレット端末の活用方法を被害認定調査マニュアルに盛り込む。	遅れている場合等の理由及び今後の対応	
		②応援要請に係る課題の洗い出し	・5月、どの程度の被災棟数や処理期間であれば応援要請するか等の応援要請の基準や、誰が（どの局が）いつ、どこへ応援要請するのか等の手続きが明確でなかったとの課題を洗い出した。			
		③受入体制に係る課題の洗い出し	・5月、応援の受入に際し準備しておくべき事項が不明確であったことや、調査車両（公用車）が不足した場合の対応や、応援職員の宿泊施設を確保する手続き等が不明確である、との課題を洗い出した。			
		④応援要請に係る課題への対応	・6月、本市で調査できる業務量（調査可能棟数）や、応援要請のタイムスケジュールを確認し、応援要請の判断基準をマニュアルに例示するなど整理した。また、応援要請は総括部受援班が行うことを確認した。			
		⑤受入体制に係る課題への対応	・6月、応援の受入に係り準備しておくべき事項（応援業務概要の作成、応援職員の活動拠点確保、受援に係る経費の予算措置に係る関係課との協議等）を整理し、マニュアルとして定めた。	⑤受入体制に係る課題への対応 ・7～10月、車両や宿泊施設確保の改善策に係る関係課・関係団体との協議（協定の締結等）を進め、実施の可否を判断する。		
	8月	①タブレット端末活用の研究	・7～8月、導入済み団体である浜松市への視察や、システムベンダーとの再度のデモ実施、庁内関係各課との協議等を行い、タブレット端末の活用について検討を進めた。結果、タブレット端末の活用により、家屋被害認定調査における一定の効率化が図れると結論付けた。 ・7～8月、導入時期について、災害時のスポット運用を検討したところ、現時点对応可能な事業者が見つからず、その実施の見通しが立たないことから、平時の導入を目指すこととした。 ・9～10月にタブレット端末の活用方法を被害認定調査マニュアルに盛り込むことを予定していたが、上記のとおりスポット運用が困難であるため、その導入時期と合わせてマニュアルに盛り込むこととした。	①タブレット端末活用の研究 ・9～10月、令和6年度当初予算にてタブレット端末の活用に係る導入経費を要求していく。		
		⑤受入体制に係る課題への対応	・7～8月、総括部受援班において、車両や宿泊施設の確保に関する事項を含む、受援に関する基本的な事項を定めたマニュアルを作成中であることを確認した。	⑤受入体制に係る課題への対応 ・9～10月、左記マニュアルが完成次第、引き続き車両や宿泊施設確保に係る関係課・関係団体との協議を進めていく。		
	10月	①タブレット端末活用の研究	・「①9～10月 タブレット端末の活用方法をマニュアルに盛り込む」については、上記8月の実施済の取組内容に記載あるとおり、タブレット端末の災害時のスポット運用を想定して計画していたところ、その実施の見通しが立たないことから、平時からの導入を目指し、令和6年度当初予算にて当該導入経費の要求を行うこととともに、マニュアルへの盛り込みもその導入時期と合わせて行うこととした。 ・9～10月、関係各課とタブレット端末導入に係るセキュリティ対策等の協議を行うとともに、令和6年度当初予算にて当該導入経費の要求を行っている。	①タブレット端末活用の研究 ・11～1月、引き続き、令和6年度当初予算にてタブレット端末の活用に係る導入経費を要求していく。		⑤他自治体の受入体制に係る課題への対応について、令和5年6月に新たに設置した総括部受援班の実務的な役割分担等が一部整理中であるため、これらの整理でき次第、速やかに関係課・関係団体との協議を進めていく。
		⑤受入体制に係る課題への対応	・9～10月、総括部受援班において、引き続き、車両や宿泊施設の確保に関する事項を含む、受援に関する基本的な事項を定めたマニュアルを作成中であることを確認した。	⑤受入体制に係る課題への対応 ・11～1月、左記マニュアルが完成次第、引き続き車両や宿泊施設確保に係る関係課・関係団体との協議を進めていく。		
	1月	①タブレット端末活用の研究	・11～1月、引き続き、令和6年度当初予算にてタブレット端末の活用に係る導入経費を要求した。 ・1月、当該経費の内示を得た。	①タブレット端末活用の研究 ・令和6年度、タブレット端末を活用した被害認定調査に係るシステムを導入し、その操作方法等についてマニュアルに盛り込むことにより、効率的な被害認定調査体制を構築する。		
		⑤受入体制に係る課題への対応	・11～1月、総括部受援班において、宿泊施設や車両の確保にあたっては、最近の災害対応事例も踏まえ、原則として応援団体において確保することが適切であると整理していくこととされたが、不足する場合には、総括部受援班と各部各班等が連携し情報を集約・共有していくこととした。			
	3月					



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	7
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	財政局長（税制課）
進捗管理責任者	—

対策項目 7	非住家の被害認定調査方法の検証
--------	-----------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
3 被害状況の調査・報告	>非住家の罹災証明書には、国の指針がなく、詳細な取り決めもなかったため、 <b>証明書に記載が必要な項目を検証</b> する。 >他自治体の非住家の罹災証明に関する事例や、台風第15号で調査を行った職員から聴取を行い、 <b>今回の調査方法を検証</b> する。 >検証結果をもとに、 <b>マニュアルを更新</b> する。 >毎年実施している <b>住家の被災家屋調査研修に、非住家調査も組み込み</b> 、台風第15号の調査に関する実例報告や、 <b>更新したマニュアルで研修</b> を行う。

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①非住家の罹災証明書に記載が必要な項目の検証	◎	R5年度計画	①5月 非住家の罹災証明書に記載が必要な項目の検証	③7月 マニュアルの更新	/	/	/	
②非住家の被害認定調査方法の検証	◎		②5月 非住家の被害認定調査方法の検証	④7～8月 研修実施				
③被害認定調査マニュアルの更新	◎		③6月 被害認定調査マニュアルの原案作成 ④6月 研修準備（日時・会場等の決定）					
④被災家屋調査研修の実施	◎	R5年度実績	①5月 非住家の罹災証明書に記載が必要な項目の検証	③7月 マニュアルの更新	/	/	/	
			②5月 非住家の被害認定調査方法の検証	④7～8月 研修実施				
			③6月 被害認定調査マニュアルの原案作成 ④6月 研修準備（日時・会場等の決定）					
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	◎	/	/	/	

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	6月	8月	7月	8月	
①非住家の罹災証明書に記載が必要な項目の検証	・5月、「床上浸水」「土間上浸水」「床下浸水」の3つの浸水区分の記載を基本とし、場合に応じて、「全壊」「半壊」等の被害の程度を記載した今回の対応により、市の被災者支援メニューに対応できたこと及び証明書の記載項目に問題ないことを確認した。 ・6月、地震の場合は、被災規模や支援策等により判断することとなるが、原則として住家に準じて被害の程度を記載する方針とした。				/
②非住家の被害認定調査方法の検証	・5月、他自治体の事例においても、本市と同様の事例が多数であることを確認した。また、台風第15号で調査を行った職員から聴取を行い、上記浸水区分にもとづく調査において支障がないことを確認した。 ・6月、地震の場合は、上記にもとづき住家と同様の損害割合を調査する方針とした。				
③被害認定調査マニュアルの更新	・6月、上記2項目の検証により、水害時の対応や非住家の被害認定調査方法を記載したマニュアルの原案を作成した。		③被害認定調査マニュアルの更新	・7月、左記マニュアルの原案をもとに研修の準備を進めながらマニュアルを完成させる。	
④被災家屋調査研修の実施	・6月、7月26日に上下水道庁舎、8月3日に清水庁舎にて研修を実施することとした。受講者は税務部内職員約200名及び固定資産税家屋評価業務経験のある他局職員約50名を見込む。		④被災家屋調査研修の実施	・7月26日及び8月3日、毎年実施している住家の被災家屋調査研修に、非住家調査も組み込み、台風第15号の調査に関する実例報告や、完成したマニュアルをもとに研修を行う予定。	
		③被害認定調査マニュアルの更新			/
		④被災家屋調査研修の実施			
8月		・7月、研修の準備を進めながら、水害時の対応や非住家の被害認定調査方法を記載したマニュアルを完成させた。 ・7月26日及び8月3日、8日、10日、完成したマニュアルをもとに研修を行い、計239名が受講した。			
10月					
1月					
3月					



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	8
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

対策項目 8	<b>DXを活用した災害情報発信体制の強化</b>
--------	---------------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
2 応援体制	<p>➢災害時に「初動全力」、「平時組織から有事組織化」の考えの下、まずは市職員により迅速に被害情報を収集するため、<b>情報収集方針の策定、情報収集体制の強化、分野別訓練の実施、総合情報サイトの構築などに取り組む。</b></p>
4 情報の収集・共有・発信	<p>➢市民の適切な避難行動や生活再建に向けた支援、対策本部における迅速な決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」、「市民が必要とする支援情報の一元的かつ総合的な提供」、「応急対策等に必要な対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、<b>災害時総合情報サイトを令和7年1月令和6年10月までに構築する。</b></p> <p>➢災害情報共有システムを一体的に運用、検証することで、<b>令和7年1月令和6年10月までに災害時総合情報サイトを新規に構築する。</b></p> <p>➢災害対策本部における迅速な方針決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」、「市民が必要とする災害情報の一元的かつ総合的な提供」ができる仕組みづくりとして、<b>災害時総合情報サイトを令和7年1月令和6年10月までに構築する。</b></p> <p>➢災害時総合情報サイトの構築：市民の適切な避難行動や生活再建に向けた支援、対策本部における迅速な決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」「市民が必要とする災害情報の一元的かつ総合的な提供」「応急対策等に必要な対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、<b>災害時総合情報サイトを令和7年1月令和6年10月までに構築する。</b></p> <p>➢同報無線のデジタル化：市民の迅速かつ適切な避難行動や、被災者支援につなげるため、「音声放送の明瞭化」、「スマートフォン等への文字情報の配信」など、災害時に必要な情報をプッシュ型で一斉に伝達するツールとして、<b>同報無線を令和8年3月までにデジタル化する。</b></p> <p>➢情報端末充電環境の整備：災害時において市民に必要な支援情報を速やかに提供するため、<b>79か所の指定緊急避難場所にスマートフォンやタブレット等の情報端末が充電できるポータブル蓄電池を令和5年11月初旬までに整備する。</b></p> <p>➢デジタルデバイド対策：すべての市民が、最も身近な避難所で必要な支援情報を速やかに取得できるよう、<b>257258か所の避難所に災害情報表示用の大型モニターを設置し、すべての避難所において情報が取得できる環境整備を令和5年11月までに行う。</b></p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月	
①災害時総合情報サイトの構築	○	R5年度計画	①4月～ 総合情報サイト公募型プロポーザルの発注準備事務（仕様書、採点表の作成） ①6月 公募型プロポーザルの応募開始（6/28）	①7月 プロポーザル審査会の実施（7/24） ①8月 委託業者決定 ①8月 プラットフォームの設置 ②7月～ 現地調査（子局） ③7月 受注者決定・契約締結 ④7月～ 契約課窓口提示 ④8月 受注者決定・契約締結	①9月 プラットフォーム運営（基本計画の策定、運用体制の検討） ①10月～11月補正要求（サイトシステム開発経費） ①10月 基本計画（概要版）策定 ②9月～ 親局整備開始、現地調査（子局） ③9月～ 部分納品開始 ④9月～ 部分納品開始	①12月 基本計画策定 ①12月 2月補正要求（サイトシステム開発経費） ①12月 予算確保・発注準備 ①1月～発注 ②11月～ 中継局、子局整備開始、現地調査（子局） ②12月～ 音達試験 ③11月 配備完了 ④11月 配備完了	①2月～総合情報サイトのシステム開発の開始 ①2月 予算確保・発注準備 ①2月 発注 ②親局、中継局、子局の整備完了	R6 ①総合情報サイト ・R6年12月～8月～ テスト運用・周知 ・R7年1月～R6年10月～ サイト運用開始	
②同報無線デジタル化整備	○		②4月～ 現地調査（親局、中継局） ③4・5月 業者選定部会 ③5月 業者選定委員会・発注公告 ④4月～ 発注準備	②7月～ 現地調査（子局）を実施 ③7月 受注者決定・契約締結（7/6） ④7月 契約課窓口提示（7/24） ④8月 受注者決定・契約締結（8/10）	①10月 プラットフォーム運営（10/11） ①10月 国交付金活用のため、11月補正要求を2月補正に変更 ①10月 基本計画（概要版）策定 ②9月～ 親局整備に着手、現地調査（子局）を実施 ③10月～ 部分納品開始 ④9月～ 部分納品開始	①1月 総合情報サイト基本計画策定完了 ①12月 2月補正要求（サイトのシステム開発経費） ②11月～ 同報無線の中継局、子局整備開始、現地調査（子局） ②12月～ 音達試験の実施 ③11月 配備完了（ポータブル蓄電池） ④1月 配備完了（大型モニター）	①2月 予算確保・発注準備の完了 ①2月 総合情報サイト構築業務発注手続き開始 ②親局、中継局、子局の整備完了		R6～
③情報端末充電環境の整備	◎		②4月～ 現地調査（親局、中継局） ③4・5月 業者選定部会 ③5月 業者選定委員会・発注公告 ④4月～ 発注準備						
④情報表示用大型モニターの設置	◎	R5年度実績							
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	◎		

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な取組内容	6月	①災害時総合情報サイトの構築	・プロポーザル発注準備事務（仕様書、採点表の作成）（4月～6月） ・公募型プロポーザルの応募開始（6/28）	①災害時総合情報サイトの構築	・委託業者の決定後、プラットフォームを設置 ・プラットフォームで9月末までに基本計画（概要版）策定、12月末までに基本計画（全体版）策定する。 ・2411月補正予算としてサイト開発予算を要求、4+1月までに開発業者決定しサイト開発、R7年1月R6年10月から運用開始	
		②同報無線デジタル化整備	・4月から親局1局、中継局4局の整備に向けた現地調査の実施	②同報無線デジタル化整備	工事を継続し、令和7年度末にデジタル化の完了、令和8年度末までに既設アナログ設備の撤去を完了予定	
		③情報端末充電環境の整備	・4、5月に業者選定部会 ・5月に業者選定委員会 ・発注公告を5月22日に実施	③情報端末充電環境の整備	業者との契約締結のうえ、9月以降に部分納品を行い、11月末までに配備完了	
		④情報表示用大型モニターの設置	・4月に発注準備として仕様書の作成及び契約課との協議を実施	④情報表示用大型モニターの設置	業者との契約締結のうえ、9月以降に部分納品を行い、11月末までに配備完了	
	8月	①災害時総合情報サイトの構築	・7月 プロポーザル審査会の実施（7/24） ・8月 委託業者決定、契約締結（8/4） ・8月 プラットフォームの設置及び関係機関やライフライン業者とサイトの機能や表示情報などについて個別ヒアリング開始（8月下旬）	①災害時総合情報サイトの構築	・10月に基本計画（概要版）策定（サイトの機能や表示情報、運用面）し、プラットフォームの全体会合で共有、12月末までに基本計画を策定する。 ・2月11月補正予算でサイト開発予算を要求、4+1月に開発業者を決定しサイト開発に着手 ・R7年1月R6年10月から運用開始	
		②同報無線デジタル化整備	・7月～ 子局の整備に向けた現地調査の実施（R5年度分：25箇所のうち10箇所完了） ・7月 静岡市連合自治会へ事業説明を実施（事業内容及びスケジュール） ・8月 葵区・駿河区・清水区連合自治会へ事業説明を実施（事業内容及びスケジュール）	②同報無線デジタル化整備	・9月以降 親局・中継局・子局の整備を進める ・9月～ 子局の整備に向けた現地調査の実施 ・12月～ 子局設置箇所の詳細調査に伴う9箇所の音達試験を行う	
		③情報端末充電環境の整備	・7月 受注者決定・契約締結（7/6） ・7月～施設管理者と蓄電池の設置及び保管場所について協議	③情報端末充電環境の整備	・9月以降に順次納品を行い、11月末までに配備完了 ・10月までに施設管理者と保管場所について協議完了	
		④情報表示用大型モニターの設置	・7月～契約課窓口提示（7/24）、8月 受注者決定・契約締結（8/10） ・8月～施設管理者と大型モニターの設置及び保管場所について協議	④情報表示用大型モニターの設置	・9月以降に順次納品を行い、11月末までに配備完了 ・10月までに施設管理者と保管場所について協議完了	
	10月	①災害時総合情報サイトの構築	・10月 ライフライン事業者、市各部署からの意見収集するためプラットフォームを開催（10/11） ・10月 基本計画策定にあたりシステム構成案を作成し、市長確認の実施後、基本計画（概要版）策定 ※機能拡充、国交付金の活用のため開発計画を3か月延期。予算措置を11月補正から2月補正に変更	①災害時総合情報サイトの構築	・12月 基本計画策定 ・1月 国交付金申請 ・2月 予算確保・発注準備	【対策内容の修正】 ・「災害時総合情報サイトを令和6年10月までに構築する」計画であったが、サイトの機能拡充及び国の交付金の活用のため、開発計画を3か月延期し、「令和7年1月までに構築する」に修正を行った。 ・これに伴いR5年度計画及びR6年度以降の取組項目についても所要の修正を行った。
		②同報無線デジタル化整備	・9月～ 子局の整備に向けた現地調査の実施（R5年度分：25箇所のうち25箇所完了） ・10月 親局設備（静岡庁舎）の整備に着手	②同報無線デジタル化整備	・11月以降 子局の現地調査が完了した場所について地権者から承諾を得て整備を進める ・11月以降 親局、中継局、再送信子局の整備を進める ・12月～ 子局設置箇所の詳細調査に伴う9箇所の音達試験を行う	
		③情報端末充電環境の整備	・9月～10月 施設管理者と蓄電池の設置及び保管場所について協議完了 ・10月30日から蓄電池の配備を開始	③情報端末充電環境の整備	・11月末までに蓄電池の配備完了	
		④情報表示用大型モニターの設置	・9月～10月 施設管理者とモニターの設置及び保管場所について協議完了 ・9月26日から大型モニターの配備を開始	④情報表示用大型モニターの設置	・11月末までに大型モニターの配備完了	
	1月	①災害時総合情報サイトの構築	・12月 2月補正予算で情報サイトのシステム開発予算を要求 ・1月 災害時総合情報サイト基本計画策定完了 ・1月 デジタル田園都市整備交付金申請	①災害時総合情報サイトの構築	・2月 予算確保・発注準備	
		②同報無線デジタル化整備	・11月～12月 同報無線の親局、中継局の整備完了 ・11月～1月 同報無線の子局現地調査が完了した場所について地権者から承諾（R5年度分：25箇所のうち23箇所完了） ・12月～ 音達試験の実施（12月25日から27日）	②同報無線デジタル化整備	・2月～ 継続して子局整備を進める	
		③情報端末充電環境の整備	・11月 各拠点避難所へ蓄電池の配備完了	③情報端末充電環境の整備		
		④情報表示用大型モニターの設置	・1月 各避難所や備蓄倉庫へ大型モニターの配備完了	④情報表示用大型モニターの設置		
3月	①災害時総合情報サイトの構築	・3月 補正予算を確保し、サイト開発業務の発注手続き開始				
	②同報無線デジタル化整備	・3月 令和5年度分の親局、中継局、子局の整備完了				



令和5年度 災害対応力強化実施計画

対策項目9	情報収集・発信体制の強化
-------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

No.	9
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	総務局長（広報課）

実施項目	対策内容
2 応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣を要請する前の段階においても、関係機関との対応状況などを積極的に情報発信する。</li> </ul>
3 被害状況の調査・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>初動期において必要な報告項目を洗い出し、<b>災害情報共有システムにおける被害状況に応じた報告のルール</b>（被害規模・位置情報・現場写真・重要度など）を策定する。</li> <li>ルールに基づき、<b>各種の被害状況を想定した定期的な報告訓練を行うとともに、そのフィードバックを行う。</b></li> <li><b>既存の調査方法の運用を見直すとともに、新たな調査方法に係る事業者などへの情報収集及び比較検討を行い、導入可能な調査方法を検討する。</b></li> <li>人的被害以外の<b>被害調査対象の優先順位</b>を決めるため、必要な<b>基本的な方針を事前に策定し、明確にする。</b></li> <li>災害状況に応じた被害調査対象を洗い出し、調査の活用目的、内容を明確にし、調査対象の優先順位付けを行う。</li> <li>初動時における被害の全体像（概要）を迅速により精度高く推定できるようにするため、災害対策本部からの情報収集に関する指示（情報収集手段・調査範囲・優先順位・調査対象等）に基づき、総括部情報班は各部に対し、様々な情報収集手段を活用し被害情報を収集するよう指示・伝達する。情報収集の手段としては、これまでのドローン、オフロードバイク、消防ヘリコプター、河川・道路の監視モニターなどに加え、今後は、河川水位計や洪水予測システムなどのほか、社会の大きな力を活用するため、SNSの情報や災害リスクの高い地域の住民からの情報提供なども取り入れていく。</li> <li><b>優先的に報告すべき対象、範囲などの項目や、報告時期を取り決めておく。</b></li> </ul>
4 情報の収集・共有・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>災害情報共有システムにおける、具体的なルール</b>（被害内容・位置・写真・重要度）を策定し、<b>災害情報共有システムを活用した研修や訓練を継続的に実施する。</b></li> <li>円滑な情報の集約と共有を図るため、<b>災害情報共有システムにおける、具体的なルール</b>（被害内容・位置・写真・重要度）を策定し、<b>災害情報共有システムを活用した研修や訓練を継続的に実施する。</b></li> <li><b>令和5年6月の出水期までに、風水害における情報収集の優先順位などを示した基本的方針（案）を作成するとともに、令和6年3月までに、大規模地震を始めとする様々な災害や規模、フェーズをイメージした情報収集の基本的方針（案）を定める。</b>（また、これらの基本的方針（案）の実効性を高めるため、分野別訓練を令和5年6月から実施するとともに、実災害での対応を踏まえ、継続的に見直していく。→No.10情報処理能力の向上）</li> <li><b>風水害における優先順位などを示した基本的方針（案）を令和5年6月までに定めるとともに、基本的方針（案）の実効性を高めるため、分野別訓練や実災害での対応を踏まえ、継続的に見直していく。</b></li> <li>災害時において自治会に速やかに、分かりやすく情報が伝達できるよう、<b>メーリングリスト、電話番号リスト、LINEグループなどを活用した情報伝達方法を確立する。</b></li> <li><b>市民からの問い合わせ、市民からの情報提供窓口としてコールセンターの設置を検討する。</b></li> <li><b>報道機関が各部に問い合わせるといった負担を軽減するために、問い合わせ窓口を一本化し、総括部広報班が総括部に配置する各部の職員とともに対応する。</b></li> </ul>
5 自治会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>情報の発信にあたっては、一元化するとともに、発信する内容を検討整理する。</b></li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）		7～8月	9～10月		11～1月
①災害情報共有システムの活用 ・運用マニュアルの策定 ・訓練の実施	○	R5年度計画	①6月 運用マニュアルの策定	①7月 運用マニュアルの策定	①9月 総合防災訓練の実施	①11月 総合防災訓練を踏まえた運用マニュアルの修正	R6年4月～ ①総合サイト運用まで運用マニュアル 随時見直し	
			②6月 風水害の情報収集基本的方針を策定	②8月 研修の実施	②9月 総合防災訓練の実施	②12月 地域防災訓練の実施		
			③情報班各係の役割、連携、業務の流れを検討	③8月 風水害の情報収集基本的方針に基づき各班の活動を確認	③10月 情報班訓練の実施（総合防災訓練の振り返り）	③11月 風水害の情報収集基本的方針の修正		
			④情報班と総括班、調整班との連携の検討	④8月 情報班分野別訓練	④9月 フェーズに応じた情報収集基本的方針の策定	④12月 総合防災訓練を踏まえて課題の整理と対策を具体化し基本的方針の修正、必要に応じて地域防災計画への反映		
②情報収集基本的方針の策定	◎	R5年度計画	⑤6月 コールセンターの他都市事例調査	⑤8月 情報班分野別訓練	⑤9月 災害リスクの高い地域の住民へ情報提供について協議・依頼	⑤11月 総合防災訓練を踏まえた風水害の情報収集基本的方針の修正、地域防災計画反映		
③自治会への連絡体制の構築 ・連絡体制の検討 ・自治会等への協力依頼	◎		⑥6月 報道機関専用電話設置	⑥7月 各区地域総務課と情報伝達方法の検討	⑥9月 災害リスクの高い地域の住民から情報提供について協議・依頼	⑥10月 コールセンター設置要否の方針決定	⑥12月 総合防災訓練を踏まえて課題の整理と対策を具体化し基本的方針の修正、地域防災計画反映	
④市民からの問合せ対応 ・コールセンターの他都市事例調査 ・コールセンター設置要否の方針決定	◎		⑥6月～ SNSのAI分析ツールであるスペクティの試験導入・活用	⑥8月 各区地域総務課を通じて各自治会へ情報伝達方法確立に向けた協力依頼（各自治会長の連絡先情報の提供など）	⑥9月 災害リスクの高い地域の住民からの情報収集の開始	⑦9月 総合防災訓練の実施	⑦11月 総合防災訓練を踏まえて課題の整理と対策を具体化し基本的方針の修正、地域防災計画反映	
⑤報道機関からの問合せ対応 ・報道機関専用電話設置	◎			⑦7月 本部会における報告すべき対象、範囲の検討			⑦12月 総合防災訓練の実施	
⑥被害調査方法の充実 ・SNSを活用した情報収集 ・災害リスクの高い地域からの情報収集	◎	R5年度実績	⑧7月、8月 コールセンターの他都市事例調査	⑧7月、8月 コールセンターの他都市事例調査	⑧9月 災害リスクの高い地域からの情報収集について、市全職員に向けて災害情報の提供を依頼し、情報収集を開始	⑧11月 総合防災訓練を踏まえた風水害の情報収集基本的方針の修正、地域防災計画への反映		
⑦本部会で報告すべき事項の決定 ・本部会に報告すべき対象、範囲の検討 ・運用マニュアルの決定	◎		⑧6月～ SNSのAI分析ツールであるスペクティの試験導入・活用	⑧7月、8月 コールセンターの他都市事例調査	⑧9月 災害リスクの高い地域からの情報収集について、市全職員に向けて災害情報の提供を依頼し、情報収集を開始	⑧10月 総合防災訓練の実施	⑧12月 総合防災訓練を踏まえた風水害の情報収集基本的方針の修正、地域防災計画への反映	
				⑧8月 各区地域総務課を通じて各自治会へ情報伝達方法確立に向けた協力依頼（各自治会長の連絡先情報の提供など）	⑧9月 災害リスクの高い地域からの情報収集について、市全職員に向けて災害情報の提供を依頼し、情報収集を開始	⑧10月 総合防災訓練の実施	⑧11月 総合防災訓練を踏まえた風水害の情報収集基本的方針の修正、地域防災計画への反映	
				⑧7月、8月 コールセンターの他都市事例調査	⑧9月 災害リスクの高い地域からの情報収集について、市全職員に向けて災害情報の提供を依頼し、情報収集を開始	⑧10月 総合防災訓練の実施	⑧11月 総合防災訓練を踏まえた風水害の情報収集基本的方針の修正、地域防災計画への反映	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	△	○	○	◎	◎	

		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応
6月	①災害情報共有システムの活用	・6月 災害情報共有システムの入カールールを定めた運用マニュアルの素案を作成した。	①災害情報共有システムの活用 ・7月 災害情報共有システムにおける被害状況に応じた運用マニュアルを策定する。	②情報収集基本方針策定 ・災害配備体制も踏まえ、風水害の情報収集基本方針の検討を行ったが、方針策定までには至らなかった。今後は、基本方針を早期（7月）に策定し、風水害の災害対応に取り組む。
	②情報収集基本方針の策定	・6月 風水害の情報収集基本方針の検討	②情報収集基本方針の策定 ・7月 風水害の情報収集基本方針の策定 ・2月 大規模災害におけるフェーズに応じた情報収集基本方針の策定	
	③自治会への連絡体制の構築	・6月 各区地域総務課と情報伝達方法について検討を実施	③自治会への連絡体制の構築 各区地域総務課と情報伝達方法について検討を行い、8月に自治会へ情報伝達方法確立に向けた協力依頼を実施予定	
	④市民からの問合せ対応	・6月 他都市事例調査票の調査項目を整理し、調査票を作成	④市民からの問合せ対応 他都市の事例調査を実施し、9月にコールセンター設置の要否の決定	
	⑤報道機関からの問合せ対応	・6月 危機管理総室の電話を広報班専用電話として設置	⑤報道機関からの問合せ対応 6月に広報班専用電話を設置し完了済み	
	⑥被害調査方法の充実	・4月 SNSのAI分析ツールであるスペクティの試験導入をし、災害時に活用した。	⑥被害調査方法の充実 6月にSNSからの情報収集手段について導入し完了済み 災害リスクの高い地域から情報収集検討を行い、9月から情報収集を開始予定	
	⑦本部会で報告すべき事項の決定	—	⑦本部会で報告すべき事項決定 総括班にて本部会で報告すべき事項の検討を行い、8月に決定を行う予定	
8月	①災害情報共有システムの活用	・7月 災害情報共有システムの入カールールを定めた運用マニュアルを作成。 ・8月 災害情報共有システムの情報班との運用マニュアル研修を実施。(8/4, 8/28) ・8月 スンプシステムにおいて、運用マニュアルを各局へ周知	①災害情報共有システムの活用 ・12月の訓練までに職員が操作方法を習得できるよう、11月に周知を行う。	
	②情報収集基本方針の策定	・7月 風水害の情報収集基本方針を策定（情報収集に関する考え方や優先順位、フェーズ毎の方針） ・8月 方針に基づく訓練及び災害対応の実施(8/4, 8/28)	②情報収集基本方針の策定 ・2月 大規模災害におけるフェーズに応じた情報収集基本方針の策定	
	③自治会への連絡体制の構築	・7月～8月 各区地域総務課と情報伝達方法について検討を実施 ・8月 各区地域総務課を通じて各自治会へ情報伝達方法確立に向けた協力依頼（各自治会長の連絡先情報の提供など）を行い、自治会との情報伝達方法を確立	③自治会への連絡体制の構築 ・8月 自治会との情報伝達方法を確立して完了済	
	④市民からの問合せ対応	・7月～8月 他都市の事例調査を実施（19指定都市） 災害時コールセンターの設置：12都市（9市が職員で組織、3市が既存の総合コールセンターで対応） 災害用AIチャット等の活用：2都市（LINE、ウェブサイト）	④市民からの問合せ対応 ・9月にコールセンター設置の要否の方針決定	
	⑥被害調査方法の充実	・7月、8月 災害リスクの高い地域の住民からの情報収集方法について各区地域総務課と検討	⑥被害調査方法の充実 ・9月 災害リスクの高い地域の情報収集を職員向けに依頼し、スンプシステムで情報収集を開始予定	
	⑦本部会で報告すべき事項の決定	・7月 風水害の情報収集基本方針に基づき、本部会における報告すべき対象、範囲の検討 ・8月 風水害の情報収集基本方針に基づき、本部会における報告すべき対象、範囲の決定（【緊急】直接人命に係る情報や2次被害につながる情報、【重要】複数の部局が応急対策実施を共同で実施するものや人的等増援の必要があるものに分類される情報を本部会にて共有、また、各部各班において今やっていること、これからやるべきことをリスト化し情報共有する） ・8月 総合防災訓練において報告すべき内容（やっていること、やるべきこと）を全庁へ周知	⑦本部会で報告すべき事項決定 ・9月 総合防災訓練で本部会に共有すべき内容（やっていること、やるべきこと）を報告実施予定	
10月	①災害情報共有システムの活用	・9月 総合防災訓練（情報収集・分析訓練）を実施 災害情報共有システムの入カールールに基づいた入力訓練を実施	①災害情報共有システムの活用 ・12月の訓練までに職員が操作方法を習得できるよう、11月に周知を行う。	
	②情報収集基本方針の策定	・9月 総合防災訓練（情報収集・分析訓練）を実施 情報班の総合防災訓練及び今までの実災害における情報収集・分析に関する課題に対し、総合サイトの運用にあわせ改善することを決定	②情報収集基本方針の策定 ・2月 大規模災害におけるフェーズに応じた情報収集基本方針の策定	
	④市民からの問合せ対応	・9月 総合コールセンターの災害時対応の方針を決定（発災から3日以降、総合コールセンターを災害対応コールセンター（仮称）に移行。総合コールセンターが被災した場合は遠隔地コールセンターを稼働）	④市民からの問合せ対応 ・災害時マニュアルや災害時FAQを策定し、年度末までにコールセンター事業者との協定締結 ・発災時、災害対応コールセンター稼働までの災害対策本部職員配備体制等の課題について検討	
	⑥被害調査方法の充実	・10月市全職員へ向けて災害情報の提供を呼びかけ実施（10/5）し、災害リスクの高い地域からの情報収集開始	⑥被害調査方法の充実 ・現段階としては、職員からの情報収集を行う。将来的に総合情報サイトが完成したときは市民からの情報収集を行う。	
	⑦本部会で報告すべき事項の決定	・9月 総合防災訓練で本部会に共有すべき内容（やっていること、やるべきこと）を報告 ・9月 総合防災訓練で本部会に報告すべき事項の運用方法を周知	⑦本部会で報告すべき事項決定	
1月	①災害情報共有システムの活用	・11月 スンプシステムにおいて操作方法を職員へ周知 ・12月 地域防災訓練（情報収集・分析訓練）において災害対応リスト作成による初動訓練を実施（12/3）	①災害情報共有システムの活用 ・2月 地域防災訓練を踏まえた運用マニュアルの修正	
	②情報収集基本方針の策定	・11月 総合防災訓練を踏まえた風水害の情報収集基本方針の見直し ・12月 地域防災訓練（情報収集・分析訓練）において災害対応リスト作成による初動訓練の実施及び課題における改善対策を共有（12/3）	②情報収集基本方針の策定 ・2月 大規模災害におけるフェーズに応じた情報収集基本方針の策定 ・3月 津波訓練（情報収集・分析訓練）の実施	
	④市民からの問合せ対応	・12月 災害時FAQの整備に向けて各課あてに想定QAの作成を依頼。 ・12月 総合コールセンターの災害時対応マニュアルの作成に向けて受託業者との調整。	④市民からの問合せ対応 ・災害時マニュアルや災害時FAQを策定し、年度末までにコールセンター事業者との協定締結 ・発災時、災害対応コールセンター稼働までの災害対策本部職員配備体制等の課題について検討	
3月	①災害情報共有システムの活用	・2月 地域防災訓練を踏まえた運用マニュアルの見直し		
	②情報収集基本方針の策定	・2月 大規模災害におけるフェーズに応じた情報収集基本方針（案）の策定（情報収集に関する考え方や優先順位、フェーズ毎の方針） ・3月 津波訓練において、清水区本部（清水消防署）との情報収集訓練の実施		
	④市民からの問合せ対応	・3月 災害等の発生時におけるコールセンターの運営について、受託業者と協定書を締結。 ・3月 コールセンター運営に係る災害時マニュアルや災害時FAQを策定。		

具体的な取組内容



令和5年度 災害対応力強化実施計画

対策項目10	情報処理能力の向上
--------	-----------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

No.	10
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

実施項目	対策内容
1 災害対策本部及び本部のあり方	<p>&gt; 総括部情報班の情報収集・分析能力を向上させ、災害の現況や今後の見通しなどを適時適切に市長に報告するほか、市長自らも状況判断することで、災害対策本部を適時に設置する。（また、災害対策本部設置基準だけでなく、臨機応変な災害対応ができるよう、職員の参集基準等を見直す。→No.1災害対策本部の機能強化）</p> <p>&gt; 迅速に被害情報を把握するため、総括部情報班の情報収集・処理能力を向上させる。（また、地域防災計画に定めた役割・機能を果たすよう各部の役割分担を明確にする→No.3役割分担の見直し）とともに、総括部は、様々な災害を想定した訓練を繰り返し実施し、災害対策本部や関係機関との活動調整能力などを強化することで、柔軟で機能的な危機管理体制を構築する。</p>
4 情報の収集・共有・発信	<p>&gt; （令和5年6月の出水期までに、風水害における情報収集の優先順位などを示した基本的方針（案）を作成するとともに、令和6年3月までに、大規模地震を始めとする様々な災害や規模、フェーズをイメージした情報収集の基本的方針（案）を定める。→No.4情報収集・発信体制の強化） また、これらの基本的方針（案）の実効性を高めるため、分野別訓練を令和5年6月から実施するとともに、実災害での対応を踏まえ、継続的に見直していく。</p> <p>&gt; （総括部情報班の機能を強化するため、適正な人員数を確保するとともに、各部から専門的知識を有する職員を配置する。また、災害対策本部における情報収集機能を強化するため、情報班・オフロードバイク隊・調査班（ドローン調査班）を統合させ、一体的な情報収集体制を構築する→No.2災害配備体制の構築）とともに、情報収集能力を向上させるため、分野別訓練を定期的に実施する。</p> <p>&gt; （災害対策本部における速やかな情報共有を図るため、総括部情報班に、情報の収集・集約を専門的に実施する情報処理係を設置するとともに、適正な人員数を配置することで、一元的かつ総合的に情報処理できる体制を、令和5年6月までに整備する。→No.2災害配備体制の構築）また、迅速に情報が集約・共有できるよう分野別訓練を定期的に実施する。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期			
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月			2～3月
①情報処理能力向上訓練の実施 ・情報班の情報収集・分析能力の向上	○	R5年度計画	4月～ 情報班訓練の実施	7月 ・情報班の役割分担確認 ・情報班の訓練計画の作成 8月 ・情報班の係別訓練 1回 ・情報班訓練 1回 ・総括部連携訓練 1回	9月 ・総合防災訓練（情報収集・分析訓練） ・訓練のふりかえり、課題における改善対策	11月 地域防災訓練に向けた情報収集・分析訓練 1回 12月 ・地域防災訓練（情報収集・分析訓練） ・訓練のふりかえり、課題における改善対策	2月 ・津波避難訓練に向けた情報収集訓練 1回 3月 ・津波避難訓練（情報収集訓練）	R6.4	津波避難訓練のふりかえり、課題における改善対策
			R5年度実績	4月 情報処理訓練 1回 5月 情報処理訓練 4回 （1回あたり、5名程度の参加）	7月 ・情報班の役割分担確認 ・情報班の訓練計画の作成 8月 ・情報班の係別訓練 1回 ・情報班訓練 1回 ・総括部連携訓練 1回	9月 ・総合防災訓練の実施（情報収集・分析訓練） ・情報班の訓練及び実災害を踏まえた課題における改善対策を検討	11月 地域防災訓練に向けた災害対応リストの作成による初動訓練の実施 12月 ・地域防災訓練実施 ・訓練による課題のふりかえりを実施	2月 ・津波避難訓練に向けた清水区本部（清水消防署）との無線通信訓練の実施 3月 ・清水区本部（清水消防署）との情報収集訓練の実施	R6.8～9 R6.11～12 R7.2～3
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	△	○	○	○	◎		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	6月	8月	10月	1月	
①情報処理能力向上訓練の実施	・4月 情報処理訓練の実施 1回 ・5月 情報処理訓練の実施 4回	7月 ・情報班の処理係、分析係、収集係が実施すべき活動や作業をリスト化し整理 ・災害規模ごとに各係に必要な人員を見積り、連携方法を確認 ・情報班の訓練計画の作成 8月 ・情報班の係別訓練（8/4）で、リストをもとに、災害発生後の初動期に円滑に業務が実施できるよう訓練を行った ・情報班訓練（8/17）各係で情報が連携できるよう訓練を行った ・総括部連携訓練（8/31）、情報班と総括部各班の連携を確認した	9月 ・総合防災訓練（情報収集・分析訓練）を実施した ・情報班の総合防災訓練及び今までの実災害における情報収集・分析に対する課題に対し、総合サイトの運用にあわせ改善することを決定	①情報処理能力向上訓練の実施 9月総合防災訓練、12月地域防災訓練、3月津波避難訓練の主要な訓練に向けて、事前訓練 → 訓練（本番） → ふりかえりを繰り返すことで、情報収集・分析能力を向上させる。	訓練のための配備体制ができていなかったため
①情報処理能力向上訓練の実施				①情報処理能力向上訓練の実施 ・9月 総合防災訓練（情報収集・分析訓練）の実施、課題における改善対策を共有 ・11月 地域防災訓練に向け、情報収集・分析訓練を1回実施 ・12月 地域防災訓練（情報収集・分析訓練）の実施、課題における改善対策を共有 ・2月 津波避難訓練に向けた情報収集訓練 1回 ・3月 津波避難訓練（情報収集訓練）の実施	
①情報処理能力向上訓練の実施				①情報処理能力向上訓練の実施 ・11月 地域防災訓練に向け、情報収集・分析訓練を1回実施 ・12月 地域防災訓練（情報収集・分析訓練）の実施、課題における改善対策を共有 ・2月 津波避難訓練に向けた情報収集訓練 1回 ・3月 津波避難訓練（情報収集訓練）の実施	
①情報処理能力向上訓練の実施				①情報処理能力向上訓練の実施 ・2月 津波避難訓練に向けた情報収集訓練 1回 ・3月 津波避難訓練（情報収集訓練）の実施	
①情報処理能力向上訓練の実施					

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	11
作成年月日	令和6年 3月 31日
進捗管理責任者	総務局長（広報課）
進捗管理責任者	—

対策項目11	災害情報の発信
--------	---------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
4 情報の収集・共有・発信	市の発信する情報をできるだけ多くの市民等に届けられるように、スーパー・コンビニなどと協力協定締結に向けた協議を進めるとともに、コミュニティFMラジオ局との協力協定見直しを進める。 市の公式ウェブサイトの全面リニューアルに合わせ、災害情報ページも刷新する。 (災害時における安定的な情報発信、迅速な被災者支援等につなげるため、ホームページを「誰もが見やすく分かりやすい構成」、「アクセス集中時における安定稼働」ができる情報発信ツールとする)

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①情報発信協定の締結・見直し	○	R5年度計画	①情報発信協定 ・スーパーとの協議 ・コンビニとの協議 ・エフエムしみずとの協議 ・エフエム静岡との協議	①情報発信協定 ～12月 順次、各社との協定締結・協定再締結	①情報発信協定 ～12月 順次、各社との協定締結・協定再締結	①情報発信協定 ～12月 順次、各社との協定締結・協定再締結	/	
②市公式ウェブサイトのリニューアル	○		②市公式ウェブサイトのリニューアル ・業者選定（仕様・要件定義・契約）	②市公式ウェブサイトのリニューアル 7月～9月 サイト設計 7月～11月 サイトデザイン 7月～12月 システム開発	②市公式ウェブサイトのリニューアル 7月～9月 サイト設計 7月～11月 サイトデザイン 7月～12月 システム開発 9月～2月 データ移行	②市公式ウェブサイトのリニューアル 7月～12月 システム開発 9月～1月 データ移行		②市公式ウェブサイトのリニューアル 9月～1月 データ移行 2月1日 前倒し公開を図る
		R5年度実績	①情報発信協定 ・スーパーとの協議開始 ・エフエムしみずとの協議 ・エフエム静岡との協議	①情報発信協定 ・各社と協議中	①情報発信協定 ・スーパー3社と協定締結（11/1付） 各社との協議も継続中	①情報発信協定 ・スーパー9社と協定締結（コンビニ各社からは締結不要で協力いただける旨を確認） ・協定締結社と訓練実施予定も中止		②市公式ウェブサイトのリニューアル ・3月1日 当初予定どおり公開
			②市公式ウェブサイトのリニューアル ・5月31日業者選定 ・6月16日契約締結	②市公式ウェブサイトのリニューアル ・サイト設計中 ・サイトデザイン中 ・システム開発中	②市公式ウェブサイトのリニューアル ・サイト設計中 ・サイトデザイン中 ・システム開発中 ・データ移行中	②市公式ウェブサイトのリニューアル ・サイト設計中 ・データ移行中 （サイト設計・システム開発完了）		
取組項目全体の進捗状況	○		各期の進捗状況	○	○	○		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	時期	内容	時期	内容	
6月	①協定の締結・見直し	各社との協議開始	①協定の締結・見直し	各社との協議を進め、協議の結果、協力いただける社と順次協定を（再）締結	/
	②市公式ウェブサイトのリニューアル	5月31日に業者選定委員会にて受託業者選定 6月16日契約締結	②市公式ウェブサイトのリニューアル	3月1日のリニューアル公開を目指し、サイト設計、サイトデザイン、システム開発、データ移行を進める。	
	①協定の締結・見直し	スーパー1社、コンビニ2社、両エフエムと協議中	①協定の締結・見直し	各社との協議を進め、協議の結果、協力いただける社と順次協定を（再）締結	
	②市公式ウェブサイトのリニューアル	サイト設計中、サイトデザイン中、システム開発中	②市公式ウェブサイトのリニューアル	3月1日のリニューアル公開を目指し、サイト設計、サイトデザイン、システム開発、データ移行を進める。	
8月	①協定の締結・見直し	スーパー9社、コンビニ2社、両エフエムと協議中	①協定の締結・見直し	各社との協議を進め、協議の結果、協力いただける社と順次協定を（再）締結	/
	②市公式ウェブサイトのリニューアル	サイト設計中、サイトデザイン中、システム開発中	②市公式ウェブサイトのリニューアル	2月1日のリニューアル公開を目指し、サイト設計、サイトデザイン、システム開発、データ移行を進める。	

11月	①協定の締結・見直し	スーパー9社、コンビニ2社、両エフエムと協議中	①協定の締結・見直し	各社との協議を進め、協議の結果、協力いただける社と順次協定を(再)締結
	②市公式ウェブサイトリニューアル	サイト設計中、サイトデザイン中、システム開発中	②市公式ウェブサイトリニューアル	リニューアル公開を目指し、サイト設計、サイトデザイン、システム開発、データ移行を進める。
1月	①協定の締結・見直し	両エフエムと協議中	①協定の締結・見直し	緊急放送機器の保守にかかる協議状況を踏まえ、両エフエムとの協定再締結を進める
	②市公式ウェブサイトリニューアル	サイトデザイン中、システム開発中	②市公式ウェブサイトリニューアル	3月1日のリニューアル公開を目指し、サイトデザイン、データ移行を進める。
3月	①協定の締結・見直し	両エフエムと協議中	①協定の締結・見直し	緊急放送機器の保守にかかる協議状況を踏まえ、両エフエムとの協定再締結を進める
	②市公式ウェブサイトリニューアル	3月1日リニューアル公開		

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	12
作成年月日	令和6年 4月 10日
進捗管理責任者	葵区・駿河区・清水区長（地域総務課）
進捗管理責任者	—

対策項目12	指定避難所及び自主防災組織との連携強化
--------	---------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
5 自治会などとの連携	> 指定避難所などの施設の開設方法（鍵の管理）・施設の利用方法・利用エリアについて施設管理者、危機管理総室（地区支部）、自治会及び自主防災組織と事前に協議する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①3者の連絡体制の構築	○	R5年度 計 画	①②三者会合の準備	①②三者会合の実施 ①【葵】防災講座の実施 ②各指定避難所との協議	①②三者会合の実施 ①【葵】防災講座の実施 ②各指定避難所との協議	①②三者会合の実施 ①【葵】防災講座の実施 ②協議事項の自治会・地区支部との共有（引継ぎ事項の更新・作成）	②【葵・駿河】協議事項の自治会・地区支部との共有（引継ぎ事項の更新・作成）	R6.4～ 出前講座の実施
②指定避難所との関係構築	○		②各指定避難所との協議	②各指定避難所との協議	②各指定避難所との協議	②【駿河】各指定避難所との協議 ②【清水】協議事項を引継ぎ事項に反映・更新	自主防災連絡会の実施	
		R5年度 実 績	①②三者会合の準備	①②三者会合の実施 ①【葵】防災講座の実施 ②各指定避難所との協議の実施	①②三者会合の実施 ①【葵】防災講座の実施 ②各指定避難所との協議の実施	①②【葵・駿河】三者会合の実施 ①【葵】防災講座の実施 ②【3区】各指定避難所との協議の実施	②【3区】協議事項の自治会・地区支部との共有（引継ぎ事項の更新・作成） ②【駿河】各指定避難所との協議の実施	
			②各指定避難所との協議の実施	②各指定避難所との協議の実施	②各指定避難所との協議の実施			
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	○	



		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な取組内容	6月	①3者の連絡体制の構築 【駿河】6月16日に駿河区自主防災連絡会を開催し、自主防災組織、地区支部、施設管理者を対象に静岡市の防災体制や自主防災組織・地区支部・施設管理者相互の連絡体制の構築等について講義を実施した。	①3者の連絡体制の構築 【3区】施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織が指定避難所の施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて確認。	
		①3者の連絡体制の構築 【葵】6月27日に施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織を対象に指定避難所の運営等について講義を行う自主防災連絡会を実施した。	①3者の連絡体制の構築 【葵】葵区38学(地)区連合会を対象とした講座の実施(7月~11月)	
		①3者の連絡体制の構築 【清水】5月16日、17日に清水区自主防災講習会を実施し、市と地域のつながりや連絡体制について講義を実施した。また、6月22日、23日に清水区地区支部研修会を実施し、三者会合の開催を地区支部長に指示した。	②指定避難所との関係構築 【駿河・清水区】小・中学校以外の指定避難所と避難所開設について個別に協議(7月~9月)	
	8月	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築 【3区】3者会合において、施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織が指定避難所の施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて確認した。3者会合にて寄せられた質問や課題について、庁内関係課と共有するとともに、回答を作成し、自治会や地区支部に周知した。	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築 【3区】3者会合において、施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織が指定避難所の施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて確認。	
		①3者の連絡体制の構築 【葵】葵区内の全ての学(地)区(全38)連合会を対象とした防災に関する講座を18学(地)区連合会にて実施	①3者の連絡体制の構築 【葵】引き続き葵区内の全ての学(地)区(全38)連合会を対象とした防災に関する講座を実施(~11月まで)	
		②指定避難所との関係構築 【葵】防災講座において、各指定避難所の施設管理者に対し避難所の運営等の役割の確認や自主防災組織との連携を促した。 【駿河】小学校以外の指定避難所についてリストアップし各施設に連絡し日程調整中。 【清水】三者会合で施設の開設方法(鍵の管理)、施設の使用方法等が未確認の指定避難所と避難所開設等について協議するための日程調整を実施。	②指定避難所との関係構築 【葵】引き続き防災講座にて各指定避難所の施設管理者に対し、自主防災組織との連携を促していく。 【駿河】日程調整が整い次第、各施設と避難所開設等について協議を実施。 【清水】三者会合で施設の開設方法(鍵の管理)、施設の使用方法等が未確認の指定避難所と避難所開設等について協議を実施。	
	10月	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築 【3区】3者会合において、施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織が指定避難所の施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて確認した。3者会合にて寄せられた質問や課題について、庁内関係課と共有するとともに、回答を作成し、自治会や地区支部に周知した。	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築 【葵区・駿河区】3者会合において、施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織が指定避難所の施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて確認。	
		①3者の連絡体制の構築 【葵】葵区内の全ての学(地)区(全38)連合会を対象とした防災に関する講座を31学(地)区連合会にて実施	①3者の連絡体制の構築 【葵】引き続き葵区内の全ての学(地)区(全38)連合会を対象とした防災に関する講座を実施(~11月末日で完了予定)	
		②指定避難所との関係構築 【葵】防災講座において、各指定避難所の施設管理者に対し避難所の運営等の役割の確認や自主防災組織との連携を促した。 【駿河】小学校以外の指定避難所についてリストアップし各施設に連絡し日程調整中。 【清水】地区支部が施設の開設方法(鍵の管理)、施設の使用方法等が未確認の6施設のうち2施設と避難所開設等について協議を実施した。また、地区支部が4施設と日程調整を実施した。	②指定避難所との関係構築 【葵】引き続き各指定避難所の施設管理者に対し、自主防災組織との連携を促していく。また、状況によっては施設管理者と自主防災組織との間に入り、円滑かつ良好な関係の構築をサポートしていく。 【駿河】日程調整が整い次第、各施設と避難所開設等について協議を実施。 【清水】地区支部が施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法等が未確認の4施設と避難所開設等について協議を実施。	
	1月	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築 【葵区・駿河区】3者会合において、施設管理者、地区支部、自治会及び自主防災組織が指定避難所の施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて確認した。3者会合にて寄せられた質問や課題について、庁内関係課と共有するとともに、回答を作成し、自治会や地区支部へ周知した。	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築 【葵区・駿河区】防災講座や3者会合、防災訓練にて寄せられた質問や課題について、庁内関係課と共有し、回答や対応状況を作成し、自治会や地区支部に周知する。 【清水区】地区支部が三者会合での協議内容等を踏まえ、引継ぎ資料を更新する。	
		①3者の連絡体制の構築 【葵区】葵区内の全ての学(地)区(全38)連合会を対象とした防災に関する講座を実施。(11月末日で完了)	①3者の連絡体制の構築 【葵区】防災自治会講座での質問への回答等を踏まえ、必要に応じ地区支部ごとの引継ぎ資料を更新する。	

		②指定避難所との関係構築	<p>【葵区】防災講座にて、原則全指定避難所の施設管理者に対し、避難所の開設手順や避難所レイアウト作成の必要性を周知したほか、同席している自治会や地区支部員との連携を促した。</p> <p>【駿河区】小学校以外の指定避難所について日程調整中。1月末現在で4施設/30施設と協議実施済。</p> <p>【清水区】地区支部が施設の開設方法（鍵の管理）、施設の利用方法等が未確認の4施設と施設の開設方法（鍵の管理）等について確認を実施した。</p>	②指定避難所との関係構築	<p>【葵区】必要に応じ、指定避難所のレイアウト作成に向け、声掛けやサポートを行う。</p> <p>【駿河区】日程調整が整い次第、各施設と避難所開設等について協議を実施。（2月中に実施：16施設日程調整済）指定避難所との協議内容を地区支部に共有し、順次資料を更新する。</p> <p>【清水区】地区支部が施設の開設方法（鍵の管理）等について確認した4施設との協議内容を踏まえ、引継ぎ資料を更新する。</p>	
3月	①3者の連絡体制の構築 ②指定避難所との関係構築	<p>【葵区・駿河区】防災講座や3者会合、防災訓練にて寄せられた質問や課題について、庁内関係課と共有し、回答や対応状況を作成し、自治会や地区支部に周知した。</p> <p>【清水区】地区支部が三者会合での協議内容等を踏まえ、施設の開設方法（鍵の管理）や利用方法が未確認だった4施設を含む全95施設について、引継ぎ資料を更新した。また、区本部として引継ぎ資料をとりまとめ把握した。</p>	①3者の連絡体制の構築	<p>【3区】今年度実施した取組を踏まえ、自主防災連絡会や防災訓練での実施内容を検討する。</p> <p>【3区】拠点となる指定避難所のレイアウト作成に向けた取組の準備を進める。</p>		
	①3者の連絡体制の構築	<p>【葵区】防災自治会講座での質問への回答等を踏まえ、必要に応じマニュアルや地区支部ごとの引継ぎ資料等を更新した。</p>	②指定避難所との関係構築	<p>【3区】各指定避難所との協議方法を検討する。</p>		
	②指定避難所との関係構築	<p>【葵区】指定避難所のレイアウト作成に向け、サポートを行った。</p> <p>【駿河区】こども園を除く指定避難所と施設側の参集基準や地区支部・自主防災組織との連絡体制等について協議した。</p> <p>指定避難所との協議内容を地区支部に共有し、順次資料を更新する。</p>				

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	13
作成年月日	令和6年 4月 10日
進捗管理責任者	葵区・駿河区・清水区長（地域総務課）

対策項目13	情報連絡体制の強化（自治会・各部各班）
--------	---------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
5 自治会などとの連携	>自治会及び自主防災組織に対する <b>依頼内容と方法を再検討</b> し、自治会長の負担を軽減する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期			第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月			2～3月
①依頼事項の集約方法の構築	○	R5年度 計 画	①台風15号で各部各班が自治会長へそれぞれ依頼した事項の洗い出し ③情報収集方法の検討 ③被害状況報告シート案の作成	①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出し → 【継続】第2期へ ①各部からの依頼事項の集約方法及び伝達方法の検討 ②通信手段・情報共有窓口の一元化の検討 ③7～8月 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案 ③被害状況報告シート案について、関係部局へ照会	【継続】第1期より→①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出し→【継続】第3期へ ①市本部各部、自主防災会等への周知 ②通信手段・情報共有窓口の一元化の検討 ③9～10月 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案 ③被害状況報告シートの周知	【継続】第2期より→①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出し ①地域防災訓練における確認 ②通信手段・情報共有窓口の一本化について関係部局への提案 ③防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案 ③被害状況報告シートの運用方法の検討	①各部から自治会長へ依頼する事項に係る、総括部調整班の役割を位置づける ②通信手段・情報共有窓口の一本化について関係部局への提案 ③被害状況報告シートを含めた運用方法の検討	R6年4月～	自治会等との連絡体制の構築
②自治会との連絡体制の構築	○		③情報収集方法を検討 ③被害状況報告シート案の作成	①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出しのための役割分担の決定 ①各部からの依頼事項の集約方法及び伝達方法の検討 ②通信手段・情報共有窓口の一元化の検討 ③7～8月 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案を実施	①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出しのための各部各班への照会 ②情報共有窓口の一元化と通信手段・方法の検討 ③9～10月 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案を実施	【継続】①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の取りまとめ、分析 ①12月【葵・駿河】地域防災訓練における確認 ②通信手段・情報共有窓口の一本化について関係部局への提案 ③11月【葵・駿河】 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案を実施 【清水】連合自治会へ相談。令和4年台風第15号で被災した経験から初期段階で自主防災会からの被害状況報告シートの提出は不可能との結論に至る。	①各部から自治会長へ依頼する事項に係る、総括部調整班の役割を位置づけた ②通信手段・情報共有窓口の一本化について関係部局への提案 ③被害状況報告シートの活用を含めた運用方法の検討	R6年4月～	被害状況収集方法の運用の検討
③被害状況収集方法の試行・検証	○		③情報収集方法を検討 ③被害状況報告シート案の作成	①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出しのための役割分担の決定 ①各部からの依頼事項の集約方法及び伝達方法の検討 ②通信手段・情報共有窓口の一元化の検討 ③7～8月 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案を実施	①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の洗い出しのための各部各班への照会 ②情報共有窓口の一元化と通信手段・方法の検討 ③9～10月 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案を実施	【継続】①台風15号で各部各班が自治会長へ依頼した事項の取りまとめ、分析 ①12月【葵・駿河】地域防災訓練における確認 ②通信手段・情報共有窓口の一本化について関係部局への提案 ③11月【葵・駿河】 防災講座において連合自主防災会への被害状況収集方法の提案を実施 【清水】連合自治会へ相談。令和4年台風第15号で被災した経験から初期段階で自主防災会からの被害状況報告シートの提出は不可能との結論に至る。	①各部から自治会長へ依頼する事項に係る、総括部調整班の役割を位置づけた ②通信手段・情報共有窓口の一本化について関係部局への提案 ③被害状況報告シートの活用を含めた運用方法の検討		
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	△	△	△	○	○		



	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容	
6月	①依頼事項の集約方法の構築	自治会等からの被害状況報告シート案の作成	①依頼事項の集約方法の構築	【危機管理総室】台風15号で各部が直接自治会長等に依頼した事項を洗い出し、一覧表を作成する。	各部各班が自治会長へそれぞれが依頼した事項の洗い出しについて、危機管理総室との役割分担が決まっていなかったため、早急に危機管理総室と協議し洗い出しを行う。
			①依頼事項の集約方法の構築	【危機管理総室・3区】各部からの依頼事項を市本部総括部で集約する方法と、区本部へ伝達する方法を検討する。	
			②自治会との連絡体制の構築	【3区】自治会等との連絡体制について、ハード面（通信手段の整備等）、ソフト面（自治会向けメーリングリストの作成、情報共有窓口の一元化等）の検討を進める。	
			③被害状況収集方法の試行・検証	【3区】被害状況報告シート案を作成し、自治会へ提案する。	
8月	①依頼事項の集約方法の構築	【3区・危機管理総室】8月 台風15号対応において、各部から自治会長等へ依頼した事項の洗い出しの役割分担について協議した。各部への照会については、危機管理総室が担うことになった。	①依頼事項の集約方法の構築	【危機管理総室・3区】各部に依頼事項等を照会のうえ、台風15号で各部が直接自治会長等に依頼した一覧表を作成し、依頼事項の分析を行う。	台風15号で各部が直接自治会長等に依頼した事項について、各部への照会が遅れたため、危機管理総室と3区役所が9月に各部への照会を実施する。
	①依頼事項の集約方法の構築	【3区】8月 自治会長等への依頼は区本部からだけでなく、各部も実施する市全体に関することなので、市本部総括部調整班の役割（業務内容）として、依頼事項の集約について検討した。	①依頼事項の集約方法の構築	【危機管理総室・3区】各部からの依頼事項を市本部総括部で集約する方法と、区本部へ伝達する方法を検討する。	
	②自治会との連絡体制の構築	【3区】8月 情報伝達、収集の窓口の一元化について、自治会へ周知した。	②自治会等との連絡体制の検討	【3区】自治会等との連絡体制について、ハード面（通信手段の整備等）、ソフト面（自治会向けメーリングリストの作成）の検討を進める。	
	③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区】10月 被害状況報告シートの試行について、防災講座にて自治会へ提案した。 【駿河区】8月 講座にて被害状況報告シートについて検討していることを周知した。 【清水区】8月 被害状況報告シートについて、内部検討を実施した。	③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区】被害状況報告シートの試行について、引き続き防災講座にて自治会へ提案する。 【駿河区】被害状況報告シートの試行について、自治会へ提案する。 【清水区】被害状況報告シートについて、内部検討を継続するとともに、自治会と協議を行う。	
10月	①依頼事項の集約方法の構築	【3区・危機管理総室】10月 台風15号対応において、各部から自治会長等へ依頼した事項について、危機管理総室より各部へ照会した。	①依頼事項の集約方法の構築	【危機管理総室・3区】各部から自治会長等へ依頼した事項の一覧表を作成し、分析を行うほか、各部からの依頼事項を市本部総括部で集約する方法と、区本部へ伝達する方法を検討する。	台風15号で各部が直接自治会長等に依頼した事項の各部からの報告について、取りまとめが遅れているため、12月までに取りまとめを行い、分析を行う。
	②自治会との連絡体制の構築	【3区】9月 地区支部に配備したスマートフォンのLINE機能などを使い、自治会との情報伝達、収集をしてもらうよう周知した。	②自治会等との連絡体制の検討	【3区】地区支部に配備したスマートフォンを活用した区本部⇄地区支部間、地区支部⇄自治会連合会間の連絡体制の構築について、地区支部員及び自治会連合会に依頼する。	
	③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区】10月 被害状況報告シートの試行について、防災講座にて自治会へ提案した。 【駿河区】10月 講座にて被害状況報告シートについて検討していることを周知した。 【清水区】被害状況報告シートについて、内部検討を実施した。	③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区】被害状況報告シートの試行について、引き続き防災講座にて自治会へ提案する。 【駿河区】被害状況報告シートの試行について、11月に実施する自主防災連絡会で提案する。 【清水区】被害状況報告シートについて、内部検討を継続するとともに、自治会と協議を行う。	
具体的な取組内容					

	1月	①依頼事項の集約方法の構築 ②自治会等との連絡体制の検討	【危機管理総室・3区】各部から自治会長等へ依頼した事項の一覧表を作成し、分析を行った。各部から依頼した事項は「住民への周知」「被害状況の収集」「被災者支援」に分類された。3区から危機管理総室へ、各部が自治会長等へ依頼する場合には、原則、市本部総括部調整班が取りまとめを行い、連絡系統は調整班→区本部→地区支部→自治会長を提案した。	①依頼事項の集約方法の構築 ②自治会等との連絡体制の検討	【危機管理総室】 危機管理総室が各部から自治会長へ依頼する事項の取りまとめは、市本部総括部調整班の役割として位置づけるとともに、各部へ連絡系統を周知する。	△
		②自治会等との連絡体制の検討	【葵区】地区支部に配備したスマートフォンにより、区本部⇄地区支部間、地区支部⇄自治会連合会間の連絡体制の構築を促すとともに、12月の地域防災訓練において、地区支部のLINEグループを用いた訓練を実施した。 【駿河区・清水区】区本部と地区支部に配備したスマートフォンのLINE機能を使い、区本部⇄地区支部間の連絡体制を構築した。また、スマートフォンを使っての連合自治会長、単位自治会長との連絡体制の構築を促した。			
		③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区】11月 被害状況報告シートの試行について、防災講座にて自治会へ提案した。 【駿河区】11月 自主防災連絡会にて被害状況報告シートについて提案した。 【清水区】被害状況報告シートの活用について内部検討を実施し、連合自治会へ相談した結果、発災後、令和4年台風第15号で被災した経験から自主防災会が初期段階で報告シートの提出は不可能との結論に至り、今後の対応について再度内部検討した。	③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区・駿河区】防災講座において連合自主防災会から受けた被害状況収集方法に関する意見等について、回答をフィードバックするとともに、被害状況報告シートの内容や情報収集方法について、検討を進める。 【清水区】地区支部が自治会長等へ地域の被害状況を収集させてもらうことを再度周知する。 地域の情報は、住民→単位自主防災会→連合自主防災会の連絡系統で随時、地区支部へ報告するよう再度依頼する。	
	3月	①依頼事項の集約方法の構築 ②自治会等との連絡体制の検討	【危機管理総室】 各部から自治会長へ依頼する事項は、総括部調整班で共有し、各区の調整班員を通じて、区本部に伝達することとする。	①依頼事項の集約方法の構築 ②自治会等との連絡体制の検討	【危機管理総室】 各部から自治会長へ依頼する事項に係る、区本部、総括部調整班の役割について、災害時の事務分掌に位置づけるとともに、各部へ周知する。	
		③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区】防災講座において連合自主防災会から受けた被害状況収集方法に関する意見等について、回答を自治会連合会へ報告するとともに、静岡市ホームページに掲載した。 【清水区】当面は、地震・風水害時に浸水情報や津波の状況などを連合自主防災会から伝達を受けるときは電話・FAX・メール等を用いることとし、情報の流れを周知した。	③被害状況収集方法の試行・検証	【葵区・駿河区】被害状況報告シートの内容や情報収集方法について、検討を進める。 【清水区】令和6年度自主防災講習会、自主防災連絡会及び防災指導員研修会等で情報の流れを再度周知する。	

令和5年度 災害対応力強化実施計画

対策項目14	水防体制の強化
--------	---------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

No.	14
作成年月日	令和6年 3月 31日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

実施項目	対策内容
5 自治会などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 水防団の役割や機能について災害対応検証を行う。</li> <li>&gt; 水防団本部役員の水防本部（危機管理総室内）への参集を徹底することで水防団の活動状況の把握及び活動指示を行う人員を確保する。</li> <li>&gt; 職員、水防団及び消防団員に対して研修などを実施し、水害時の活動などを周知徹底する。</li> <li>&gt; 水防本部と警防本部との連絡体制を強化し、消防団とも情報共有を行う。</li> <li>&gt; 水防団の活動内容の明確化と情報共有体制の確立を行う。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績						R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期	第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	2～3月		
①台風15号における水防団の災害対応検証の実施	◎	R5年度計画	②4月 参集基準の見直しについて協議 ④4月 危機管理総室、水防団各分団長との情報共有体制の確立 ③5月 水防団員を対象とした研修実施 ④6月 水防本部と警防本部・消防団の連絡体制について協議	①②7～8月 ・水防団分団長会議において災害対応検証を行う。 ・参集基準について、台風15号、台風2号での実情を踏まえ検証を行う。→【継続】第2期へ ③8月 消防団員を対象とした研修実施（講師：水防団）→【継続】第2期へ ④8月 警防本部・消防団との連絡系統図の作成、連絡体制・情報共有の確認	【継続】第1期より→①② ・水防団分団長会議において災害対応検証を行う。 ・参集基準について、台風15号、台風2号での実情を踏まえ検証を行う。→【継続】第3期へ ①9月 災害対応検証による役割や機能の見直しの検討 ③10月 危機管理総室職員を対象とした水防研修実施（講師：水防団）→【継続】第3期へ 【継続】第1期より→③10月 消防団員を対象とした研修実施（講師：水防団）→第3期へ ④9月 総合防災訓練（連絡体制の検証訓練）の実施 ④9月 警防本部との連絡体制（案）の確認 ④10月 水防活動手順（案）の作成（災害時の活動内容、報告要領など業務フローとチェックリスト）	【継続】第1期より→①② ・水防団分団長会議において災害対応検証を行う。 ・参集基準について、台風15号、台風2号での実情を踏まえ検証を行う。 【継続】第2期より→③10月 危機管理総室職員を対象とした水防研修実施（講師：水防団） 【継続】第1期より→③10月 消防団員を対象とした研修実施（講師：水防団） ④12月 水防団分団長会議において、水防活動手順書の協議・確定	①②④3月 水防団分団長会議 ・令和5年度確定した事項及び積み残した事項の確認（役割・機能、参集基準、連絡体制など） ・令和6年度活動方針（案）の作成（水防演習の方向性を含む。）	R6.4	新年度体制による連絡体制等の見直し
②参集基準の徹底	◎		R6.4～	水防団の防災訓練や災害対応に応じて、参集基準及び活動手順書等の見直し					
③水防研修の充実	◎		R6.5～	水防団・消防団を対象にした水害時の活動に関する研修実施					
④連絡体制の強化	◎	R5年度実績	②4月 水防団分団長会議にて参集基準の見直しを協議・暫定基準にて運用開始 ④4月 ビジネスチャットツールを導入し、危機管理総室、水防団各分団長との情報共有体制を確立 ③5月 水防団による水防団員を対象とした研修実施 ④6月 水防本部と警防本部・消防団の連絡体制を確認	①②8月 水防団分団長会議の開催時期について協議 ③8月 消防団員を対象とした研修開催に向けて警防課と協議実施 ④8月 警防本部・消防団との連絡系統図（暫定版）の作成、連絡体制・情報共有の確認	①9月 災害対応検証の取りまとめ、改善策（案）の作成 ②10月 参集基準の見直し（案）の作成 ③10月 職員を対象とした水防研修資料の作成 ④9月 総合防災訓練（消防団との連絡体制）の実施 ④9月 警防本部との連絡体制の確認 ④10月 水防活動手順（案）の作成	①②12月・1月 ・災害対応検証の実施 ・参集基準の見直し実施 ③1月 危機管理総室職員に水防活動手順書の研修実施 ③1月 警防課消防団担当及び消防団を対象に参集基準の研修及び周知 ④1月 水防活動手順書の協議・確定	①②④3月 ・水防団本部役員に水防団の役割、参集基準等の確認 ・令和6年度の静岡市水防団の水防演習と水防活動の内容について確認した。		
取組項目全体の進捗状況	◎		各期の進捗状況	○	△	△	○	◎	



		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応			
具体的な取組内容	6月	②参集基準の徹底	4月10日 水防団分団長会議にて参集基準の暫定的な見直しを行い、6月2日の大雨では、水防本部役員が水防本部に参集して水防団の活動状況や被害状況の把握し、各分団に指示を行った。	②参集基準の徹底	7月～ 参集基準について、実災害での運用により検証を行う。		
		④連絡体制の強化	4月10日 水防団内でビジネスチャットツールを導入し、6月2日の大雨では、水防本部役員と水防団各分団が活動状況や被害状況の情報共有を行った。				
		③水防研修の充実	5月21日 水防団員に対し、水害時の活動及び安全対策、情報収集について研修を実施した。	③水防研修の充実	10月 職員を対象にした水防研修を実施する。		
		④連絡体制の強化	6月14日 水防本部及び警防本部の配備体制、連絡体制について、警防課と確認した。	④連絡体制の強化	水防本部と警防本部・消防団との連絡系統図の作成し、連絡体制の確認を行う。		
	8月	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底	8月水防団分団長会議を予定していたが災害対応により延期となったことから、8月16日水防団本部長と開催時期等について協議を行い10月に開催することを決定した。	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底	10月 延期になった水防団分団長会議を開催して、台風15号における水防団の災害対応検証の実施、参集基準の見直しについて協議を行う。	8月に水防団分団長会議を開催し、台風15号の災害対応や参集基準について検証を行うことを予定していたが、8月の台風7号などの災害対応により延期したため、10月に改めて水防団分団長会議を開催のうえ取組を実施する。	
		③水防研修の充実	8月 警防課と消防団を対象とした研修の開催に向け協議を実施した。	③水防研修の充実	10月 危機管理総室職員を対象とした水防研修を行う。		8月の台風7号などの災害対応により、予定していた消防団員への研修を行うことができなかった。今後は、11月に開催される消防団員研修の場で水防活動に関する研修会を実施する。
		④連絡体制の強化	8月 水防本部・警防本部における連絡系統図を作成し、警防本部・消防団との連絡体制を確保した。8月16日の大雨による災害対応においては、連絡系統図に基づき、警防本部と水位情報や水防活動状況について情報共有を行った。	④連絡体制の強化	10月 水防団員と協議を行い、水防活動手順（案 災害時の活動内容、報告要領など業務フローとチェックリスト）を作成する。		
	10月	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底	10月 台15号における水防団の災害対応検証については、本部役員及び各分団からの意見をとりまとめ、課題及び改善策（案）を作成した。 10月 水防計画書に基づいた参集・出動基準の見直し（案）を作成した。	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ③参集基準の徹底	12月 分団長会議を開催して、台風15号における災害対応検証に基づく改善策及び参集・出動基準の見直しについて、本部役員及び各分団長と協議を行う。	10月に水防団分団長会議を開催し、台風15号の災害対応や参集基準について検証を行うことともに、危機管理総室職員を対象とした水防研修を行うことを予定していたが、日程調整や会議資料の作成に時間を要し延期したため、12月に改めて実施する。	
		③水防研修の充実	10月 消防団員及び危機管理総室職員への研修用として水防活動手順（案）を作成した。	③水防研修の充実	11月～12月 水防活動手順（案）について、職員等から意見をもらい修正等を行う。 12月～1月 消防団及び危機管理総室職員への研修等の実施		
		④連絡体制の強化	8月 警防本部・消防団との連絡系統図（暫定版）を作成し、警防本部に確認のうえ連絡体制の運用を開始した。 9月1日 総合防災訓練において、警防本部・消防団との連絡体制（暫定版）の検証確認 10月 災害時の活動内容、報告要領など業務フローをまとめた水防活動手順（案）を作成したため、今後、内容を精査したうえ、消防団員及び危機管理総室職員への説明・研修用として活用する。	④連絡体制の強化	12月～1月 消防団及び危機管理総室職員への研修等の実施 3月 警防本部との連絡体制の確定		
	1月	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底	12月 水防団分団長会議において、参集基準の見直しの協議及び台風15号対応を踏まえた今後の水防団活動のあり方について意見交換を行った。 1月 水防団分団長会議において、参集基準及び水防団活動の検証結果を実施				
		③水防研修の充実	1月 危機管理課水防団事務局（危機対策係）職員に参集基準及び活動手順書・活動フロー図の研修を行った。 1月 警防課消防団担当及び消防団に参集基準の研修及び周知を行った。	③水防研修の充実	1月～ 警防課より消防団員に参集基準について説明を行う。		
④連絡体制の強化		1月 水防団分団長会議において、水防団活動の検証結果に基づく、活動手順書及び活動フロー図の協議・報告を行った。					

	3月	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底 ④連絡体制の強化	3月 令和6年度の水防演習方法・水防活動の課題を踏まえた訓練の方針及び実践的な水防活動に向けた活動手順書及び活動フロー図の運用について確認した。 3月 水防団役員に水防演習方法・水防活動の課題を踏まえた訓練について説明	①台風15号における水防団の災害対応検証の実施 ②参集基準の徹底 ④連絡体制の強化	令和6年4月以降 災害対応や水防団の訓練の検証に基づき、参集基準、活動手順書、連絡体制などの見直しを行う。	
--	----	---	--	---	---	--

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	15
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	環境局長（ごみ減量推進課）
進捗管理責任者	—

対策項目15	被害状況の把握・共有手段等の整理
--------	------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
6 災害廃棄物対策	<p>&gt; 庁内ネットワーク、大判紙、ホワイトボードなど情報共有手段を確認し、被害パターン別に運用方法を定めたマニュアルを策定する。</p> <p>&gt; 環境部各班に「情報収集・伝達担当者」を配置し、各班の業務実施に必要な被災状況、業務進捗状況などの情報を環境総括班が集約し、一元的に共有・管理する。</p> <p>&gt; 関係局や自治会等と協議の上、仮置場や臨時ごみ集積所用地を事前に選定・リスト化するとともに、マッピングなどIT・デジタル技術を活用して、災害廃棄物集積場所などに係る情報集約を図る。</p> <p>&gt; 災害種類、規模別、発災初動期などの段階別に、災害廃棄物処理に必要な情報を整理・リスト化する。必要な情報収集に当たり、総括部（情報班・オフロードバイク隊）、区本部（地区支部）と情報収集の連携に向けた詳細を協議する。</p> <p>&gt; 環境部各班の業務内容、参集基準など配備体制を精査し、災害廃棄物処理計画内容の見直しを行うとともに、各協力協定見直しや仮置場候補地などを盛り込んだマニュアルを策定する。</p> <p>&gt; マニュアルの実効性を高めるため、随時訓練を実施する。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
① 暫定版マニュアルの策定	◎	R5年度計画	① 3月末 暫定版マニュアル策定 ② 5月 マニュアル検討部会の実施	② 7月 マニュアル検討部会の実施 ③ 7月 情報収集・伝達訓練の実施	② 10月 マニュアル検討部会の実施 ③ 9月 情報収集・伝達訓練の実施 →【継続】第3期へ	【継続】第2期より →③ 12月 情報収集・伝達訓練の実施	② 2月 マニュアル検討部会の実施 【継続】第3期より →③ 2月 情報収集・伝達訓練の実施	/
② 暫定版マニュアルの見直し	◎							
③ 情報収集・伝達訓練の実施	◎							
		R5年度実績	① 3月末 暫定版マニュアル策定 ② 5月 マニュアル検討部会の実施	② 7月 マニュアル検討部会の実施 ③ 7月 情報収集・伝達訓練の実施	② 10月 マニュアル検討部会の実施	-	② 2月 マニュアル検討部会の実施 【継続】第3期より →③ 2月 情報収集・伝達訓練の実施	
取組項目全体の進捗状況	◎		各期の進捗状況	◎	◎	◎	-	◎



具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応	
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容		
具体的な取組内容	6月	①暫定版マニュアルの策定	3月末、令和4年台風第15号での対応事項を整理し、今後の初動対応手順をまとめた「災害廃棄物処理初動・応急対応マニュアル（令和5年3月暫定版）」を策定した。	①暫定版マニュアルの策定	令和5年度中に検討部会を3～4回開催し、各検討事項の進捗管理、暫定版マニュアルの見直しを実施する。	
		②暫定版マニュアルの見直し	5月24日、暫定版マニュアルの見直しを行うための検討部会を局内で実施した。	②暫定版マニュアルの見直し	令和5年度中に検討部会を3～4回開催し、各検討事項の進捗管理、暫定版マニュアルの見直しを実施する。	
				③情報収集・伝達訓練の実施	令和5年度中に4回程度実施する。第1回は7月初旬までに実施予定。	
	8月	②暫定版マニュアルの見直し	7月12日、暫定版マニュアルの見直しを行うための検討部会（第2回）を局内で実施した。	②暫定版マニュアルの見直し	10月に第3回検討部会を実施予定。	
		③情報収集・伝達訓練の実施	7月11日、災害廃棄物処理に係る第1回初動対応訓練（参集～情報伝達等）を局内で実施した。	③情報収集・伝達訓練の実施	9月に第2回初動対応訓練を実施予定。	
	10月	②マニュアル検討部会の実施	10月24日、暫定版マニュアルの見直しを行うための検討部会（第3回）を局内で実施した。	②マニュアル検討部会の実施	2月に第4回検討部会を実施予定。	マニュアル検討の中で、災害廃棄物対策本部の立ち上げ等に係る独自の基準や、情報共有手段について、改めて見直しを行った。見直し後のマニュアルを適用した訓練とするため、12月3日に実施される市地域防災訓練に併せて実施する。
③情報収集・伝達訓練の実施			③情報収集・伝達訓練の実施	12月3日の静岡市総合防災訓練に併せて、第2回初動対応訓練を実施予定。		
1月	③情報収集・伝達訓練の実施		③情報収集・伝達訓練の実施	2月下旬～3月初旬頃に初動対応訓練を実施予定。	津波注意報発表による12月3日の地域防災訓練（本部会運営訓練）中止に伴い、初動対応訓練も順延とした。日程を再調整の上、2月下旬～3月初旬頃に実施予定。	
3月	③情報収集・伝達訓練の実施	3月11日、災害廃棄物処理に係る第2回初動対応訓練（情報伝達等）を局内で実施した。				

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	16
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	環境局長（ごみ減量推進課）
進捗管理責任者	—

対策項目16	災害廃棄物対策に係る応援体制の構築
--------	-------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
6 災害廃棄物対策	<p>&gt; 情報収集・伝達担当者を中心に、環境部各班の実施業務を掌握し、各班の業務実施に必要な被災状況、業務進捗状況などの情報の一元的な管理・把握を徹底する。なお、初動対応には、環境局次長の判断において、環境部各班で行っている通常業務を中断し、総力を挙げてあたる。</p> <p>&gt; 災害廃棄物の処理に係る自衛隊の派遣要請時の手順、判断のタイミングなどを定めておく。</p> <p>&gt; 自衛隊の派遣要請に係る「災害廃棄物の撤去などに係る連携対応マニュアル（令和2年環境省・防衛省）」を地域防災計画資料編に盛り込むなど、総括部と協議し、具体的手順などについて検討する。</p> <p>&gt; 引き続き、全国都市清掃会議を通じた他政令市との連携を図るとともに、「21大都市災害時相互応援に関する協定」においても災害廃棄物の収集運搬に関する事項の明文化を提案する。</p> <p>&gt; 環境省、静岡県に呼びかけ、合同で協議する場を設け、自衛隊派遣要請の手順など、連携を強化すべき項目を共有する。また、その手順などをマニュアル化する。</p> <p>&gt; 既存の災害協力協定締結事業者と個別に協議し、業務内容、動員可能人数・車両などを確認の上、必要に応じて協力協定業務内容の見直しを行う。</p> <p>&gt; 協力協定締結事業者については、収集運搬業務委託のあり方を見直す中で、その体制強化も検討する。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①業務進捗等の把握、応援要請手順の整理	◎	R5年度計画	①3月 協定事業者及び庁内の応援要請手順の整理	③7月 環境省、静岡県との合同会議 支援要請手順等について対応を協議	④9月 協定先との個別協議実施	②12月 地域防災計画や21大都市協定の内容について総括部へ協議	斜線表示	
②支援要請等に関する総括部との協議の実施	◎							
③環境省、静岡県との合同会議の実施	◎							
④災害協力協定内容の見直し	◎	R5年度実績	①3月末 協定事業者及び庁内の応援要請手順の整理	③7月 環境省、静岡県との合同会議の実施 支援要請手順等について対応を協議を実施 ④8月 協定先との個別協議を実施	④（8月に前倒しで実施済み）	②12月 地域防災計画や21大都市協定の内容について総括部へ協議を実施		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	◎	◎	◎	◎		

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な取組内容	6月	①業務進捗等の把握、応援要請手順の整理	令和5年3月末、災害廃棄物の収集運搬や処分等に係る既存の協定事業者に対し、応援要請を行う手順や各種書式等について協議・確認を行い、暫定版マニュアル内にて整理した。	④災害協力協定内容の見直し	令和5年9月までに、協定事業者との個別協議を随時実施し、業務内容、動員可能人数・車両について見直しを行うことで、応援体制強化を図る。	
				③環境省、静岡県との合同会議の実施	令和5年7月までに、環境省、静岡県との合同会議を1回開催し、自衛隊や他都市への応援要請手順について整理する。	
				②支援要請等に関する総括部との協議の実施	令和5年12月までに、21大都市協定の内容について総括部と協議し、災害廃棄物の収集運搬に関する事項の明文化を提案する。	
	8月	③環境省、静岡県との合同会議の実施	7月31日、環境省関東地方環境事務所及び静岡県との3者会議（WEB）を実施し、令和4年台風第15号での対応の振り返り及び今後の支援要請（他市町村、自衛隊等）に係る手順や考え方について整理を行った。	④災害協力協定内容の見直し	令和5年9月までに、協定事業者との個別協議を随時実施し、業務内容、動員可能人数・車両について見直しを行うことで、応援体制強化を図る。	
		④協定先との個別協議実施	8月2日、環境公社等の協定締結事業者等と、災害廃棄物の収集運搬等に係る協定に関する協議を実施し、災害時に対応可能な車両数等について整理を行った。	④協定先との個別協議実施	協議を継続し、12月までに再度協議を実施予定。	
				②支援要請等に関する総括部との協議の実施	令和5年12月までに、21大都市協定の内容について総括部と協議し、災害廃棄物の収集運搬に関する事項の明文化を提案する。	
	10月	④協定先との個別協議実施	（8月に前倒して実施済み）	②支援要請等に関する総括部との協議の実施	令和5年12月までに、21大都市協定の内容について総括部と協議し、災害廃棄物の収集運搬に関する事項の明文化を提案する。	
	1月	②支援要請等に関する総括部との協議の実施	12月14日、危機管理総室と協議し、21大都市協定に基づく支援要請についての振り返りを行うとともに、災害廃棄物の収集運搬に係る事項の明文化等について協議を実施した。	②支援要請等に関する総括部との協議の実施	今後も随時、21大都市協定の取り扱いや記載の見直し等について協議を実施予定。	
	3月					



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	17
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	環境局長（ごみ減量推進課）
進捗管理責任者	—

対策項目17	臨時ごみ集積所及び戸別収集に関する運用方法の構築
--------	--------------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
6 災害廃棄物対策	>総括部、区本部と連携して、災害状況を迅速に把握し、災害廃棄物の排出方法などについて同報無線、チラシ、市ホームページ、SNS、テレビなどの手段を活用して適切な情報発信を行う。 >平常時から、臨時ごみ集積所、分別方法、発災時の集積場所の管理などについて、各区自治会連合会会議、廃棄物減量等推進員の勉強会などを通じて、自治会などと十分に協議・確認し、発災時の対応について周知する。 >地域防災計画に公園などの臨時ごみ集積所を位置づけることについて調整する。 >平常時から臨時ごみ集積所、分別方法、問合せ先について周知を行う。 >発災時の市民からの問合せについて、ワンストップで対応できるよう災害廃棄物コールセンターを設置する。その手順、時期、運営方法などを定めたマニュアルを作成する。なお、将来的には市全体のコールセンター構想との整合を図る。 >災害廃棄物に係る問合せなどをワンストップで対応し、環境部各班の「情報収集・伝達担当者」と共有する体制をつくる。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①発災時の広報準備	◎	R5年度計画	①3月末 広報手段の整理 ②5月末まで 各自治会への臨時ごみ集積所の事前選定に係る依頼	②7月 臨時ごみ集積所候補地取りまとめ ③7月 臨時ごみ集積所の具体的な運用手順や分別方法等の周知 →【継続】第2期へ	【継続】第1期より →③7月 臨時ごみ集積所の具体的な運用手順や分別方法等の周知 →【継続】第3期へ ④9月 コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定 →【継続】第3期へ	第2期より →③11月 臨時ごみ集積所の具体的な運用手順や分別方法等の周知 【継続】第2期より →④12月 コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定	【継続】第2期より →④3月 コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定	/
②臨時ごみ集積所の事前選定	◎							
③災害ごみ排出方法に係る事前周知	◎							
④問い合わせ対応に係る検討	◎	R5年度実績	①3月末 広報手段の整理 ②3月末～5月半ばまで 各自治会への臨時ごみ集積所の事前選定に係る依頼	②8月 臨時ごみ集積所候補地取りまとめ	③10月 災害時のごみの出し方についてのチラシを作成	③11月 臨時ごみ集積所の具体的な運用手順や分別方法等の周知の実施 ④12月 コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針の協議	④3月 コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定	
取組項目全体の進捗状況	◎		各期の進捗状況	◎	◎	◎	◎	

	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応	
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容		
具体的な取組内容	6月	①発災時の広報準備	3月末、発災時の災害ごみ排出方法に係る手段等について、暫定版マニュアル内で整理した。	①発災前の広報準備	随時見直しを実施	
		②臨時ごみ集積所の事前選定	3月末～5月半ばにかけ、臨時ごみ集積所の選定について、78自治会連合会すべてに説明を行い、公園や広場等の各自治会が使用を希望する場所を確認した。また、そのうち12の連合自治会については、単位自治会に対する具体的な説明も行った。	②臨時ごみ集積所の事前選定	7月までに、自治会が選定した臨時ごみ集積所候補地について取りまとめ、リスト化する。	
				③災害ごみ排出方法に係る事前周知	8月までに、具体的な運用手順や分別方法等について、自治会宛てに周知予定。	
				④問い合わせ対応に係る検討	9月までに、コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定。	
	8月	②臨時ごみ集積所の事前選定	自治会へ臨時ごみ集積所の設置趣旨を説明し、希望箇所を提出していただき、リスト化した。	④問い合わせ対応に係る検討	10月までに、コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定。	臨時ごみ希望排出場所の報告が、8月の定例会（8月中旬）後になった自治会もあり、リスト化が遅れた。また、臨時ごみ希望排出場所の所有者が多岐にわたるため時間を要している。今後、調整を図り、運用手順及び分別方法とあわせて臨時ごみ集積所を10月までに周知する。
				③災害ごみ排出方法に係る事前周知	10月までに、具体的な運用手順や分別方法等について、自治会宛てに周知予定。	
	10月	③災害ごみ排出方法に係る事前周知	災害ごみの分別方法や臨時ごみ集積所におけるレイアウト例等を掲載した「災害時のごみの出し方」のチラシを作成し、ホームページ上で周知を開始した。	③災害ごみ排出方法に係る事前周知	・11月までに、臨時ごみ集積所の候補地や具体的な運用手順、分別方法等について、自治会宛てに通知予定。 ・3月までに、公共施設、自治会を通じたチラシの配布や、出前講座等での広報を随時実施予定。	臨時ごみ集積所に係る自治会宛ての直接の周知については、臨時ごみ希望排出場所の所有者が多岐にわたることから、実施が遅れている。11月中旬に周知を実施予定。
				④問い合わせ対応に係る検討	12月末までに、コールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定予定。	
	1月	③災害ごみ排出方法に係る事前周知	臨時ごみ集積所の取りまとめ結果や、具体的な運用手順、分別方法等について、自治会宛てに通知を行うとともに、災害ごみの分別方法や臨時ごみ集積所におけるレイアウト例等を廃棄物減量等推進員報告会にて説明を実施した。	③災害ごみ排出方法に係る事前周知	継続して市政出前講座で災害ごみの分別方法等について周知を図る。	災害廃棄物コールセンターの設置に向け、不燃・粗大ごみ受付センターの受託者と災害廃棄物コールセンターの運営手順や時期等について協議を実施しているが難航している。今後、3月までに協議完了を目指す。
		④問い合わせ対応に係る検討	不燃・粗大ごみ受付センターの受託者と災害時の問い合わせ対応について協議を実施した。	④問い合わせ対応に係る検討	不燃・粗大ごみ受付センターの受託者と災害時の問い合わせ体制について協議を実施し、3月までにコールセンターの運用に係る手順、時期、運営方法について方針決定予定。	
	3月	④問い合わせ対応に係る検討	令和6年4月より、不燃粗大ごみ受付センターの受託者による、災害ごみに係る問い合わせ対応についての運用を開始する方針を決定した。具体的な運営方法、手順についても協議済み。			

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	18
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	環境局長（ごみ減量推進課）
進捗管理責任者	—

対策項目18	災害廃棄物の大規模仮置場の設置及び運営方法の見直し
--------	---------------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
6 災害廃棄物対策	<p>➢災害の規模、性質、発災地域のパターンごとに、周辺環境、接続道路などの条件を考慮し、<b>仮置場候補地を最大限リスト化する。</b></p> <p>➢発災時にスムーズに利用できるよう、リスト化した<b>候補地の土地所管部又は地権者などとの協議・調整を行う。</b>また、可能な所は、<b>アスファルト舗装などの事前準備を検討する。</b></p> <p>➢各仮置場の設置時期想定について、実態に即したものとするよう<b>災害廃棄物処理計画の記載見直し</b>を行う。</p> <p>➢大規模仮置場運営に係る災害廃棄物の分別、保管、処理手順に加え、周辺事業者や交通管理者との協議などについても<b>マニュアル化する。</b></p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線を表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	
①大規模仮置場候補地の選定	◎	R5年度計画	③3月末 運営手順の整理	②7～8月 所管課等への協議の実施	①9月 仮置場候補地の選定	斜線	斜線
②大規模仮置場候補地の所管課等との協議	◎		①5月末まで 仮置場候補地の仮選定				
③大規模仮置場運営手順の整理	◎						
		R5年度実績	③3月末 運営手順の整理	②7～8月 所管課等への協議の実施	①9月 仮置場候補地の選定	斜線	斜線
			①5月末まで 仮置場候補地の仮選定				
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	◎	◎	◎	斜線	斜線



	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由 及び今後の対応	
	実施済の取組内容		今後の取組内容			
具体的な 取組内容	6月	③大規模仮置場運営手順の整理	3月末、仮選定の設置・選定に係る判断、運営手順等について、暫定版マニュアル内で整理した。	③大規模仮置場運営手順の整理	随時見直しを実施	
		①大規模仮置場候補地の選定	3月と5月に庁内各課宛てに仮置場候補地に係る照会を発送し、36箇所の仮の候補地リストを作成した（正式な候補地化ではない）	①大規模仮置場候補地の選定	9月までに、所管課等への個別協議を実施し、正式な仮置場候補地を選定する。	
				②大規模仮置場候補地の所管課等との協議	9月までに、所管課等への個別協議を実施し、正式な仮置場候補地を選定する。	
	8月	②大規模仮置場候補地の所管課等との協議	8月までに、35箇所の仮置場候補地について所管課との協議を実施した（協議継続中の候補地あり）。	①大規模仮置場候補地の選定	9月までに、所管課等への個別協議を実施し、正式な仮置場候補地を選定する。	
				②大規模仮置場候補地の所管課等との協議	9月までに、所管課等への個別協議を実施し、正式な仮置場候補地を選定する。	
	10月	①仮置場候補地の選定	9月までに、所管課等との協議を終え、現時点における仮置場候補地リストを作成した。	①仮置場候補地の選定	今後、新たな候補地の検討を進めていく。 （土地の所管課等との協議を実施したが、災害時の土砂置場やインフラ関係の資材置場として利用する可能性がある候補地があるため、これらの利用との調整が必要となっている。3月までに関係部局と利用に係る協議を実施し、結果を候補地リストへ明記する）	
		②大規模仮置場候補地の所管課等との協議		②大規模仮置場候補地の所管課等との協議		
	1月					
	3月					

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	19
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	環境局長（ごみ減量推進課）
進捗管理責任者	—

対策項目19	災害廃棄物処理手順の整理
--------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
6 災害廃棄物対策	>災害廃棄物受入れ時の罹災証明書などの確認体制、 <b>手順などを定め、マニュアル化し</b> 、適切な窓口対応を行う。 >清掃工場への市民の <b>災害廃棄物持込みの取扱い基準</b> について、大規模仮置場の設置状況や災害廃棄物の戸別収集の実施状況に応じて、定めておく。 >平常時から、収集の委託業者に対し、 <b>受入手順などを周知・徹底する</b> 。 >平常時から、市民、自治会、搬入事業者などに対し、災害時の災害廃棄物の <b>清掃工場への持込み受入手順などを周知する</b> 。 >災害廃棄物の処分委託の締結手順などのほか、 <b>他都市への搬入協議に関する手順を定めたマニュアルを策定する</b> 。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	
①清掃工場での受け入れマニュアルの作成	◎	R5年度計画	①③3月末 受入手順の整理 処分委託、他都市搬入協議 手順の整理	②9月 広報の実施	斜線	斜線	斜線
②清掃工場への持込に係る周知の実施	◎						
③処分委託、他都市搬入協議に関するマニュアルの策定	◎						
		R5年度実績	①③3月末 受入手順の整理 処分委託、他都市搬入協議 手順の整理	②9月 広報の実施	斜線	斜線	斜線
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	◎	◎	斜線	斜線	斜線

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容	
6月	①清掃工場での受け入れマニュアルの作成	3月末、市清掃工場での災害廃棄物受け入れ基準や手順について、暫定版マニュアル内で整理した。	①清掃工場での受け入れマニュアルの作成	随時見直しを実施	斜線
	③処分委託、他都市搬入協議に関するマニュアルの策定	3月末、民間事業者への処分委託締結や、他都市への搬入協議手順について、暫定版マニュアル内で整理した。	③処分委託、他都市搬入協議に関するマニュアルの策定	随時見直しを実施	
	斜線	斜線	②清掃工場への持込に係る周知の実施	9月までに、広報誌・SNS等を活用し、発災時の清掃工場への持ち込み方法を含めた、災害ごみの出し方等についての広報を実施予定。	
	8月	斜線	斜線	斜線	
	10月	②広報の実施	・広報せずおか9月で、災害廃棄物の出し方に係る周知を行った。 ・10月、災害時のごみの出し方に係る市民向けのチラシを作成し、市ホームページにて周知を行った。	②広報の実施	
1月	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線
3月	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線

令和5年度 災害対応力強化実施計画

対策項目20	医療機関への応急給水
--------	------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

No.	20
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（上下水道危機管理課）
進捗管理責任者	上下水道局長（水道事務所）

実施項目	対策内容
7 断水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関への給水について、優先度や供給量、施設整備などによる代替案の検討など、給水計画に係る意識共有、手順の確認を定期的実施する。</li> <li>広域対応での災害時の透析に係る体制の確立に向けて、定期的開催される静岡市災害時透析対策協議会などで、静岡県（疾病対策課）・関係機関（透析医療機関）・庁内において継続的に協議する。</li> <li>静岡市清水病院への応急給水の向上のため、新たな水道管の整備を行う。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①医療機関との継続的な協議	◎	R5年度計画	①清水区災害時透析連絡会議 ②委託業務発注（水道管）	①静岡市災害時透析対策協議会 ①庁内関係課との協議 ②医療機関周辺の管網および配水ルートの確認	②水道管整備に向けた関係者との協議（清水病院等）	②清水病院との協議 ②工事発注（水道管）	②水道管整備着手	R6.4～ ①医療機関への応急給水に係る継続協議
②新たな水道管の整備	△		R5年度実績	①清水区災害時透析連絡会議への出席 ②委託業務発注	①静岡市災害時透析対策協議会への出席 ①庁内関係課との協議 ②委託業務受注者決定 医療機関との打合せ開始	②水道管整備に向けた関係者との協議を実施	②工事契約（水道管）	
取組項目全体の進捗状況	△	各期の進捗状況		○	○	○	○	△

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	実施済の取組内容	今後の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	
6月	①医療機関との継続的な協議	医療機関への給水量について、保険衛生医療課と協議した。清水区災害時透析連絡会議に出席し説明を行った。	①医療機関との継続的な協議	医療機関における災害時の必要水量等について、定期的に協議を行い、効果的な給水計画策定のための情報共有を図る。医療機関における透析体制確立に向けて、継続的に協議を行い、応急給水計画等の策定に反映させる。	/
	②新たな水道管の整備	②水源の水質について再度確認。（予備水源） ②水源水が常用化できない事について再度確認。 ②委託業務発注	②新たな水道管の整備	9月以降、整備に向けて関係者との協議を行う。11月までに整備ルートを決し、水道管の整備工事を発注し、来年度早期に完成させる。 【水道管の整備にあたっての協議事項】 ・水道料金の取り扱いについての協議 ・使用時の水質試験実施方法の検討 ・水道管布設位置に関する調査	
8月	①医療機関との継続的な協議	①静岡市災害時透析対策協議会へ出席し、災害時の課題を共有。 ①危機管理総室、保健衛生医療課と打合せを実施。	①医療機関との継続的な協議	災害発生時の情報共有方法・タイミングについて検討する。必要に応じて課題整理のための協議を行う。	/
	②新たな水道管の整備	②委託業務の受注者が決定し、医療機関との打合せを開始した。	②新たな水道管の整備	委託業務において、関係機関と協議を行い、布設位置の検討を進める。	
10月	①医療機関との継続的な協議	/	①医療機関との継続的な協議	/	/
	②新たな水道管の整備	②水道管整備に向けた関係者との協議（清水病院等） ②工事発注済	②新たな水道管の整備	水道管の整備	
1月	①医療機関との継続的な協議	/	①医療機関との継続的な協議	/	/
	②新たな水道管の整備	②工事契約済	②新たな水道管の整備	管路の整備にあたり、当該水源の水質を再度、確認する必要性が生じたため、水源の水質検査を実施する。	



	3月	①医療機関との継続的な協議	水源地の水質検査の結果、継続的に飲用に適する水質基準を維持することが困難であることが判明したことから、整備を中止する。	①医療機関との継続的な協議		水質検査の結果、飲用に適さない水質基準であったため、管路整備を中止する。
		②新たな水道管の整備		②新たな水道管の整備		

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	21
作成年月日	令和6年 3月 27日
進捗管理責任者	上下水道局長（上下水道危機管理課）
進捗管理責任者	—

対策項目21	災害時の情報発信力の強化
--------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
7 断水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 連絡・調整に係る人員を適切に配備するよう、業務内容の整理や書式・手順の確認など、業務量の整理を行う。</li> <li>&gt; 情報発信手続きにおける様式などの共通化により、確認時間の短縮を図る。</li> <li>&gt; 災害の種別や被災の規模などに基づき、情報の優先順位付けなどを行い、効率的な情報発信の運用ルールを策定する。</li> <li>&gt; 市民や観光客などが利用できる情報ツールの運用について協議し、報告・発信手順を整理する。</li> <li>&gt; 市ホームページの作成や報道対応にあたって、予め決まった書式等を作成し、手順の共通化を図る。</li> <li>&gt; 給水拠点での広報活動（給水車・広報車など）の方法を検討する。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①人員配置と業務内容の整理	○	R5年度計画	①災害配備体制の再構築 ・本部配備職員の選定 ・役割分担の明確化	①災害時における連絡先の整理 ・市災害対策本部の広報班が担う情報発信内容の確認 ・上下水道局独自で連絡が必要な各種団体への連絡体制の整理 ②情報発信ツールの運用確認 ・外国人等の情報弱者に対する情報発信方法の確認 ②災害時における情報発信の役割分担について危機管理総室及び関係各課と協議する。	①下記②の事項について、危機管理総室等と調整を図り、局の業務に反映させる。 ②庁内の情報発信方法・書式の整理 ・情報共有先等の明確化と運用 ・書式等の統一 ③車載スピーカーの購入	①、②訓練等により把握した課題の整理と改善を行う。 ③既存のスピーカー搭載車両台数の調査	R6以降 役割分担の変更による更新	
②情報発信ツールの運用	○		①災害配備体制の再構築 ・災害時の役割分担を明確化し、上下水道局における情報発信の窓口を一元化	①災害時における連絡先の整理 ・日本水道協会等の各種団体への連絡体制の整理 ・情報伝達訓練への参加 ②情報発信ツールの運用確認 ・外国人等の情報弱者に対する情報発信方法の確認 ②災害時における情報発信の役割分担について危機管理総室と打合せ ③既存のスピーカー搭載車両台数の調査	①情報発信方法の整理により災害時の業務を整理 ②庁内の情報発信方法・書式の整理 ・SUNPUシステム、FUJISANシステム等の情報共有システムの運用確認、訓練の実施 ・水道協会への応援要請等の書式、運用の確認 ③車載スピーカーについては、既存のスピーカー搭載車両の運用により、災害時の対応の向上を図る	①災害を想定したタイムラインの整理により情報発信のタイミングと内容を整理 ②能登半島地震において、日本水道協会のルールに基づき、支援活動の調整を実施 ③車載スピーカー一台数の調査完了		①能登半島地震において、支援側での人員配置と業務内容を整理 ②災害支援時の情報発信の課題整理 ③必要に応じてスピーカーを搭載した車両を局内で融通する。応急給水拠点ののぼりを作成
③応急給水拠点での情報発信	○		R5年度実績	①災害配備体制の再構築 ・災害時の役割分担を明確化し、上下水道局における情報発信の窓口を一元化	①災害時における連絡先の整理 ・日本水道協会等の各種団体への連絡体制の整理 ・情報伝達訓練への参加 ②情報発信ツールの運用確認 ・外国人等の情報弱者に対する情報発信方法の確認 ②災害時における情報発信の役割分担について危機管理総室と打合せ ③既存のスピーカー搭載車両台数の調査	①情報発信方法の整理により災害時の業務を整理 ②庁内の情報発信方法・書式の整理 ・SUNPUシステム、FUJISANシステム等の情報共有システムの運用確認、訓練の実施 ・水道協会への応援要請等の書式、運用の確認 ③車載スピーカーについては、既存のスピーカー搭載車両の運用により、災害時の対応の向上を図る		
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況		○	○	○	○	

		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応	
具体的な取組内容	6月	①人員配置と業務内容の整理 災害配備体制の再構築し、本部配備職員の選定および上下水道局職員の役割分担を行った。 ・役割分担に基づき、人員が不足する場合は局内で調整 ・給水車の運転手不足に対応するため、局内で運転可能な免許を所有する職員の調査を実施	①人員配置と業務内容の整理	災害時における連絡先の整理 ・市災害対策本部の広報班が担う情報発信内容を確認し、局内の業務分担を見直す。 ・広報班と上下水道局で発信する情報を分担し、局独自の連絡先(水道、下水道関連団体等) タイミング、方法、書式を整理する。 上記事項について、危機管理総室および関係各課と調整を図り、業務に反映させる。 訓練等により把握した課題の整理と改善を行う。	市災害対策本部の人員配備の変更および業務内容の変更により、災害時における情報発信に係る役割分担の明確化が必要になったため。
		②情報発信ツールの運用	②情報発信ツールの運用	既存の情報発信方法の調査 ・外国人・観光客等に対する情報発信方法の確認 ・平時からの防災情報の発信について、危機管理総室および関係各課と調整 ・手続きの簡略化を図るための運用方法の調整 ・情報共有先・方法の検討	
		③応急給水拠点での情報発信	③応急給水拠点での情報発信	車載スピーカーの購入 既存のスピーカー搭載車両台数の調査 ・局内での保有台数と使用方法の確認 スピーカー搭載車両の局内での運用方法の検討 ・想定される使用方法に基づき、水道班・下水道班間での車両融通等の運用検討	
	8月	①人員配置と業務内容の整理 ・局独自の連絡先(水道、下水道関連団体等) タイミング、方法、書式を整理し、情報伝達訓練に参加し、情報共有方法を確認した。 上記事項について、危機管理総室および関係各課と調整を図り、業務に反映させる。	①人員配置と業務内容の整理	災害時における連絡先の整理 ・市災害対策本部の広報班が担う情報発信内容を確認し、局内の業務分担を見直す。	
		②情報発信ツールの運用 既存の情報発信方法の調査 ・非常時の外国人・観光客等に対する情報発信方法、共有先について、国際交流課と打合せを実施。外国人居住者への既存の情報発信方法を活用することを確認した。	②情報発信ツールの運用	既存の情報発信方法の調査 ・情報発信したい相手を想定した連絡系統(庁内の担当課への周知方法など)を調整 ・平時からの防災情報の発信について、危機管理総室および関係各課と調整	
		③応急給水拠点での情報発信 既存のスピーカー搭載車両台数の調査 ・局内での保有台数と使用方法の確認	③応急給水拠点での情報発信	車載スピーカーの購入 スピーカー搭載車両の局内での運用方法の検討 ・想定される使用方法に基づき、水道班・下水道班間での車両融通等の運用検討 ・既存のハンディスピーカーでの対応可否の確認	
	10月	①人員配置と業務内容の整理 ・下記②の実施により、災害時の必要人員を確認 現状の運用では、新たな業務は生じないため、既存の組織体制により対応する。	①人員配置と業務内容の整理	・情報発信の方法や発信先の追加等が生じた場合は、再度、業務の整理を行う。	
		②情報発信ツールの運用 ・SUNPUシステム、FUJISANシステム等の情報共有システムの運用確認 市総合防災訓練でのシステム運用確認 ・水道協会等への応援要請等の書式、情報伝達方法の確認 静岡市・川崎市災害時相互応援訓練(10/30) 日本水道協会中部支部3県合同防災訓練(静岡・岐阜・新潟)(10/26)	②情報発信ツールの運用	・庁内の情報発信方法について、新たなツールの活用や情報の流れが生じる場合は、運用を再度確認し、調整する。	
		③応急給水拠点での情報発信 ・応急給水拠点での情報発信については、新規にスピーカーを購入するのではなく、既存のスピーカー搭載車両やハンディスピーカーの使用、下水道部の車両の活用等により補うことが可能であることから、車両の差配により改善を図る。	③応急給水拠点での情報発信	・応急給水拠点で必要な情報を掲示するための表示等の設置を検討 ex) 給水車による運搬時間、1人あたりの給水量等	
1月	①人員配置と業務内容の整理 ・災害を想定したタイムラインの整理により情報発信のタイミングと内容を整理 必要に応じて人員の増減を図る	①人員配置と業務内容の整理	・情報発信の方法や発信先の追加等が生じた場合は、再度、業務の整理を行う。 ・災害支援時の体制の検討		
	②情報発信ツールの運用 能登半島地震において、日本水道協会のルールに基づき、支援活動の調整を実施 名古屋市および県内各水道事業者との連絡調整方法の確認・実施	②情報発信ツールの運用	・支援時の情報発信体制の検討		
	③応急給水拠点での情報発信 ・車載スピーカー台数の調査完了	③応急給水拠点での情報発信	・スピーカー搭載車両の局内での運用方法の検討 ・市民への事前周知の検討(市政出前講座等の活用)		



3月	①人員配置と業務内容の整理	・能登半島地震において、支援側での人員配置と業務内容を整理	①人員配置と業務内容の整理	・能登半島地震での支援体制の課題を踏まえ、体制の見直しを行う	
	②情報発信ツールの運用	・災害支援時の情報発信の課題整理	②情報発信ツールの運用	・他都市への支援時の情報発信の検討	
	③応急給水拠点での情報発信	・スピーカー搭載車の局内での融通方法を検討 ・スピーカー搭載車による広報の他に、他都市の事例を参考に応急給水拠点ののぼりを作成	③応急給水拠点での情報発信		

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	22
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（上下水道危機管理課）
進捗管理責任者	—

対策項目22	災害時の通報・問合せ等の受付体制の強化
--------	---------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
7 断水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時のサービス体制との整合を図りつつ、被災時の通報・問合せ等の受付体制の仕組みを検討する。</li> <li>・ よくある質問集を平常時から用意し、関係部に配布する。災害時には、状況に応じたよくある質問集を提供できる仕組み・体制を検討し、関係部との情報共有により連携を強化する。</li> <li>・ サービス提供の受託事業者とも連携し、復旧作業の効率化につながる仕組みとなる体制を検討する。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		
①受付体制の仕組み	◎	R5年度計画	①局内での人員確保について調整	①市災害対策本部が設置するコールセンター業務との役割分担を危機管理総室と調整 ①令和4年台風第15号での問い合わせ内容の整理と回答の作成 ②災害時の受託業者の役割分担 ・災害時の電話受付等の書式整理→第3期へ	①, ②よくある質問集やQ&A等、基本的な事項について共有 ・基本的事項の回答作成 ・専門的な知見を要する質問に対する窓口の整理	第1期より →②災害時の受託業者の役割分担 ・災害時の電話受付等の書式整理	R6～	Q&Aの更新を行う
②受託事業者と連携した体制	◎		①局内での人員確保について調整 ・状況に応じて人員の融通を行う。	①市災害対策本部が設置するコールセンター業務との役割分担を確認 ①台風第15号での問い合わせ内容の整理を行った。 ②受託業者が変更となるため、再度調整を要する。	①, ②受託業者と協議開始 既存の質問集やQ&Aを整理	①②災害協定の締結 災害時の受託業者の役割分担および受付方法等について協議し、災害協定を締結		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	△	○	◎		

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な取組内容	6月	①受付体制の仕組み	局内での人員確保 ・災害対応において上下水道局内の3部で、必要人員を調整することを確認 ・人員不足が生じた場合、まずは局内で調整する ・水道班、下水道班の業務の理解を図るため、相互に人員を融通し、訓練を実施	①受付体制の仕組み	局内での人員確保 ・水道班、下水道班の業務の理解を図るため、相互に人員を融通し、訓練を実施 ・災害時における各種調査の共同実施 ・受付に係る書式を局内で統一	市災害対策本部の人員配備の変更および業務内容の変更により、災害時における情報発信に係る役割分担の明確化が必要になったため。
		②受託事業者と連携した体制		②受託事業者と連携した体制	受託事業者も含めた災害配備体制の構築について検討 電話以外の受付方法を検討 非常時の受託事業者との情報共有方法の確認・調整	
	8月	①受付体制の仕組み	局内での人員確保 ・水道班、下水道班の業務の理解を図るため、相互に人員を融通し、訓練を実施（気象警報時の水道班、下水道班の情報共有、マンホール蓋の開閉訓練実施等） ・気象警報発令時の水道班、下水道班における定時報告事項の整理・確認	①受付体制の仕組み	局内での人員確保 ・水道班、下水道班の業務の理解を図るため、相互に人員を融通し、訓練を実施 ・災害時における各種調査の共同実施 ・受付に係る書式を局内で統一	業務の契約更新に伴い、10月1日より、受託業者が変更となるため、災害時の協力に関する協定書を締結する必要がある。協定の締結に当たって、災害時の協力内容について協議し12月末までに役割分担及び書式を整理する見込み。
		②受託事業者と連携した体制	・SNS情報の活用による情報の整理方法を検討	②受託事業者と連携した体制	受託事業者も含めた災害配備体制の構築について検討 電話以外の受付方法を検討 非常時の受託事業者との情報共有方法の確認・調整	
	10月	①受付体制の仕組み	受託業者と協議開始 ・災害時の窓口・受付体制について、令和4年台風第15号の状況をふまえた協議を開始	①受付体制の仕組み	昨年度の課題をふまえた災害時の体制構築について協議し、災害協定を締結する。	
		②受託事業者と連携した体制	受託業者と協議開始 ・既存の質問集やQ&Aを整理	②受託事業者と連携した体制	一般的な質問事項に関する窓口と専門的な知識を要する質問に対する対応窓口について、協議し、受付体制の強化を図る。	
	1月	①受付体制の仕組み	災害協定の締結 災害時の受託業者の受付方法等について協議し、災害協定を締結	①受付体制の仕組み	必要に応じて見直しを図る。	
		②受託事業者と連携した体制	災害協定の締結 災害時の受託業者の役割分担について協議し、災害協定を締結	②受託事業者と連携した体制	必要に応じて見直しを図る。	
	3月	①受付体制の仕組み		①受付体制の仕組み		
		②受託事業者と連携した体制		②受託事業者と連携した体制		



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	23
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（上下水道危機管理課）
進捗管理責任者	—

対策項目23	訓練による防災体制の検証
--------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
3 被害状況の調査・報告	・想定する災害の規模（区域）、被災範囲（施設などの被災状況）、ライフラインの状況（電気・通信・交通など）などを設定し、各設定に基づき報告すべき情報や伝達方法について検討する。
7 断水対策	・定期的に関係団体と研修、訓練を実施し、意識共有を図る。 ・様々な災害を想定し、復旧を阻害する要因に対しては、あらかじめ関係部署との協議を行い、運用手順等の調整・確認を行う。 ・地区ごとの水源や配水系統、配水エリアを考慮した復旧計画を策定するための訓練を実施する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	
①報告内容の整理	◎	R5年度計画	①. ②既存の報告方法の確認 ・SUNPUシステム ・FUJISANシステム ③訓練実施箇所の抽出	①訓練での報告内容の整理 ・危機管理総室と調整 ②情報伝達方法の確認 ・危機管理総室と調整 ③大都市間の相互支援訓練の立案 ・川崎市との合同訓練実施計画の策定および調整	①. ②. ③市総合防災訓練の実施 ・市災害対策本部との連絡体制の確認 ③川崎市との防災訓練 ・他都市との意見交換 ・静岡市の課題を抽出 ・他都市の事例の研究・活用 ①. ②訓練による課題の抽出 ・課題の改善を図る。 ③地域防災訓練の計画策定	①. ②地域防災訓練の実施 ・地区支部や自主防災組織と連携した訓練の実施 ・課題の抽出と改善	斜線表示
②伝達方法の確認	◎		①. ②研修等により、既存の情報共有システムの使用方法を再確認 ③風水害における被害箇所および影響範囲を想定し、訓練実施箇所を選定	①訓練での報告内容の整理 ・訓練内容について危機管理総室と調整 ②情報伝達方法の確認 ・気象警報発令時のSUNPUシステムによる情報共有 ③大都市間の相互支援訓練の立案日程調整および訓練企画の立案	①. ②. ③市総合防災訓練の実施 ・情報共有手段及び局連絡員との連絡調整方法を確認 ③川崎市との合同防災訓練の実施 ・他都市との意見交換 ・他都市の事例の研究・活用 ③地域防災訓練における耐震性貯水槽の使用説明（出前講座）の実施計画策定	①. ②地域防災訓練の実施 自主防災組織と連携し、耐震性貯水槽の操作訓練を実施 能登半島地震対応により日々、課題を改善	
③迅速な復旧計画の策定	◎		各期の進捗状況	○	○	○	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎	

		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な取組内容	6月	①報告内容の整理 既存の情報共有システムへの報告内容の確認 ・SUNPUシステム（既存マニュアルの確認および台風第2号での実践） ・FUJISANシステム（日水協静岡県支部における操作説明研修）	①報告内容の整理 訓練での報告内容の整理 ・市災害対策本部との情報共有を目的とした訓練計画策定する。 ・計画にあたって危機管理総室と内容を調整する。 ・地区支部および自主防災組織と連携した訓練（応急給水）を実施する。 ・訓練を実施し、連携体制の課題を抽出し、改善を図る。 ・次年度の防災組織体制等に反映する。	
		②伝達方法の確認 既存の情報共有システムの確認 ・SUNPUシステム（既存マニュアルの確認および台風第2号での実践） ・FUJISANシステム（日水協静岡県支部における操作説明研修）	②伝達方法の確認 情報伝達方法の確認 ・広報班、情報班等との情報伝達方法について危機管理総室と調整する。 ・訓練の課題を抽出し、改善を図る。 ・運用手順の整理や関係部署との協議を行い、被災時の運用を確認する。	
		③迅速な復旧計画の策定 訓練対象箇所の調査と選定 ・水道マッピングシステムを用いて、図上で対象箇所を抽出 ・水道施設や主要な管路が被災した場合を想定し、訓練対象箇所を選定	③迅速な復旧計画の策定 訓練実施による課題の抽出と改善 総合防災訓練の実施（9月） ・庁内での連携確認と課題の改善 ・協定締結業者との意見交換と役割分担協議 大都市間の相互支援訓練（10月予定） ・川崎市との合同訓練実施 ・意見交換による課題・改善点の整理 地域防災訓練の実施（12月） ・組み立て式給水タンク等の訓練実施	
	8月	①報告内容の整理 ・総合防災訓練での連携を図るため、訓練内容および報告内容、方法について危機管理総室と内容を調整。	①報告内容の整理 ・地域防災訓練（12月）において、地区支部および自主防災組織と連携した訓練（応急給水）を実施し、情報連絡等の訓練を実施する。 ・訓練を実施し、連携体制の課題を抽出し、改善を図る。 ・次年度の防災組織体制等に反映する。	
		②伝達方法の確認 ・気象警報発令時にSUNPUシステムを用いた情報共有方法の確認	②伝達方法の確認 ・市災害対策本部における情報発信と上下水道局での情報発信の役割について、危機管理総室および関係各課と調整する。 ・協定締結業者等との円滑な情報伝達を図るため、定期的に協議を行う。	
		③迅速な復旧計画の策定 ・大都市間の相互支援訓練計画を立案 日程および訓練実施内容を川崎市と調整	③迅速な復旧計画の策定 大都市間の相互支援訓練（10月予定） ・川崎市との合同訓練実施 ・意見交換による課題・改善点の整理 地域防災訓練の実施（12月） ・組み立て式給水タンク等の訓練実施	
	10月	①報告内容の整理 ・市総合防災訓練の実施 風水害時における報告内容の整理 『やることリスト』等による必要な情報の抽出 ・訓練による課題の抽出	①報告内容の整理 ・災害に応じた基本的な報告事項の整理 ・上記の整理に基づく訓練の実施	
		②伝達方法の確認 ・市総合防災訓練の実施 情報共有手段及び市災害対策本部の局連絡員との連絡調整方法を確認	②伝達方法の確認 ・市災害対策本部との効果的な情報伝達方法の調整 ex) 災害用情報共有フォルダの作成・活用 災害情報サイト 等	
		③迅速な復旧計画の策定 ・地域防災訓練における耐震性貯水槽の使用方法説明（出前講座）の実施計画を策定し、各地域総務課から自治会に情報を発信した。実施地区の募集とともに、局内での操作訓練による人材育成を実施した。 ・川崎市との合同防災訓練の実施（「19大都市水道局相互応援に関する覚書」および「現地調整隊の活動に関する覚書」に基づく訓練） ・応急給水方法における課題の共有および情報交換により、災害時に必要な取り組みについての事例を研究	③迅速な復旧計画の策定 ・災害復旧計画に必要な知識の習得と考え方の整理 ・応援要請方法と要請先の整理 ・他都市の復旧事例等の研究	

1月	①報告内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災訓練の実施 本部訓練は中止。自主防災組織との耐震性貯水槽操作訓練は実施し、現場職員からの報告内容と報告の方法を確認し、整理。</li> <li>・能登半島地震での応急給水支援 支援先からの報告内容、方法を整理し、継続して実施中。</li> </ul>	①報告内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援側、応援側それぞれの報告内容を整理する</li> </ul>	
	②伝達方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用共有フォルダを活用した報告の実施</li> <li>・能登半島地震において災害用情報端末(ハートトーク)を活用して位置情報を取得することで、道路状況や被災状況、支援班の安否確認を実施</li> </ul>	②伝達方法の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置情報を活用した災害対応方法の検討</li> </ul>	
3月					



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	24
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（上下水道危機管理課）
進捗管理責任者	—

対策項目24	災害時の応急給水対応力の向上
--------	----------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
3 被害状況の調査・報告	>災害の規模（区域）、被災範囲（施設等の被災常用）、ライフラインの状況（電気・通信・交通等）などを想定し、 <b>応急給水のあり方（給水量、拠点の場所、駐車スペース、給水方法など）を検討する。</b>
7 断水対策	>運搬の負担を軽減するため、 <b>組み立て式給水タンク（1t）を配備する。</b> >新たな <b>応急給水拠点の整備</b> を行う。 >災害に備えた <b>災害配備体制の再構築</b> により、 <b>災害対応（防災）力の向上</b> を図る。 >災害復旧に係る <b>業務分担を明確化し、現場作業と情報発信、渉外を効率的・効果的に実施</b> できる組織体制を整える。 >自衛隊等を含めた <b>外部機関への応援要請手続を迅速に行える体制</b> を構築するとともに、訓練の実施により、職員の <b>受援活動に係る理解促進</b> を図る。 > <b>自助・共助・公助の役割分担</b> を明確にし、 <b>関係部署および自主防災組織と連携を高める</b> ことで地域全体としての <b>水道に対する防災意識の向上</b> を図る。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①応急給水方法の検討	○	R5年度計画	①他都市の応急給水事例の調査 ①応急給水拠点整備箇所の検討	①他都市の応急給水事例の調査及び方針の決定→第4期へ ①組み立て式給水タンクの購入→第3期へ	①,③給水タンク組み立て訓練（職員、協業者） ①応急給水拠点整備箇所の選定	第1期より →①組み立て式給水タンクの購入 ①応急給水拠点整備 ①,③組み立て式給水タンク訓練（市民）	第1期より →①応急給水拠点整備箇所の調査及び方針の決定 ①組み立て式給水タンクの配備計画	斜線表示
②災害時の組織体制	○		②危機管理（防災）体制の構築 ③水道の防災に関する市政出前講座（3回）実施予定（市民の自助・共助意識の向上）	②防災訓練計画の策定 ③市政出前講座（2回）	②,③上下水道局防災訓練の実施（応急給水計画、復旧計画等） ②,③川崎市との訓練の実施 ③市政出前講座（6回）	②,③上下水道局防災訓練の実施（応急給水計画、復旧計画等） ③市政出前講座（1回）	②上下水道局防災訓練の実施（応急給水計画、復旧計画等） ③組み立て式給水タンクの運用検討	
③役割分担の明確化	○		①応急給水拠点の整備方針再検討 ②3部制移行に伴い、組織体制を新たに構築した。（市対策本部の方針により、再構築） ③市政出前講座（防災）3回実施	①応急給水拠点整備箇所の調査を実施。整備予定箇所の詳細調査計画策定 ①組み立て式給水タンクの仕様決定 ②防災訓練計画の策定 ③市政出前講座（2回）	①組み立て式給水タンクの発注 ①応急給水拠点整備地区の選定 ②,③市総合防災訓練に合わせて、水道部独自訓練の実施 ②,③川崎市との合同防災訓練の実施 ③市政出前講座（4回）	①組み立て式給水タンク購入（7基） ①,③給水タンク組立訓練1/24職員への訓練実施 ②,③能登半島地震への対応 ③市政出前講座（1回）	①,③能登半島地震による被災地への支援における課題から、組立式給水タンクの運用整理 ①既存水道施設を活用した応急給水拠点の整備・改良	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	△	○	△	○	

	実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応
6月	①給水方法の検討 他都市の応急給水事例の調査 ・他都市(大都市水道局大規模災害対策検討会)での取り組み事例調査 ・高知市の応急給水拠点の視察(上記、検討会にて実施) ・組み立て式給水タンクによる応急給水の検討(購入にあたって仕様を検討) 応急給水拠点整備箇所の検討 ・台風第15号の被害を受け、応急給水拠点整備の方針を再検討 ・効率的な応急給水計画策定のための整備箇所の検討	①給水方法の検討 応急給水拠点整備箇所の検討 ・組み立て式給水タンクの購入および配備計画の策定 ・応急給水拠点整備計画の方針決定	6月中旬に、市本部の配備体制の変更により、上下水道局の配備体制に減員が生じ、再度編成する必要が生じたため
	②災害時の組織体制 3部制移行に伴い、組織体制を新たに構築した。 ・上下水道局の危機管理体制について気象警報等に対する体制および地震発生時の体制を構築 ・上下水道総括班、水道班、下水道班の役割分担を明確化、訓練を通じて課題の整理と、改善(市対策本部の方針により、再構築) 応急給水拠点整備箇所の検討 ・台風第15号を踏まえた整備方針の再検討	②災害時の組織体制 他都市等への支援体制確立のため、先遣隊・支援隊の検討 ・局内職員へのアンケート実施 組み立て式給水タンクを活用した訓練の実施 ・上下水道局職員、協定業者(水道組合等)、地区支部員、自主防災組織等 ・組み立て式給水タンクの配備計画の検討 防災訓練計画の策定、実施 ・庁内関係各局、他都市、自主防災組織(市民)との連携	
	③役割分担の明確化 市政出前講座の実施 ・3回(清水第四中、用宗、キッズ防災講座)	③役割分担の明確化 防災訓練の実施 ・庁内での役割分担の明確化 ・災害時の作業分担の明確化(協定締結業者等) 市政出前講座の実施(9回予定) ・上下水道分野における自助・共助について、防災意識を高める	
8月	①給水方法の検討 応急給水拠点整備箇所の検討 ・組み立て式給水タンクの仕様決定 (名古屋市、川崎市等の事例を調査し、より扱いやすい給水タンクの仕様を検討) ・応急給水拠点整備計画箇所について、断水発生時水圧の調査計画を検討	①給水方法の検討 応急給水拠点整備箇所の検討 ・組み立て式給水タンクの購入および配備計画の策定 ・応急給水拠点整備計画の方針決定 想定する整備箇所において、断水発生時を想定した水圧測定調査を行い、整備箇所の適性を調査する(9月中旬)	①当初整備を予定していた応急給水拠点整備箇所において、断水時の使用が可能か(高低差による水圧がかかるか)詳細な検討が必要となったため、3月末までに施工場所・工法を再度選定し、完了する見込み。 ①組立式給水タンクの仕様決定にあたり、令和4年度に応急給水に従事していただいた名古屋市、川崎市等が採用している製品の調査を実施し、検討を行った。海外製品等を含むため、見積等に時間を要した。 現在、発注に関する調整をしており、1月末までに納品見込み。
	②災害時の組織体制 ・局内職員へのアンケートを実施し、支援体制確立のための調査を実施 ・組み立て式給水タンクを活用した上下水道局職員と協定締結業者との訓練を実施。 ・組み立て式給水タンクの配備計画の検討 防災訓練計画の策定、実施 ・庁内関係各局、他都市、自主防災組織(市民)との連携	②災害時の組織体制 ・大都市の支援体制を参考に、被害に応じた班編成と携行資材等の調整を検討 ・地域防災訓練(12月)において地区支部員、自主防災組織等を対象とした応急給水訓練(組み立て式給水タンク等を活用)の実施計画を作成 ・川崎市との協定に基づく、合同訓練の計画策定	
	③役割分担の明確化 市政出前講座の実施 ・2回(清水生涯学習交流館、蒲原)	③役割分担の明確化 地域防災訓練の実施 ・庁内での役割分担の明確化 ・災害時の作業分担の明確化(自主防災会等) 市政出前講座の実施(9回予定) ・上下水道分野における自助・共助について、防災意識を高める	

具体的な 取組内容	10月	①給水方法の検討	組み立て式給水タンクの発注 ・仕様を決定し発注した。1月末までに納品予定。 応急給水拠点整備箇所の選定 ・整備方針の整理により、地区を選定	①給水方法の検討	給水タンクの組み立て訓練の実施 ・給水タンク納品後、組み立て訓練を実施する。 応急給水拠点整備箇所の選定 ・設置候補箇所を調査し、整備する。	
		②災害時の組織体制	市総合防災訓練に合わせて、水道部独自訓練の実施による組織体制の確認 ・水道部独自に応急復旧および応急給水訓練を実施 ・主要な管路網のバルブ確認 ・耐震性貯水槽操作訓練、給水車による運搬給水訓練 川崎市との合同防災訓練の実施 ・応急復旧に関する意見交換の実施 ・給水車要請台数等の算出訓練	②災害時の組織体制	訓練に合わせて組織体制の確認および改善 ・地域防災訓練において上下水道局の本部運営訓練を実施	
		③役割分担の明確化	市総合防災訓練に合わせて、水道部独自訓練の実施 ・水道組合等の災害協定締結業者との訓練の実施により、災害時の役割を確認 ・災害時の職員の役割分担に応じた訓練の実施 川崎市との合同防災訓練の実施 ・現地調整隊（川崎市）との役割分担の確認 市政出前講座 ・4回（由比、迎山、不二見、有度） ・地域の防災訓練として実施（丸子芹ヶ谷） *1件は相手方の都合により中止	③役割分担の明確化	地域防災訓練に合わせて、自主防災組織との訓練実施 ・応急給水の自主防災組織の役割を説明する 市政出前講座 ・1回（入江） *森下地区については、地域防災訓練として11/26に実施予定	
	1月	①給水方法の検討	・組み立て式給水タンクを7基納入 ・職員に対する給水タンクの組立訓練を実施した。一方、市民向けの訓練については、石川県能登半島地震における組み立て式給水タンクの運用を踏まえ、職員や協定事業者等による臨機応変な設営設置が最も効果的、効率的であると判断し、実施しないこととした。	①給水方法の検討	応急給水拠点整備箇所の選定・工事方法の決定	当初整備を予定していた応急給水拠点整備箇所において、断水時に耐震化された水道管に貯留された水を応急給水拠点までに送水が可能か（高低差による水圧がかかるか）詳細な検討が必要となった。このため3月末までに検討を完了し、整備箇所及び工事方法を決定する見込み。
		②災害時の組織体制	地域防災訓練にあたって、自主防災組織への耐震性貯水槽の操作訓練の実施計画を作成し、役割を分担	②災害時の組織体制	津波注意報発令による本部訓練中止 1月より能登半島地震対応中のため、支援体制を含めた課題整理を行う。	
		③役割分担の明確化	市政出前講座 ・1回（森下学区）地域防災訓練として11/26実施	③役割分担の明確化	上記②と同様	
	3月	①給水方法の検討	・能登半島地震による被災地への支援継続 ・既存水道施設を活用した応急給水拠点の整備（羽鳥） ・既存水道施設を活用した応急給水拠点の改良（草薙）	①給水方法の検討		
		②災害時の組織体制	・能登半島地震による被災地への支援継続 ・実災害への対応を通して災害復旧に係る応急給水・応急復旧計画策定を実施	②災害時の組織体制		
		③役割分担の明確化	・能登半島地震による被災地への支援継続 ・実災害への対応を通して災害対応に係る役割分担を明確化	③役割分担の明確化		



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	25
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（水道施設課）
進捗管理責任者	—

対策項目25	承元寺取水口緊急対策
--------	------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
7 断水対策	> 増水時においても取水施設の運転状況の把握や設備の操作できるように電動化と遠隔操作化を実施する。 > 河川氾濫による土砂や流木などが取水施設に流れ込まないように緊急対策修繕を実施する。 > 取水施設の被害状況整理により、被災に至ったメカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績						R6年度以降の取組項目
		時期	第1期		第2期	第3期	第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	2～3月	
①設備操作の電動化・遠隔操作化	○	R5年度計画	②緊急対策に係る実施案の抽出・選定 ②緊急対策修繕の発注	①設備操作の電動化等修繕発注→第2期へ ②緊急対策修繕の完了見込み ③他事業体の被災事例調査・他都市の被災事例情報を収集し、今後の対策の参考とする。	第1期より→①電動化・遠隔操作化のための設備の製作	①電動化・遠隔操作化のための設備の製作	①設備操作の電動化等の修繕実施 ①設備操作の電動化等の修繕完了	/
②取水施設の緊急対策	◎							
③他事業体の被災事例の調査	◎							
		R5年度実績	②承元寺取水口の緊急対策の実施実施可能な対策案を選定 ②緊急対策修繕を発注	①設備操作の電動化等修繕発注準備中 ②緊急対策修繕完了 ③他事業体の被災事例調査・他都市の被災事例情報の収集が完了	①電動化等修繕発注済み。電動化・遠隔操作化のための設備の製作中。	①電動化・遠隔操作化のための設備の製作中	①設備操作の電動化等の修繕実施 ①設備操作の電動化等の修繕完了	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	△	○	○	○	

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由 及び今後の対応
具体的な 取組内容	6月	①施設の電動化・遠隔操作化	被災に至ったメカニズムの検証結果の報告、応急対策案抽出完了、上記抽出案から対策案の選定及び対策実施方法を決定	①施設の電動化・遠隔操作化	制水扉及び取水扉の修繕発注 設備の工場製作期間 設置、試運転・調整を行い、電動化及び遠隔操作化完了	
		②緊急対策	承元寺取水口開口部緊急修繕発注	②緊急対策	承元寺取水口開口部緊急修繕完了	
		③他事業体の被災事例の調査	—	③他事業体の被災事例の調査	他事業体の被災事例調査実施	
	8月	①施設の電動化・遠隔操作化	修繕実施に向けた河川管理者との協議を実施中	①施設の電動化・遠隔操作化	河川管理者との協議完了後、9月に制水扉及び取水扉の修繕発注 設備の工場製作期間 設置、試運転・調整を行い、電動化及び遠隔操作化完了	河川管理者との協議に時間を要したため、協議完了後、9月に修繕を発注する見込み。
		②緊急対策	承元寺取水口開口部緊急修繕完了			
		③他事業体の被災事例の調査	他事業体の被災事例調査完了			
	10月	①施設の電動化・遠隔操作化	修繕実施に向けた河川管理者との協議を実施	①施設の電動化・遠隔操作化	9月末に修繕契約 現在、設備の製作中。2月末までに制作完了し、3月末までに修繕完了予定	
	1月	①施設の電動化・遠隔操作化	9月末に契約を締結、修繕を発注済み。	①施設の電動化・遠隔操作化	現在、設備の製作中。 2月末までに制作完了し、3月末までに修繕完了予定	
	3月	①施設の電動化・遠隔操作化	電動化と遠隔操作化のための修繕完了	①施設の電動化・遠隔操作化		

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	26
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（水道基盤整備課）
進捗管理責任者	—

対策項目26	新たな水源検討・取水口更新計画
--------	-----------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
7 断水対策	> 災害時に承元寺取水口を補う新たな水源確保に向けた検討を実施する。 > 新たな水源確保など、承元寺取水口の機能停止を補完する代替手段について、有識者による意見・議論を踏まえて検討する。 > 検討結果によっては、将来的な投資計画の見直しを行う。 > 既存施設を強靱な施設へ更新・整備する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
新たな水源検討の実施	○	R5年度計画	水源検討部会資料作成 水源検討部会委員等の調整	第2回水源検討部会 水源検討部会資料作成 水源検討部会委員等の調整	第3回水源検討部会 水源検討部会資料作成 水源検討部会委員等の調整	経営協議会中間報告 第4回水源検討部会 経営協議会 ・新たな水源検討結果報告	水源検討部会資料まとめ	R6 経営協議会で投資計画の審議 R6 取水口更新計画の策定（施設更新・整備）
			R5年度実績	水源検討部会運営のコンサル 打合せ 水源検討部会委員等の調整	第2回水源検討部会 水源検討部会運営のコンサル 打合せ 水源検討部会委員等の調整	第3回水源検討部会 水源検討部会運営のコンサル 打合せ 水源検討部会委員等の調整	経営協議会経過報告 第4回水源検討部会 経営協議会結果報告	水源検討部会資料まとめ
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	○	

具体的な取組内容	実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	月	実施内容	実施日	実施内容	実施予定日	
6月	新たな水源検討の実施	・ 4月27日・5月22日・6月27日に第2回水源検討部会の審議内容と資料の打合せ		水源検討部会の実施	7月 第2回水源検討部会開催予定	/
	水源検討部会の実施	・ 6月13日・21日に第2回水源検討部会委員と審議・運営の打合せ				
8月	水源検討部会の実施	・ 7月10日 第2回水源検討部会開催		水源検討部会の実施	9月末 第3回水源検討部会開催予定	/
	新たな水源検討の実施	・ 7月4日に第2回水源検討部会の審議内容と資料の打合せ				
10月	水源検討部会の実施	・ 9月29日 第3回水源検討部会開催		水源検討部会の実施	11月末 第4回水源検討部会開催予定	/
	新たな水源検討の実施	・ 9月11日に第3回水源検討部会の審議内容と資料の打合せ		新たな水源検討の実施	経営協議会中間報告 経営協議会 ・新たな水源検討経過報告（11月） ・新たな水源検討結果報告（1月）	
1月	水源検討部会の実施	・ 11月24日 第3回水源検討部会開催		水源検討部会の実施	水源検討部会資料まとめ	/
	新たな水源検討の実施	・ 経営協議会中間報告 11月10日 新たな水源検討経過報告 1月26日 新たな水源検討結果報告		新たな水源検討の実施	水源検討部会資料まとめ	

	3月	新たな水源検討 の実施	水源検討部会資料のとりまとめを実施			
--	----	----------------	-------------------	--	--	--



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	27
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（上下水道危機管理課）
進捗管理責任者	上下水道局長（水道事務所）

対策項目27	水道施設の迅速な復旧体制の構築
--------	-----------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
7 断水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢風水害等を含めた災害の種別に応じた対応計画、マニュアル等を整備する。</li> <li>➢対応時期（初動・経過日数など）に応じた活動内容を整理する。</li> <li>➢本部活動、現場活動などにおける活動内容の漏れを洗い出し、担当人員の配置を改善する。</li> <li>➢外部団体との連絡・調整に係る人員を適切に配備するよう、業務内容の整理や、書式・手順などの確認など業務量の整理を行う。</li> <li>➢標高差のある水道施設に早急に水を送るための施設整備等を行う。</li> <li>➢迅速な復旧活動につながるよう、早期に計画立案できる技術職員の育成を行う。</li> <li>➢地区ごとの水源や配水系統、配水エリアに関する情報の共有化を図り、効率的かつ効果的な復旧計画を迅速に立案できる体制を構築する。</li> <li>➢定期的に関係団体と研修、訓練を実施し、意識共有を図る。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期			第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月			2～3月
①復旧に係る組織体制	○	R5年度計画	①復旧に係る組織体制 ・風水害を含めた災害配備体制の整備	①,③災害配備体制の最適化 ・静岡・清水両水道組合との訓練事前協議	①,③防災訓練の実施（両水道組合） ・市災害対策本部、協定	①,③防災訓練の課題等反映 ・必要に応じて災害配備体制修正等実施	②施設整備委託業務完了	R6.8月 ②施設改良工事発注	
②施設整備等の実施	○		②施設調査（水圧測定） ・山間地域での迅速な復旧を目的として、水圧を管理するための減圧弁設置を検討	①マニュアル（案）策定 ②施設整備（減圧弁設置）委託業務発注	②施設整備委託業務実施（関係課協議等） ③防災訓練の課題等抽出	①局内防災訓練実施	①,③局内防災訓練実施 ・次年度災害配備態勢作成 ・災害配備態勢の周知		（継続） 技術職員の育成
③職員等の育成	○		③職員等の育成 ・給水車操作訓練						
		R5年度実績	①復旧に係る組織体制 ・気象警報発令時の当番体制を構築し、役割分担の明確化	①,③災害配備体制の最適化 ・静岡・清水両水道組合との訓練事前協議済	①,③市総合防災訓練の実施（両水道組合） ・市災害対策本部、協定	①川崎市との防災訓練実施。 地域防災訓練においては、耐震性貯水槽の使用方法を住民に説明。 能登半島地震発生により、災害対応時の役割分担を整理中	②施設整備委託業務完了		
			②減圧弁設置予定箇所を検討 ・現地（清水区小河内地区）において水圧測定を実施し、現状の調査を実施	①マニュアルを策定 ②施設整備（減圧弁設置）委託業務発注準備し、受注者決定	②施設整備委託業務実施（関係課協議） ③防災訓練の課題等抽出	②施設整備委託業務実施中（設計内容検討） ③本部訓練用にタイムラインを作成したことで、災害対応における時系列を整理した。			
			③職員等の育成 ・給水車操作訓練の実施						
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	○		

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な取組内容	6月	①復旧に係る組織体制	水道部の災害配備体制を見直し、風水害に対する配備態勢表（暫定版）を作成し、役割分担の明確化を図った。	①復旧に係る組織体制	台風2号（6月）に伴う災害配備配備体制についての検証や各種防災訓練における課題の整理を行い、適時、防災体制の最適化を図る。	
		②施設整備等の実施	圧弁設置予定箇所の検討。（小河内地内：水圧測定等実施済）	②施設整備等の実施	施設整備委託業務発注に関する設計 施設整備（減圧弁設置）委託業務発注・業務実施	
		③職員等の育成	減圧弁設置予定箇所の検討。（小河内地内：水圧測定等実施済）	③職員等の育成	各種防災研修の実施及び他都市との訓練内容の周知	
	8月	①復旧に係る組織体制	静岡・清水両水道組合との訓練事前協議を行った。 大雨による災害対応マニュアル【水道班】を策定した。	①復旧に係る組織体制	総合防災訓練防を実施し、災害対応マニュアルに反映させることで、災害対応力の向上を図る。	
		②施設整備等の実施	委託業務を発注し、受注者が決定した。	②施設整備等の実施	委託業務において、関係機関と協議を行い、設置位置の検討を進める。	
		③職員等の育成	静岡・清水両水道組合との訓練事前協議を行った。	③職員等の育成	水管橋等の重要施設のパトロールを実施することで、重要施設の位置を把握する。	
	10月	①復旧に係る組織体制	防災訓練の実施 ・協定締結業者も含めた組織体制の確認	①復旧に係る組織体制	災害時に応援を依頼する内容と職員が対応する内容の整理 ・災害時のリソースの分配を検討	
		②施設整備等の実施	施設整備委託業務実施（関係課協議等） ・道路管理者等との協議の実施	②施設整備等の実施	委託業務の実施・完了	
		③職員等の育成	防災訓練の実施 ・協定締結業者との役割分担と調査事項の共有 防災訓練の課題等抽出	③職員等の育成	各担当において災害時の役割とそれに伴う行動の整理	
	1月	①復旧に係る組織体制	地域防災訓練（12月）では、応急給水時の耐震性貯水槽の使用方法を確認し、地域住民との役割の確認を行った。 津波注意報の発令により、本部訓練は中止となったが、災害対応におけるタイムラインの確認・整理を行った。	①復旧に係る組織体制	災害等への備えや支援が発生したため、想定していた訓練ができない状況であるが、実対応における課題を整理し、今後の見直しを図る	
		②施設整備等の実施	施設整備委託業務実施（設計内容検討） ・道路管理者等との協議実施済、設計図面、数量等作成中	②施設整備等の実施	委託業務の実施・完了	
		③職員等の育成	本部訓練用にタイムラインを作成したことで、災害対応における時系列を整理 能登半島地震への実対応で課題を整理	③職員等の育成	各担当において災害時の役割とそれに伴う行動の整理	
3月	①復旧に係る組織体制	被災地支援継続中のため、防災訓練は中止としたが、実災害への対応を通して災害復旧に係る応急給水・応急復旧計画策定を実施した。	①復旧に係る組織体制			
	②施設整備等の実施	委託業務の実施・完了	②施設整備等の実施			
	③職員等の育成	被災地支援において、応急給水班、応急復旧班の現地での役割を整理し、支援を継続している。 災害対応における具体的役割の理解と実践経験の蓄積により、災害対応力向上した。	③職員等の育成			

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	28
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（下水道計画課）
進捗管理責任者	—

対策項目28	内水ハザードマップの見直し
--------	---------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	> 自助・共助に備えるため、市ホームページでも公表している過去の最大降雨（時間雨量112ミリ）に対する「浸水ひなん地図」（内水ハザードマップ）に加え、想定される最大降雨（時間雨量147ミリ）に対する浸水想定区域図を令和4年度に作成し、令和5年度中に関係機関との調整を行い、令和6年度にハザードマップとして作成し公表を行い、最大のリスクに対する情報提供を行う。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①浸水想定区域図の精査	◎	R5年度計画	①浸水想定区域図の精査	②関係機関との調整（危機管理総室等）	②関係機関との調整（国、県等）	②ハザードマップへの掲載内容の確認	R6.6～	ハザードマップ作成
②関係機関調整	◎						R7.3	ハザードマップ公表
		R5年度実績	①浸水想定区域図の精査	②関係機関との調整（危機管理総室等）	②関係機関との調整（国、県等）	②ハザードマップへの掲載内容の確認		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎	-	

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	時期	内容	時期	内容	
6月	①浸水想定区域図の精査	令和4年度作成したハザードマップのベースとなる想定最大降雨に対する浸水想定区域図についての精査を実施。	②関係機関調整	7月～8月に令和4年度に作成済みの想定最大浸水想定区域の範囲を最大とし、ハザードマップとして作成・公表する範囲を決定する。	
8月	②関係機関調整	ハザードマップの作成範囲を設定し、令和6年度の作成に向け予算要求資料を作成した。	②関係機関調整	更に関係機関との調整を進め、水害ハザードマップ作成の手引きを参考とし、掲載内容等の確認を行う。	
10月	②関係機関調整	関係機関との調整を進め、水害ハザードマップ作成の手引きを参考とし、掲載内容等の確認を行った。	②関係機関調整	関係機関との調整および手引きにより確認した内容について、ハザードマップへの掲載を検討する。	
1月	②関係機関調整	水害ハザードマップ作成の手引きを参考に、掲載内容等の確認を実施。	②関係機関調整	ハザードマップへの掲載内容を決め、マップ全体の構成案をまとめる。	
3月	②関係機関調整		②関係機関調整		



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	29
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（下水道計画課）
進捗管理責任者	—

対策項目29	浸水対策完了地区における追加対策
--------	------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	> 大きな浸水被害を受けた対策完了地区については、令和5年度に浸水要因を分析し、新たな排水施設や貯留施設などの追加対策を検討し、令和6年度以降実施可能な地区から対策を行う。 > 貯留管の能力を極力確保するために、降雨や放流先河川の状況等に応じて、貯留管に流入した雨水の中間排水作業を行う。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①浸水対策追加検討業務委託	△	R5年度計画	①検討業務対象地区選定 ②貯留管内雨水の中間排水試行	①業務委託発注 ②貯留管内雨水の中間排水試行 ②排水施設増強検討	①浸水要因分析 ②貯留管内雨水の中間排水試行	①対策立案 ②試行結果まとめ 静岡県（丸子川）との調整	①検討内容まとめ	R6年6月～ ①実施可能な地区から対策実施
②貯留管内雨水の中間排水試行	○							R6年4月～ ②貯留管内雨水の中間排水本格運用
		R5年度実績	①検討業務対象地区選定 ②貯留管中間排水試行開始	①業務委託発注 ②排水施設増強検討	①浸水要因分析 ②貯留管内雨水の中間排水試行	①対策立案 ②試行結果まとめ 静岡県（丸子川）との調整	①対策立案	
取組項目全体の進捗状況	△	各期の進捗状況	○	○	○	○	△	

具体的な取組内容	月	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
		取組内容	進捗状況	取組内容	進捗状況	
具体的な取組内容	6月	①検討業務委託	検討対象地区を選定し、業務委託仕様書を作成中	①検討業務委託	受託者が決定後速やか関係資料を提供し浸水要因分析を実施。対策内容の検討と並行し関係期間等との調整を行い、対策内容を取りまとめる。	斜線表示
		②貯留管内雨水の中間排水試行	6月2日台風2号の降雨により、貯留管に流入があったため、中間排水を実施。	②貯留管内雨水の中間排水試行	出水期中は貯留管（流入があった場合）中間排水を試行的に実施し、その後、本格運用に向けたとりまとめを行う。並行して排水施設の増強検討及び放流先河川との調整を行う。	
	8月	①検討業務委託	7月に業務委託を契約し業務に着手した。	①検討業務委託	浸水要因分析を実施。対策内容の検討と並行し関係期間等との調整を行い、対策内容を取りまとめる。	
		②貯留管内雨水の中間排水試行	7月、8月は貯留管への流入実績がなかった。	②貯留管内雨水の中間排水試行	出水期中は貯留管（流入があった場合）中間排水を試行的に実施し、その後、本格運用に向けたとりまとめを行う。並行して排水施設の増強検討及び放流先河川との調整を行う。	
	10月	①検討業務委託	浸水要因分析を実施	①検討業務委託	浸水要因分析の結果から、関係機関等との調整を行い、対策内容を取りまとめる。	
		②貯留管内雨水の中間排水試行	9月、10月は貯留管への流入実績がなかった。	②貯留管内雨水の中間排水試行	出水期中は貯留管（流入があった場合）中間排水を試行的に実施し、その後、本格運用に向けたとりまとめを行う。並行して排水施設の増強検討及び放流先河川との調整を行う。	
1月	①検討業務委託	浸水要因分析の結果から対策内容の検討を実施。	①検討業務委託	引き続き、対策内容の検討を進め、対策案を取りまとめる。		
	②貯留管内雨水の中間排水試行	本格運用に向けたとりまとめを実施。並行して排水施設の増強検討及び放流先河川との調整を進めている。	②貯留管内雨水の中間排水試行	排水施設の増強方針をとりまとめ、必要に応じて放流先河川との調整を行う。		
3月	①検討業務委託	複数の対策案をあげ、効果的な対策の検討を実施。	①検討業務委託	引き続き、対策内容の検討を進め、対策案を取りまとめる。	周囲より低く下がっている土地など、放流先の確保が困難な地域において、効果的な排水方法や貯留方法等の浸水対策案の検討に時間を要し、遅れが生じているが、5月には検討内容のまとめが完了する見込み。	
	②貯留管内雨水の中間排水試行		②貯留管内雨水の中間排水試行			



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	30
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	建設局長（河川課）
進捗管理責任者	—

対策項目30	浸水被害の軽減対策
--------	-----------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	> 土砂堆積、越水が生じた市が管理する187河川の緊急点検を実施。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月	
河川の緊急点検	◎	R5年度計画	事前調査の実施 緊急点検の実施	堆積土砂の撤去	堆積土砂の撤去		
		R5年度実績	事前調査の実施 緊急点検の実施 堆積土砂の撤去	堆積土砂の撤去	堆積土砂の撤去		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	◎		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	時期	内容	時期	内容	
6月	事前調査	台風15号被災時の河川脆弱箇所を把握	土砂撤去	順次対応が必要な58河川において関係機関協議及び撤去作業に着手	斜線
	点検実施	台風2号を受け、台風15号にて土砂堆積、越水が生じた市が管理する187河川の緊急点検を実施			
	土砂撤去	早急に土砂撤去が必要な10河川において関係機関協議及び撤去作業に着手			
8月	土砂撤去	早急に土砂撤去が必要な10河川の作業を完了 順次対応が必要な58河川の内、36河川の作業を完了	土砂撤去	引続き、残り22河川の撤去作業を進める	斜線
10月	土砂撤去	順次対応が必要な58河川にて全ての撤去作業を完了			斜線
1月					斜線
3月					斜線

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	31
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（下水道計画課）
進捗管理責任者	—

対策項目31	新たな浸水地域での被害軽減対策
--------	-----------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	<p>&gt;新たな浸水地域については、令和5年度に浸水要因を分析し、その結果に応じて新たな浸水対策地区として位置付け、対策の立案後、実施可能な地区から対策を行う。</p> <p>&gt;令和5年度に現在の排水施設の整備水準である時間雨量67ミリを、気候変動を考慮した水準へ引き上げを行い、これに基づく施設計画を立案し、浸水リスクの高い地域を新たな浸水対策地区として位置付け対策を行う。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期			
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月	
①雨水総合排水計画の修正	△	R5年度計画	①業務委託仕様書作成	①業務委託発注・契約 →【継続】第2期へ ①整備水準の検討	【継続】第1期より →①業務委託発注・契約 ①整備水準の決定 →【継続】第3期へ	【継続】第2期より →①整備水準の決定 ①施設計画検討	【継続】第3期より →①整備水準の決定 ①施設計画立案 業務委託完了	R6.4～	②R5の検討結果から可能な対策を実施
②浸水被害軽減対策	○							R6	①新たな実施計画の検討
		R5年度実績	①業務委託仕様書作成	①整備水準の検討	①業務委託発注	①整備水準の検討	①整備水準方向性の決定	R7	②下水道法事業計画変更
								R7	②基本・詳細設計
								R7	②新たな実施計画の策定
								R8	②対策工事実施
取組項目全体の進捗状況	△	各期の進捗状況	○	△	△	△	△		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	月	内容	月	内容	
	6月	①雨水総合排水計画の修正 6月 業務委託仕様書を作成し、参考見積を徴取。	①雨水総合排水計画の修正	9月までに整備水準を決定し、その後施設計画を立案する。	
	8月	①雨水総合排水計画の修正 7～8月 整備水準の検討を実施。	①雨水総合排水計画の修正	9月までに整備水準を決定し、その後施設計画を立案する。	整備水準決定後、10月に業務委託の発注を行う方針に変更した。
	10月	①雨水総合排水計画の修正 10月 業務委託を発注。	①雨水総合排水計画の修正	業務委託の中で整備水準を決定するための根拠をまとめ、その後施設計画を立案する。	整備水準決定にあたり様々検討が必要となり時間を要している。業務委託において詳細検討を行い、1月までに決定させる。
	1月	①雨水総合排水計画の修正 整備水準を決定するための根拠をまとめるとともに、水準引き上げに伴う課題の整理を実施。	①雨水総合排水計画の修正	整備水準を決定し、その後施設計画を立案する。	整備水準の見直しに伴う課題が多く、これらを解決するための検討に時間を要している。整備水準は3月までに決定させる。
	3月	①雨水総合排水計画の修正 整備水準の方向性を決定。	①雨水総合排水計画の修正	施設計画を立案する。	整備水準の見直しに伴う課題が多く、これらを解決するための時間を要したため遅れていたが、3月に整備水準が概ね決定し、これに基づき7月までに施設計画の方針を立案する。

令和5年度 災害対応力強化実施計画

対策項目32	貯留浸透施設等の整備
--------	------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

No.	32
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（下水道計画課）
進捗管理責任者	建設局長（河川課）

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	> 静岡県が実施する巴川本川の流下断面拡大（河道掘削）が円滑に行えるよう、市管理橋梁の架け替えや補強などを連携して進めるとともに、巴川本川の負担を減らす流域貯留に資する対策として、 <b>大内新田の市有地への大規模雨水調整地の整備を進める。</b> > 巴川本川の治水対策の強化には時間を要することから、流域内の公共用地などを活用して一時的に <b>雨水を貯留する施設などの検討を令和5年度から実施し、実現可能なものから事業を実施する。</b> （安倍川・浜川流域含む） > 道路に設置された <b>既設集水枿を雨水が地下に浸透するよう改良し</b> 河川などへ流出する雨水を減らすため、令和5年度に巴川流域を中心に、浸透適地かつ浸水被害軽減効果が期待できる地域を選定し、設計や関係機関との調整が整い次第、 <b>令和7年度から工事を実施する。</b>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①大規模雨水調整地整備	○	R5年度計画	①大内新田業務発注（公募型プロポーザル）	①大内新田業務契約	②飯田東工事契約	②高橋中工事公募開始	R6 ①大内新田詳細設計 R6 ②大内公園、山田池、高松中工事 R6 ③雨水浸透枿詳細設計	
②公共施設等への貯留施設整備	○		②富士見小工事着手	②賤機南小・西奈中設計着手	②飯田東工事着手	②富士見小工事完了		①大内新田業務完了
③雨水浸透枿の設置	○			②飯田東工事公募開始	②高橋中工事設計完了	②高橋中工事契約		②賤機南小・西奈中設計完了
		R5年度実績	①大内新田業務発注開始（公募型プロポーザル）	①大内新田業務契約	②飯田東小工事契約	②高橋中工事公募開始	R7～10 ①大内新田工事 R7 ②西奈中・井ノ宮北小工事 R7 ③雨水浸透枿設置工事	
			②富士見小工事着手	②賤機南小・西奈中設計着手	②飯田東小工事着手	②富士見小工事完了		②賤機南小・西奈中設計完了
				②飯田東小工事公募開始	②高橋中・西工事設計完了	②高橋中工事契約		
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○		

具体的な取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
		6月	8月	
①大規模雨水調整地整備	5月24日に大内新田公募型プロポの発注公告を開始した。	①大規模雨水調整地整備	・7月12日 プロポ審査会 ・7月下旬契約	斜線表示
	4月 富士見小工事着手	②公共施設等への貯留施設整備	飯田東小、高橋中公園の工事を実施するとともに、賤機南小、西奈中学校の設計を進める。	
		③雨水浸透枿の設置	令和5年度中に計画を策定するとともに国へ計画書を提出し、6年度に詳細設計を実施し、7年度より工事着手。	
②公共施設等への貯留施設整備	・7月12日プロポ審査会 ・8月1日契約締結	①大規模雨水調整地整備	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計に順次着手する。	斜線表示
	・富士見小の工事を継続中 ・高橋中・西公園の設計を継続中 ・賤機南小、西奈中学校の設計に着手した ・飯田東小の工事を公募開始	②公共施設等への貯留施設整備	・富士見小の工事を継続 ・高橋中・西公園の設計を完成させ工事発注する ・賤機南小、西奈中学校の設計を継続 ・飯田東小の工事に着手する	
		③雨水浸透枿の設置	令和5年度中に計画を策定するとともに国へ計画書を提出し、6年度に詳細設計を実施し、7年度より工事着手。	
③雨水浸透枿の設置	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計に着手した	①大規模雨水調整地整備	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計を継続	斜線表示
	・富士見小の工事を継続中 ・高橋中・西公園の設計を完成させ工事発注した ・賤機南小、西奈中学校の設計を継続中 ・飯田東小の工事に着手した	②公共施設等への貯留施設整備	・富士見小の工事完成予定 ・高橋中・西公園の工事を継続 ・賤機南小、西奈中学校の設計を継続 ・飯田東小の工事を継続	
	③実施地区の選定等、計画策定作業に着手	③雨水浸透枿の設置	令和5年度中に計画を策定するとともに国へ計画書を提出し、6年度に詳細設計を実施し、7年度より工事着手。	
①大規模雨水調整地整備	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計を継続中	①大規模雨水調整地整備	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計を継続	斜線表示
	・富士見小の工事完成 ・高橋中・西公園の工事を継続中 ・賤機南小、西奈中学校の設計を継続中 ・飯田東小の工事を継続中	②公共施設等への貯留施設整備	・高橋中・西公園の工事を継続 ・賤機南小、西奈中学校の設計を継続 ・飯田東小の工事を継続	
	国へ提出する計画書の作成	③雨水浸透枿の設置	令和5年度中に計画書を作成し、6年度に詳細設計を実施し、7年度より工事着手。	
②公共施設等への貯留施設整備	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計を継続	①大規模雨水調整地整備	・民間活力導入可能性調査、全体基本計画、調整池概略設計を継続	斜線表示
	・高橋中・西公園の工事を継続中 ・賤機南小・西奈中学校の設計完了 ・飯田東小の工事を継続中	②公共施設等への貯留施設整備	・高橋中・西公園の工事完了 ・飯田東小の工事完了	

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	33
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（下水道計画課）
進捗管理責任者	—

対策項目33	上下水道部の災害配備体制の見直し
--------	------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	> 建設部建設班及び下水道部下水道班の各災害配備マニュアルなどの配備体制の見直しを行い、災害内容や被災状況の段階に応じた増員・他部からの応援など、あらかじめ決められた対応だけでなく、 <b>状況に応じて支援等に配備出来る体制を構築する。</b>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
配備体制の見直し	◎	R5年度計画	・配備体制見直し ・局内周知			見直し後の配備体制検証		
		R5年度実績	・配備体制見直し ・局内周知			見直し後の配備体制検証		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○			◎		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	月	内容	月	内容	
6月	配備体制の見直し	地震・風水害の事象に応じた配備体制とし、風水害においては1班3人編成の班を24班編成し、状況に応じて支援等にも回れる配備体制を構築し、局内周知を行った。	配備体制の見直し	見直した配備体制の検証を行い、必要に応じて再度見直しを行う。	
8月					
10月					
1月	配備体制の見直し	見直した配備体制の検証を行い、引き続き見直した体制で対応を行う。	配備体制の見直し	3月末に次年度に向けた新たな体制での見直しを行う。	
3月					



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	34
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	上下水道局長（下水道計画課）
進捗管理責任者	建設局長（河川課）

対策項目34	浸水情報の収集と発信
--------	------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
8 洪水・浸水害対策	<p>&gt; 停電時でも情報を収集できる手法として、充電式で写真共有や地図情報への反映が可能な、災害用無線端末を導入することで現地と各班が速やかに情報を共有できる。（令和4年度：3台／令和5年：5台（予定））</p> <p>&gt; 浸水センサ等を設置しリアルタイムで浸水情報を収集するとともに発信する。</p> <p>&gt; 災害時総合情報サイトと連動することで市民へ早期避難や車両移動等の呼びかけができる事前防災情報を発信できるよう、気象予報・雨量・河川水位等のデータを基に人工知能を活用した水位・氾濫域を予測するシステムの導入を検討する。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期	
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月	
①災害用無線端末導入	○	R5年度計画	②浸水センサ等設置検討業務発注 ③業務仕様策定作業	①無線端末発注→第2期へ	第1期より →①無線端末5台導入 ②自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリング実施 ③提案内容審査会	②運用システムの検討 ③研究会設置・開催	②検討業務とりまとめ ③研究会開催、システム試験運用	R6.6～	②浸水センサ等設置
②浸水センサ等設置検討業務	△			②自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリング実施 ③業務発注				R6.10～	②災害時総合情報サイトを介して運用
③水位・氾濫域予測システム構築検討  （災害時総合情報サイトとの連動による事前防災情報の発信）	○			①無線端末見積徴取 ②自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリング実施 ③業務発注				R6.4～	③システムの試験運用・精度検証
		R5年度実績	②浸水センサ等設置検討業務発注（契約） ③業務仕様策定作業	①無線端末5台発注 ②自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリング実施 ③提案内容審査会	①無線端末5台導入 ②自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリング実施、運用システムの検討 ③研究会設置・開催	②センサ等の仕様案の作成 ③研究会開催、システム試作版構築	R6.10～	③市民への事前防災情報の提供開始	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	△	○	○	△		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応	
	実施済の取組内容	実施済の取組内容	今後の取組内容	今後の取組内容		
具体的な取組内容	6月	②浸水センサ等設置検討業務	6月16日契約・業務着手	①災害用無線端末導入	「ハザードトーク」7月発注、9月納品	
		③水位・氾濫域予測システム構築検討	業務仕様策定作業を継続中	②浸水センサ等設置検討業務	7月～9月に自治会等への設置候補箇所のヒアリングを実施し、並行しセンサ等の機種選定を進め、1月までに運用システムの検討を行う。	
				③水位・氾濫域予測システム構築検討	業務仕様を定め8月に業務を発注する。	
	8月	①災害用無線端末導入	「ハザードトーク」見積徴取	①災害用無線端末導入	「ハザードトーク」10月発注	①災害用無線機器の導入について、見積徴取したところ物価高騰により製品価格が上昇しており、必要台数の入手が困難なため、類似機種への変更も含めた検討に時間を要し、発注に遅れが生じている。今後、早急に機種選定等を行い、10月に発注する。
		②浸水センサ等設置検討業務	自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリングを開始。	②浸水センサ等設置検討業務	7月～9月に自治会等への設置候補箇所のヒアリングを実施し、並行しセンサ等の機種選定を進め、1月までに運用システムの検討を行う。	
		③水位・氾濫域予測システム構築検討	業務仕様を定め8月に業務を発注した。	③水位・氾濫域予測システム構築検討	9月 提案内容審査会を実施	
	10月	①災害用無線端末導入	「ハザードトーク」10月発注	①災害用無線端末導入	「ハザードトーク」1月納品見込み	
		②浸水センサ等設置検討業務	自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリングを実施。	②浸水センサ等設置検討業務	センサ等の機種選定を進め、1月までに運用システムの検討を行う。	
		③水位・氾濫域予測システム構築検討	9月 提案内容審査会を実施	③水位・氾濫域予測システム構築検討	研究会設置・開催	
	1月	①災害用無線端末導入	「ハザードトーク」1月納品	①災害用無線端末導入		
		②浸水センサ等設置検討業務	自治会等へセンサ設置候補箇所のヒアリングを実施するとともに、運用システムの検討実施。	②浸水センサ等設置検討業務	センサ等の機種選定を行い、3月までに検討業務の取りまとめを行う。	
		③水位・氾濫域予測システム構築検討	研究会設置・開催	③水位・氾濫域予測システム構築検討	研究会開催、システム試験運用	
3月	①災害用無線端末導入		①災害用無線端末導入		②浸水センサ等設置検討業務について、設置場所に依じたデータの取得方法を検討した結果、センサ及びシステムの機種選定に時間を要しており、センサの仕様決定が遅れている。4月中に仕様を決定し、5月に業務の取りまとめが完了する見込み。	
	②浸水センサ等設置検討業務	センサ等の仕様案の作成	②浸水センサ等設置検討業務	センサ等の仕様を決定し、業務の取りまとめを行う。		
	③水位・氾濫域予測システム構築検討	③研究会開催、システム試作版構築	③水位・氾濫域予測システム構築検討	システムの試験運用・精度検証		

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	35
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	建設局長（建設政策課）
進捗管理責任者	—

対策項目35	宅地内土砂撤去体制の構築
--------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
9 土砂災害対策	>災害廃棄物を含む、宅地内土砂撤去についての、体制、役割、所管、及び、国の支援制度の活用手法などを明確化したマニュアルを整備し、訓練を重ねて対応力を高める。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期			
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月			2～3月
マニュアル作成、訓練	○	R5年度計画	マニュアル素案作成	関係課調整・試行説明会実施	訓練実施（テスト運用） マニュアル修正	継続運用	継続運用	R6.9	訓練実施
		R5年度実績	マニュアル素案作成完了	関係課調整・試行説明会実施	訓練実施（テスト運用） マニュアル修正	継続運用	継続運用		
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	○		

具体的な取組内容	実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	6月	マニュアル作成、訓練	他都市マニュアルを参照し、静岡市版の検討を実施、素案を作成した。	マニュアル作成、訓練	関係部署との細部内容を調整し、実施訓練内容を作成していく。	
	8月	マニュアル作成、訓練	関係部署との細部内容を調整中、建設局職員に対し説明会を開催済。	マニュアル作成、訓練	訓練を実施し、素案を補正・修正する。	
	10月	マニュアル作成、訓練	訓練を実施し、素案を補正・修正する。	マニュアル作成、訓練	継続運用	
	1月	マニュアル作成、訓練	12月建設局防災訓練の準備会にて現案内容を精査した。	マニュアル作成、訓練	継続運用	
	3月	マニュアル作成、訓練	継続運用	マニュアル作成、訓練	継続運用、訓練実施	

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	36
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	建設局長（建設政策課）
進捗管理責任者	建設局長（技術政策課）

対策項目36	災害発生土砂の円滑な撤去
--------	--------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
9 土砂災害対策	<p>➢早期復旧に必要な仮置場は、想定20万m<sup>3</sup>に対し11万m<sup>2</sup>について内諾済みである。不足分については、受入地として運用できる有効な土地の調査や民間から受入地の公募及び盛土許可申請等に係る支援事業に着手するとともに引き続き国・県と連携しながら安定的かつ円滑な受入れ可能な用地を確保する。</p> <p>➢建設局災害配備体制を風水害時に地震時の体制と同様の市内支部拠点の設置について、各建設業協会、非協会員などと協議しマニュアルを変更する。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期			第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月			2～3月
①建設発生土受入地確保	○	R5年度計画	①公募業務費の補正予算要求 ②変更マニュアル素案作成 建設業協会との協議	①業務仕様策定、発注 ②変更マニュアル完成	①公募要綱作成 ②運用開始	①公募開始 ②運用継続	①案件審査 ②運用継続	R6.4～ ①R6受入地支援業務発注	
②マニュアルの変更、運用	○							R6.4～ ①R5承認地の申請支援	
		R5年度実績	①公募業務費の補正予算要求 ②変更マニュアル素案作成 建設業協会との協議	①公募要領作成業務委託の発注、契約 ②変更マニュアル完成	①公募要綱作成 ②運用開始	①公募開始 ②運用継続	①案件審査 ②運用継続		
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	○		

具体的な取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
		実施済	今後の取組内容	実施済	今後の取組内容	
具体的な取組内容	6月	①建設発生土受入地の確保	6月補正にて業務費の予算を確保する	①建設発生土受入地の確保	関係事業者へヒアリングし業務仕様書等を策定、発注する	斜線表示
		②マニュアルの変更、運用	変更マニュアル素案作成	②マニュアルの変更、運用	協議内容に応じマニュアル素案を修正する	
		②マニュアルの変更、運用	建設業協会との協議継続中	②マニュアルの変更、運用	建設業協会との協議継続中	
	8月	①建設発生土受入地の確保	受入地確保事業公募要領作成業務委託を発注し契約した	①建設発生土受入地の確保	公募要領を作成し、建設発生土の受入地の公募を開始する	
		②マニュアルの変更、運用	建設業協会との協議に基づき変更マニュアルを完成	②マニュアルの変更、運用	運用開始	
	10月	①建設発生土受入地の確保	公募要領を作成し、建設発生土の受入地の公募を開始した	①建設発生土受入地の確保	公募開始	
②マニュアルの変更、運用		運用開始	②マニュアルの変更、運用	運用継続		
1月	①建設発生土受入地の確保	公募開始以降10件以上の事前相談あり。事前協議書が1件提出された。公募以外の有用な候補地や発生土処分に関する懸案事項に対し関係機関調整を随時実施中。	①建設発生土受入地の確保	公募の継続・案件の審査、支援・調整を継続する		
	②マニュアルの変更、運用	運用継続	②マニュアルの変更、運用	運用継続		
3月	①建設発生土受入地の確保	事前協議書が提出された2件に対して支援・調整を継続して実施中。公募以外の有用な候補地や発生土処分に関する懸案事項に対し関係機関調整を随時実施中。	①建設発生土受入地の確保	公募の継続・案件の審査、支援・調整を継続する		
	②マニュアルの変更、運用	運用継続	②マニュアルの変更、運用	運用継続		



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	37
作成年月日	令和6年 3月 29日
進捗管理責任者	建設局長（建設政策課）
進捗管理責任者	—

対策項目37	斜面崩壊・土砂流出への対応
--------	---------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
9 土砂災害対策	> 所管判別フローを作成し関係各部を含め訓練を重ね、対応力を高める。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①所管別フローの作成	○	R5年度計画	①所管判別フロー素案作成	①関係課調整・試行	①フロー補正・修正 ②訓練実施（テスト運用）	運用	運用	/
②フローによる訓練実施	○		①所管判別フロー素案作成	①関係課との調整・試行	①フロー補正・修正 ②訓練実施（テスト運用）	運用	運用	
		R5年度実績	①所管判別フロー素案作成	①関係課との調整・試行	①フロー補正・修正 ②訓練実施（テスト運用）	運用	運用	
			各期の進捗状況	○	○	○	○	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	○	

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
		時期	内容	時期	内容	
具体的な取組内容	6月	①所管別フローの作成	所管判別フロー素案作成	①所管別フローの作成	関係課との調整・試行	/
	8月	①所管別フローの作成	関係課との細部内容を試行・調整中.	①所管別フローの作成	①フロー補正・修正	
	10月	①所管別フローの作成	①フロー補正・修正	①所管別フローの作成	運用	/
		②訓練実施	②訓練実施（テスト運用）			
	1月	①所管別フローの作成	運用	①所管別フローの作成	運用	/
②訓練実施		12月建設局防災訓練の準備会にて現案内容を精査した。				
3月	①所管別フローの作成	運用	①所管別フローの作成	運用	/	

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	38
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	市民局（市民自治推進課）
進捗管理責任者	—

対策項目38	ボランティア本部の設置・運営の円滑な支援
--------	----------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
10 被災者支援	>各地区災害ボランティアセンター（VC）の設置にあたり必要な施設環境を再検討するとともに、運用方法をマニュアル化する。
	>被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点候補地となる施設をピックアップし施設管理者と事前調整を行う。
	>災害ボランティア本部の経費負担について、今回の対応をもとに、負担項目の確認・共有を行う。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①施設環境の再検討、運用マニュアルの見直し	○	R5年度計画	①②災害VC（サテライト含む）拠点に必要な施設条件の整理、候補地の調査	①②市社協との協議（他の拠点候補地及び運用の検討）	①②候補地の施設管理者との事前調整 → 第3期へ	①②③地域防災計画の見直し（1～2月）	斜線表示	
②サテライト拠点候補地の事前調整	○		②既にサテライトの候補地となっている施設の管理者への協力要請	③市社協と経費負担等に係る考え方の整理、覚書等の内容検討	③覚書等の締結 → 第3期へ	①運用マニュアルの見直し → 第4期へ		
③負担項目の確認・共有（協定書（覚書等））	△					【継続】第2期より ①②候補地の施設管理者との事前調整 → 第4期へ 【継続】第2期より ③覚書等の締結 → 第4期へ		
		R5年度実績	①②既にサテライト候補地となっている施設の管理者に対する協力要請実施	①②災害VC（サテライトを含む）候補地のリストアップ	①②災害VC（サテライトを含む）候補地のリストアップ	①②災害VC（サテライトを含む）候補地のリストアップ	斜線表示	
			②必要な施設条件の整理、市社協に対して候補地の調査を依頼	③市社協との覚書等に関する協議の実施（継続中）	③市社協との協定書（覚書等）の素案作成	③協定書（覚書等）の内容に関する調整		
取組項目全体の進捗状況	△	各期の進捗状況	○	○	△	△	△	

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
6月	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	令和5年の出水期に備え令和4年台風15号の際にサテライト拠点として利用した施設の管理者に対して協力要請を行った。また、上記以外の他の災害VC（サテライト含む）拠点候補地の検討を行うため、市社協と協議し、拠点に必要な施設環境（設置にあたり必要な条件等）の整理を行うとともに、市社協に対して拠点候補地の調査を依頼した。	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	7～8月、各区災害VCの実務を担う市社協の各区地域福祉推進センターと協議し、他の拠点候補地及び運用の検討を行う 9～10月、検討された候補地の施設管理者と事前調整を行う 11～1月 事前調整の結果を踏まえて地域防災計画やマニュアルに反映させる		
	負担項目の確認・共有	市社協と災害VC運営に係る資金繰りの課題や他都市の例等について共有するとともに、覚書等の締結に向けて協議していくことを確認した。	負担項目の確認・共有	7～8月、静岡市社協と経費負担等に係る考えを整理し、覚書等の内容を検討する 9～10月、市社協と覚書等を締結する。		
8月	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	各区災害VCの実務を担う市社協の各区地域福祉推進センターと協議し、拠点に必要な施設環境を充足する災害VC（サテライトを含む）の拠点候補地のリストアップ及び運用の検討を行った。	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	9～10月、検討された候補地の施設管理者と事前調整を行う 11～1月 事前調整の結果を踏まえて地域防災計画やマニュアルに反映させる		
	負担項目の確認・共有	経費負担をはじめとした覚書等の内容について、静岡市社協との協議を複数回実施した。	負担項目の確認・共有	9～10月、覚書等の内容について引き続き協議を実施する。内容が整い次第、市社協と覚書等を締結する。		
10月	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	静岡市社協及び災害ボランティア団体と協議し、災害VC（サテライトを含む）の拠点候補地のリストアップを行った。 リストアップした候補地について、所有者や管理者、災害時の用途（地域防災計画上の位置付け等）を改めて調査、確認した。	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	11～1月、検討された候補地の施設管理者や関係機関と事前調整を行う 事前調整の結果を踏まえて地域防災計画やマニュアルに反映させる	○施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整 理由：リストアップした候補地について、災害の状況によって他用途としての利用計画があり、管理者及び関係機関との調整が必要となっているため。 今後の対応：管理者や関係機関と協議を進め、1月末までに事前調整を完了する。  ○負担項目の確認・共有 理由：協定書（覚書等）の調整に時間を要しているため。 今後の対応：引き続き市社協と協議を進め、1月末までに協定を締結する。	
	負担項目の確認・共有	静岡市社協との協議し、協定書（覚書等）の素案を作成した。	負担項目の確認・共有	11～1月 協定書内容の精査を行い、市及び市社協の意思決定を経た後、協定を締結する。		
1月	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	関係機関と協議し、リストアップした災害VC（サテライトを含む）拠点候補地の管理者との協議を実施した。 事前協議の状況を踏まえ、運用マニュアルについての見直しについても素案の作成に着手した。	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	2～3月、引き続き、検討された候補地の施設管理者や関係機関との事前調整を順次実施する。 新たに災害VC拠点の候補地として調整が整った施設に関して運用マニュアルに反映させる。	○施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整 理由：リストアップした候補地について、災害の状況によって他用途としての利用計画があり、管理者及び関係機関との調整が難航している。 今後の対応：災害の種類等の条件に応じて都度調整が可能かなど、管理者や関係機関と協議を進め、3月末までに事前調整及び運用マニュアルの見直しを完了する。  ○負担項目の確認・共有 理由：市社協と締結する協定書（覚書等）の経費負担等の項目について、庁内協議に時間を要している。 今後、引き続き庁内調整を進め、3月末までに市社協との協定を締結する。	
	負担項目の確認・共有	静岡市社協との調整を踏まえた協定書案を基に、市内部における関係所管との調整を実施した。	負担項目の確認・共有	2～3月 引き続き、協定書に関する内部調整を行い、市及び市社協の意思決定を経た後、協定を締結する。		

具体的な取組内容

	3月	施設環境の再検討・サテライト拠点候補地の事前調整	リストアップした災害VC（サテライトを含む）拠点候補地の管理者との協議を順次実施し、災害時における協力を依頼した。 事前協議の状況を踏まえ、マニュアルの改定を行った。			○負担項目の確認・共有 理由：市社協と締結する協定書（覚書等）の内容に関し、当初想定していた災害ボランティア本部の「負担項目（経費）の確認」を行うだけでなく、市及び市社協の役割分担等についても改めて整理したうえで検討することとした。 今後：庁内における合意形成及び市社協との協議を踏まえて役割分担の考え方を整理し、8月末までに協定を締結する。
		負担項目の確認・共有	静岡市社協との調整を踏まえて経費負担に関する規定を盛り込んだ協定書案を基に、市内部における関係所管との調整を実施した。	負担項目の確認・共有	令和6年度 災害ボランティア本部に関する市及び市社協の役割分担等について、庁内における合意形成及び市社協との協議を踏まえて考え方を整理し、地域防災計画との整合性を図ったうえで協定を締結する。	



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	39
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	市民局（市民自治推進課）
進捗管理責任者	都市局（建築指導課・住宅政策課）
進捗管理責任者	経済局（産業政策課）

対策項目39	災害救助法に基づく被災者支援の実施
--------	-------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
10 被災者支援	> 今回の災害対応を踏まえたよくある質問集などにより事例を蓄積し、関係部で共有していく。
	> 各種被災者支援業務について、あらかじめ事業スキームなどを検討しておく。
	> 被災者支援システムの運用について具体的なマニュアルなどを作成する。
	> 他都市の事例など、マイナポータルを活用した迅速かつ効率的な被災者支援の検討をする。
	> 災害救助法に基づく応急救助事務の周知は、災害時に受けられる支援をまとめて周知することが市民に対しても有効であるため、ホームページを「誰もが見やすくわかりやすい構成」「アクセス集中時における安定稼働」ができる情報発信ツールとするため、公式ウェブサイトを更新する。（検証項目4 情報の収集・共有・発信の対策）
	> 応急救助事務担当部に対する実務研修を毎年実施する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期			第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月			2～3月
①質問集などによる事例集の作成	◎	R5年度計画	①6月 質問集作成 ②6月 事業スキーム検討、作成	②事業スキーム作成	②9月 事業スキーム完成	③弔慰金等被災者支援業務受付研修	R6.6	質問集作成	
②事業スキームの構築	◎		③応急救助事務担当課に対する実務研修を実施					事業実施の準備	
③支援業務受付研修	◎								
		R5年度実績	①6月 質問集作成完了 ②6月 事業スキーム作成、検討継続中 ③応急救助事務担当課に対する実務研修を実施	②8月 事業スキーム完成（住宅の応急修理）	③各区役所地域総務課に、被災者生活再建支援金受付事務研修を実施	③各区役所地域総務課に、弔慰金等被災者支援業務受付研修を実施			
取組項目全体の進捗状況	◎		各期の進捗状況	○	◎	○	◎		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	時期	内容	時期	内容	
具体的な取組内容	6月	①質問集などによる事例集の作成	台風15号対応時の作成した質問集を更新。	③支援業務受付研修	10月 被災者支援業務（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付、被災者生活再建支援、被災者自立生活再建支援、罹災証明書、被災届出証明書）の申請受付窓口である各区役所地域総務課に、受付事務の研修を実施する。
		②事業スキームの構築	台風15号対応実績に基づき事業スキームを作成し、部内で共有。台風15号による事業実施中のため、継続して作成中。		
		③支援業務受付研修	・県主催「令和5年度応急仮設住宅の供給に関する研修会」に参加し、制度内容（改正点含む）について部内で情報を共有。		
	③支援業務受付研修	5月に実施された令和5年度災害救助法等担当者全国会議（内閣府主催の研修）に、応急救助事務担当課に参加を呼び掛け、16課（38人）で参加。全国会議と合わせ、応急救助事務に係る求償様式等を応急救助事務担当課に示し、求償に係る情報を共有した。			
	8月	②事業スキームの構築	8月に台風15号対応実績に基づき「住宅の応急修理」のタイムライン及び作業項目を整理し、事業スキームを作成し、班別のリーダーに情報を共有。		
③支援業務受付研修		8月に県主催「被災住宅応急復旧研修会」に参加し、制度内容について部内で情報を共有。			
10月	③支援業務受付研修	10月 被災者生活再建支援の申請受付窓口である各区役所地域総務課に、受付事務の研修を実施し、受付に係る知識及び情報を共有。			
1月	③支援業務受付研修	11月 各区役所地域総務課に、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付、被災者自立生活再建支援、被災届出証明書の受付に係る書類や事例等を情報提供し、受付に係る知識及び情報を共有し、受付体制の強化を図った。			
3月					

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	40
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	都市局長(建築指導課・住宅政策課)
進捗管理責任者	—

対策項目40	不動産業者、修理業者への制度案内と名簿更新
--------	-----------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
10 被災者支援	<p>➢当該事業が県所管であることから、県と連携のうえ、不動産事業者に対して、制度の内容や手続き方法なども含め、発災時に居室を確保していただけるよう改めて理解、協力を求める。また、当該事業に協力可能な不動産事業者の加増や事務手続きの簡素化について県に要請する。</p> <p>➢当該事業が県所管であることから、住宅の応急修理に対応できる業者を確保するため、県と連携して協定団体事業者等に対し、名簿登録更新を実施し、実行性ある応急修理対応業者の名簿を作成する。</p>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①制度要望・制度案内	◎	R5年度計画	①3月 県に要請	①不動産業者に協力依頼→第2期へ	第1期より →①不動産業者に協力依頼 ②県と連携して新規修理業者の確保 ②市協力協定団体等へ新規修理業者の確保	②R6向け更新済の応急修理業者名簿の完成	R6.6 制度案内	
②修理業者名簿更新作業	◎		②6月 台風15号の修理業者あて名簿の更新作業の検討	②応急修理対応修理業者名簿の更新作業				R6.6 名簿の更新作業
		R5年度実績	①3月 県に要請	②8月 修理業者名簿の更新を継続して実施中	①10月 不動産業者に協力依頼 ②9月 応急修理対応業者名簿の更新作業について県と協議完了 ・10月 台風15号修理業者あて指定業者名簿登録を11月までに回答を依頼	②R6向け更新済の応急修理業者名簿の完成		
			①6月 災害救助法の改正点について、事業スキームに反映					
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	△	○	◎		

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	実施済	今後の取組内容	実施済	今後の取組内容	
6月	①県に要請	・3月 不動産事業者の加増や事務手続きの簡素化について県の担当者に要請した。	①不動産業者に協力依頼	・7～8月 不動産関係団体を通して、不動産事業者に対して制度の理解と協力を求める。	不動態関係団体への訪問にあたり、県との調整がつかなかったため、10月までに実施する。
	②修理業者名簿更新作業	・修理業者名簿の更新作業について県と協議を実施	②修理業者名簿更新作業	・7～8月 名簿登録業者向け、更新作業の実施 ・7～8月 協力協定団体所属の事業者の新規登録業者の確保に向けた協議をする。	
8月	②修理業者名簿更新作業	・8月 県担当者と修理業者名簿(紹介用)について協議を実施	①不動産業者に協力依頼	・9～10月 不動産関係団体を通して、不動産事業者に対して制度の理解と協力を求める。	不動態関係団体への訪問にあたり、県との調整がつかなかったため、10月までに実施する。
	②修理業者名簿更新作業	・8月 修理業者紹介に向け、リフォーム事業者検索サイトの利用を確認し、ホームページに掲載した。	②修理業者名簿更新作業	・9～10月 県と連携して新規修理業者の確保に向けた作業実施。	
10月	①不動産業者に協力依頼	・10月 県及び不動産関係団体に対して、各不動産事業者の制度の理解が進み有事の際に協力していただけるよう周知活動の強化をお願いした。			不動態関係団体への訪問にあたり、県との調整がつかなかったため、10月までに実施する。
	②修理業者名簿更新作業	・9月 県と応急修理対応業者名簿の更新について協議し、県の協定団体あては県対応することを確認した。	②修理業者名簿更新作業	・11～1月 県及び市の協力協定団体の応急修理対応業者名簿及び修理業者名簿(紹介用)の作成	
	②修理業者名簿更新作業	・台風15号修理事業者に11月中まで修理業者名簿登録の回答を依頼			
1月	②修理業者名簿更新作業	・1月 「住宅の応急修理」修理業者名簿が完成する			
3月					



令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	41
作成年月日	令和6年 4月 9日
進捗管理責任者	保健福祉長寿局長（福祉総務課）
進捗管理責任者	—

対策項目41	要支援者支援の効果的・効率的実施
--------	------------------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】  
 【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
10 被災者支援	>保健福祉部が所管する被災者の健康観察・見守りに関する市の事業や、国・県の補助制度など制度的対応（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援事業、国保納付期限などの各種申告の期限延長・猶予の検討など）について、一覧表を作成する。一覧表には、事業や制度の概要、市所管課、国・県の所管先、申請時期・期限などについて記載する。 >被災者支援システムにおいて、「避難行動要支援者名簿」に含まれる情報並びに要介護状態区分、障害支援区分及び健康状態等の情報を、「被災者台帳」に含まれる住民情報（氏名、住所等）や被災情報（住家の被害等）と統合させ一元管理することにより、被災状況に応じた援護対象者の抽出、見守り・健康観察等の支援を効果的・効率的に実施する仕組みを構築する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目			
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月		
①関連事業一覧表の作成	○	R5年度計画	②各システムの機能確認	①被災者支援に関する制度的対応一覧表の作成 →【継続】第2期へ ②システムに集約する情報の精査	【継続】第1期より → ①被災者支援に関する制度的対応一覧表の作成 →【継続】第3期へ ②名簿システムへの情報の取り込み →【継続】第4期へ	【継続】第2期より → ①被災者支援に関する制度的対応一覧表の作成 ②統合型GISシステムへの要支援者情報取込に係る検討 →【継続】第4期へ	【継続】第3期より ②統合型GISシステムへの要支援者情報の取込に係る検討	随時	システムへの情報の取り込み	
②要支援者情報のシステムでの一元管理	○							R6	統合型GISシステムへの情報の取込に係る検討、実施	
		R5年度実績	②被災者支援システムセミナー参加、担当者会議開催による各システムの機能確認	①風水害対応に係る各班の業務内容、フローチャートの検討 ②各システムの要支援者情報集約の検討	①被災者支援に関する制度的対応一覧表の案の作成 ②名簿システムへの情報集約に係る検討	①被災者支援に関する制度的対応一覧表の案の作成 ②統合型GISシステムに係る情報収集	②統合型GISシステムへの要支援者情報の取込に係る検討		R6	関連事業一覧表の作成
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	△	△	○	○			

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	時期	内容	時期	内容	
	6月	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・危機管理総室主催の「被災者支援システムセミナー」に関係課担当者が参加し、一元管理を予定する被災者支援システムの機能等を確認した。 ・要支援者の情報を管理する「名簿システム」及び基礎情報を管理している「福祉トータルシステム」「健康推進システム」の担当者会議を開き、各システムの運用の現状について確認した。	①関連事業一覧表の作成 ・風水害対応に係る打合せを開き、部内各班の業務や制度的対応を確認し、職員配備や時系列での業務フローチャートを検討した。	①関連事業一覧表の作成 被災者支援に関する制度的対応一覧表を作成する。	業務内容の整理やフローチャートの検討に時間を要しているが年内までに一覧表を作成する。
	8月	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・システム担当者会議を開き、名簿システムへの要支援者情報の集約方法や課題について検討した。	②要支援者情報のシステムでの一元管理 名簿システムへの情報取り込みの詳細を検討、実施する。	②要支援者情報のシステムでの一元管理 被災者支援システムと名簿システムをどう活用するかを他局の関係課と検討する。	
	10月	①関連事業一覧表の作成 ・被災者支援に関する制度的対応一覧表に掲載する被災者支援の事業や制度的対応等の各項目について素案を作成した。	①関連事業一覧表の作成 ・「被災者支援・見守り関連事業制度一覧表」素案を作成し関係課に確認した。	①関連事業一覧表の作成 ・「被災者支援・見守り関連事業制度一覧表」を完成する。	業務の項目整理に時間を要したが関係課と協議し年内に一覧表を作成する。
	1月	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・名簿システムにおいて被災者情報を抽出する際の課題について検討した。	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・名簿システムで管理する要支援者情報について、地図上での速やかな抽出ができるよう、令和6年度に導入予定の統合型GISシステムに取り込み、災害や被災者支援等の情報等とともに一元管理するよう検討していくこととした。	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・要支援者情報の取込のための新システムに係る情報収集を行う。	支援の仕組みについて他局と協議できていないため遅れているが年度内にまとめる。
	3月	①関連事業一覧表の作成 ・「被災者支援・見守り関連事業制度一覧表」作成に継続して取り組むこととした。	①関連事業一覧表の作成 ・「被災者支援・見守り関連事業制度一覧表」作成に継続して取り組むこととした。	①関連事業一覧表の作成 ・令和6年度計画に掲載し継続して取り組んでいく。	【計画の修正】 「被災者支援システム」に要支援者情報を取り込む計画であったが、新年度導入予定の統合型GISシステムで一元管理するよう計画を改め、R6年度の取組に加えることとした。
	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・要支援者情報の統合型GISシステム取り込みに係る情報収集を行った。	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・要支援者情報の統合型GISシステム取り込みに係る情報収集を行った。	②要支援者情報のシステムでの一元管理 ・令和6年度計画に掲載し継続して取り組んでいく。		





令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	43
作成年月日	令和6年 4月 5日
進捗管理責任者	経済局（産業政策課）
進捗管理責任者	—

対策項目43	支援策検討の迅速化
--------	-----------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
10 被災者支援	> 発災後、被害状況やニーズをすみやかに把握するとともに、事業者の立場で必要な支援策の検討を行う。あわせて、それらの検討が円滑に進むよう所属内で手順を共有する。
	> 具体的な支援策については、今回実施した事業をもとに被災状況に対応した支援策を迅速に検討する (令和4年台風第15号に関する支援事業：○被災中小企業等支援金支給事業 ○中小企業災害対策資金利子補給事業 ○被災中小企業等復旧・再建支援事業 ○農地等災害復旧事業)
	> 事業者の業務継続計画策定を促進する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来） 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①被害状況の聞取先及び支援事業構築に関する聞取先のリスト化	◎	R5年度計画	①聞取先リストの作成 ②支援策の例示 ・①②について、令和4年台風第15号時の実施内容を基に作成する。	④手順書の共有 ・③手順書を局内に展開し共有する。  (③④手順書の見直し) (・大雨等の災害により手順書に基づく支援策の検討を実施した場合等、必要に応じて手順書の検証・見直しを行う。)	(③④手順書の見直し) (・大雨等の災害により手順書に基づく支援策の検討を実施した場合等、必要に応じて手順書の検証・見直しを行う。)	(③④手順書の見直し) (・大雨等の災害により手順書に基づく支援策の検討を実施した場合等、必要に応じて手順書の検証・見直しを行う。)	斜線表示	
②必要な支援策の例示	◎		③手順書の作成 ・①②を盛り込んだ手順書を作成する。	(③④手順書の見直し) (・大雨等の災害により手順書に基づく支援策の検討を実施した場合、必要に応じて手順書の検証・見直しを行う。)				
③手順書の作成	○							
④手順書による手順の共有	○	R5年度実績	6月 ①聞取先リストの作成 ②支援策の例示 ・①②について、令和4年台風第15号時の実施内容を基に作成。 ③手順書の作成 ・①②を盛り込んだ手順書を作成。	8月 ④手順書の共有 ・作成した③の手順書を局内に展開し共有した。	実績なし  大雨等による災害がなかったため、手順書に基づく支援策の検討及び手順書の検証・見直しを行わなかった。	実績なし  大雨等による災害がなかったため、手順書に基づく支援策の検討及び手順書の検証・見直しを行わなかった。	実績なし  大雨等による災害がなかったため、手順書に基づく支援策の検討及び手順書の検証・見直しを行わなかった。	
取組項目全体の進捗状況	○		各期の進捗状況	○	○	○	○	

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	時期	内容	時期	内容	
①被害状況の聞取先及び支援事業構築に関する聞取先のリスト化 ②必要な支援策の例示 ③手順書の作成 ④手順書の共有	6月	令和4年台風第15号時の実施内容に基に①②を作成するとともに、①②を盛り込んだ手順書を作成した。			斜線表示
	8月	作成した③の手順書を局内へ展開し、大雨等の災害時に各課が実施する内容を共有した。	③④手順書の見直し	・手順書に基づく支援策の検討を実施した場合等、必要に応じて手順書の検証・見直しを行う。	
	10月				
	1月				
	3月				

令和5年度 災害対応力強化実施計画

No.	44
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監 (危機管理総室)
進捗管理責任者	—

対策項目44	災害用備蓄の活用
--------	----------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

実施項目	対策内容
2 応援体制	> 医療機関は、災害時に備え、 <b>平時から水を確保するよう努める</b> 。また、 <b>市は、医療機関に対し備蓄の状況を確認するとともに、備蓄の必要性について呼びかける</b> 。
11 物資の活用	> 市ホームページや出前講座、地域防災訓練などの機会を捉え、 <b>家庭や事業所における備蓄の必要性</b> （必要となる物資の種類、確保すべき数量、日数）について <b>積極的に啓発活動を行う</b> 。 > 地震や台風などの災害の種類、避難行動の状況、食料やトイレなどの備品の種類などを踏まえた <b>市が保有する備蓄の活用に関する基準を定める</b> 。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 -：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目	
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期		
			～6月（出水期まで）	7～8月	9～10月	11～1月		2～3月
①家庭用備蓄の普及のための啓発	○	R5年度計画	①周知活動 ・4月～各区地域総務課出前講座で周知（20回） ・4月～市ホームページで周知 ②市備蓄品の活用基準策定 ・6月 備蓄の分配方法の検討	①周知活動 ・7月 ラジオ番組で周知（1回） ・8月 関係課（上下水道局、保健衛生医療課等）と水の備蓄について協議 ・8月 医療機関の水の備蓄状況確認し、水の備蓄の呼びかけを実施 ②8月 市備蓄品の活用基準策定	①周知活動 ・9月 ラジオ番組で周知（1回） ・自主防連絡会議での呼びかけ	①周知活動 ・12月 ラジオ番組で周知（1回） ・12月 地域防災訓練で周知 ・12月 広報紙で周知	①周知活動 ・2月 ラジオ番組で周知（1回）	①備蓄品の啓発 R6～  ・広報紙での周知（年1回） ・各区出前講座実施（随時） ・地域防災訓練で周知（年1回）
②市備蓄品の活用基準策定	◎		①周知活動 ・4月～各区出前講座で周知（30回） ・4月～市ホームページで周知 ②市備蓄品の活用基準策定 ・6月 備蓄の分配方法の検討	①周知活動 ・7、8月 出前講座やラジオ番組で周知 ・7月 関係課（上下水道局、保健衛生医療課等）と水の備蓄について協議 ・7月 医療機関の水の備蓄状況確認し、水の備蓄の呼びかけを実施 ②8月 市備蓄品の活用基準策定	①周知活動 ・9月～10月 ラジオ番組で家庭用備蓄を周知（4回） ・自主防連絡会議での呼びかけ（清水区10/19）	①周知活動 ・11月～1月 ラジオ番組で家庭用備蓄を周知（3回） ・広報紙で周知（12月） ・自主防連絡会議での呼びかけ（駿河区11/6） ・12月 自主防災会を通じ地域防災訓練で家庭内備蓄を呼びかけ ・1月 自治会連絡会議にて家庭内備蓄を周知（葵区1/31）	①周知活動 ・2月～3月 ラジオ番組で家庭用備蓄を周知（2回）	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	◎	

具体的な取組内容	実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
	6月	8月	10月	1月	
①家庭用備蓄の普及のための啓発	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・4月～出前講座において、食料や生活必需品の備蓄の必要性を周知（30回） ・4月～ホームページにおいて、食料や生活必需品の備蓄の必要性を周知	・7、8月出前講座やラジオ放送で、食料や生活必需品の備蓄の必要性を周知（出前講座33回、ラジオ放送5回） ・7月 災害拠点病院、救護病院、透析医療機関の水の備蓄状況を保健衛生医療課経由で確認（27病院の内24病院が水を備蓄）。 ・7月 第1回静岡市災害時透析対策協議会において、上下水道局より医療機関に対し、貯水槽の設置や井戸の設置など、水の備蓄の呼びかけを実施。	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・各期1回コミュニティFMラジオ放送で周知 ・広報紙で周知（年1回） ・各地区の自主防災会連絡会議を通じて備蓄の必要性を呼びかけ
	②市備蓄品の活用基準策定	・6月 備蓄の分配方法の検討	・8月 市備蓄品の活用基準を策定した。今後は、物資対応マニュアルに活用基準を盛り込んでいく。	②市備蓄品の活用基準策定	・8月 役割分担及び活用基準を定めた災害用物資の活用基準の策定
	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・9月、10月 ラジオ放送で、食料や生活必需品の備蓄の必要性を周知（ラジオ放送4回） ・10月 清水区の自主防災会連絡会議を通じて備蓄の必要性を呼びかけ（10/19）	・11月、12月、1月 ラジオ放送で食料や生活必需品の備蓄必要性を周知（ラジオ放送3回） ・12月 広報紙で周知：12月の「しずおか気分」 ・11月 駿河区の自主防災会連絡会議を通じて備蓄の必要性を呼びかけ（11/6） ・12月 地域防災訓練で自主防災会を通じ家庭内備蓄の必要性を呼びかけ（12/3） ・1月 葵区自治会連絡会議にて備蓄の必要性を家庭内備蓄啓発チラシにより周知（1/31）	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・各期1回コミュニティFMラジオ放送で周知 ・広報紙で周知（年1回） ・11月 葵区の自主防災会に備蓄の必要性について、文書送付による周知 ・各期1回コミュニティFMラジオ放送で周知
	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・11月、12月、1月 ラジオ放送で食料や生活必需品の備蓄必要性を周知（ラジオ放送3回） ・12月 広報紙で周知：12月の「しずおか気分」 ・11月 駿河区の自主防災会連絡会議を通じて備蓄の必要性を呼びかけ（11/6） ・12月 地域防災訓練で自主防災会を通じ家庭内備蓄の必要性を呼びかけ（12/3） ・1月 葵区自治会連絡会議にて備蓄の必要性を家庭内備蓄啓発チラシにより周知（1/31）	・11月、12月、1月 ラジオ放送で食料や生活必需品の備蓄必要性を周知（ラジオ放送3回） ・12月 広報紙で周知：12月の「しずおか気分」 ・11月 駿河区の自主防災会連絡会議を通じて備蓄の必要性を呼びかけ（11/6） ・12月 地域防災訓練で自主防災会を通じ家庭内備蓄の必要性を呼びかけ（12/3） ・1月 葵区自治会連絡会議にて備蓄の必要性を家庭内備蓄啓発チラシにより周知（1/31）	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・各期1回コミュニティFMラジオ放送で周知
	①家庭用備蓄の普及のための啓発	・2月、3月 ラジオ放送で食料や生活必需品の備蓄必要性を周知（ラジオ放送2回）			



令和5年度 災害対応力強化実施計画

対策項目45	支援物資の活用
--------	---------

【今後の対策の赤字部分：本実施計画の取組内容を示す】

【今後の対策の緑字部分：他実施計画の取組内容を示す】

No.	45
作成年月日	令和6年 2月 27日
進捗管理責任者	危機管理監（危機管理総室）
進捗管理責任者	—

実施項目	対策内容
2 応援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害用備蓄や支援物資等の対応マニュアル（協力協定の利用、職員・他機関による運搬）について検討する。</li> <li>特に、物資などの調達に関する事業者と具体的な要請手順や受入体制などを平常時から調整・整理するほか、災害時に各部・区本部が協力協定を迅速に活用できるよう訓練などを通じて準備する。</li> <li>協力協定を効果的に活用できる具体的な役割分担・人員配置・手順などを定めた運用体制を構築する。</li> <li>協力協定の連絡先や担当者を最新の情報に更新するとともに、協力協定を共有する。</li> </ul>
3 被害状況の調査・報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに応援依頼ができるよう応援要請に係るマニュアル（どこに、いつ、どのくらいの規模で、どんな応援を、なんのために、どの協力協定で、資格・能力（家屋の被害認定調査・応急危険度判定・医療行為等）など条件の有無など）を策定するとともに、受入体制を整える。</li> </ul>
7 断水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に起因する断水・土砂災害などに伴い発生する、支援を要する事案（トイレや風呂など）を想定した対応策を検討する。</li> <li>水のペットボトルを支援物資や災害備蓄物資に含め、調達・保管・配布などの役割分担を検討する。</li> </ul>
10 被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援物資の受入れ、配布に関する情報を本部総括部、区本部、地区支部、関係施設等で統一的な考え方と対応が図ることができるマニュアルを検討する。</li> <li>地震以外の災害時救援物資にかかる対応マニュアルを作成するとともに、（体制を整備する。→No.45支援物資の活用②）</li> <li>支援物資の受入れに関する役割などについて、関係部間で確認し、救援物資の事務分掌の見直しを含む協議を行う。</li> <li>（地震以外の災害時救援物資にかかる対応マニュアルを作成する→No.45支援物資の活用①）とともに、体制を整備する。</li> <li>災害時の指定管理者の役割を検討する。</li> <li>災害時に必要な備蓄が迅速かつ適切に配布できるよう協力協定を更に増加させるなど、民間事業者との連携・協力体制を強化する。</li> </ul>
11 物資の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>DXを活用し、災害用備蓄や支援物資等を効率的に配分する。</li> </ul>

【凡例】 ◎：完了 ○：計画通り △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手（実施時期が未到来）

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	進捗状況	取組内容・実績					R6年度以降の取組項目		
		時期	第1期		第2期	第3期		第4期	
			～6月（出水期まで）		7～8月	9～10月		11～1月	2～3月
① 受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定	○	R5年度計画	①：6月 受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定に向けた検討	①：8月末 受援（応援職員・物資）対応マニュアル策定 → 【継続】第2期へ ②：8月末 受援班・物資班と関係のある各部の班との役割・事務分担の協議 ③：7、8月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（内閣府主催訓練 1回、総括部物資班を対象とする訓練 1回 計2回） ④-1：7月 協定締結（中部電力） ④-2：8月末 協定締結（民間事業者） → 【継続】第2期へ ⑤：7月末 全庁で共有するため、e-net掲示板に協定書のデータを掲載	①、②：9月1日 総合防災訓練実施 【継続】第1期より → ①：10月末 受援（応援職員・物資）対応マニュアル策定 ①：10月 総合防災訓練の結果を踏まえたマニュアルの見直し ②：10月 受援班・物資班と関係のある各部の班や協定先との役割・事務分担の見直し ③：9月1日 総合防災訓練で物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施（県主催訓練 1回） ③：10月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（総括部物資班を対象とする訓練 1回） 【継続】第1期より → ④-2：10月末 協定締結（民間事業者） → 【継続】第3期へ ④-3：協定見直しに向けた民間事業者と協議 ④-4：協定増加に向けた民間事業者との協議	①、②：12月 地域防災訓練 ①、②：1月 マニュアルや各班の役割・事務分担の見直し ③：12月 地域防災訓練において物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（救護物資班を対象とする訓練 1回） 【継続】第1期より → ④-2：10月末 協定締結（民間事業者） ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	①、②：3月 津波避難訓練 ①：2月 受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 ②：2月 受援班・物資班の事務分担構築 ③：1月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（各区物資班を対象とする訓練 1回） ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	R6.4 協力協定連絡先の更新	
② 受援・物資運用体制の構築	○		②：6月 総括部に受援班、物資班の設置	③：7、8月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練（総括部物資班を対象とする訓練）	④-1：7月 協定締結（中部電力） ④-2：8月末 協定締結（民間事業者） → 【継続】第2期へ ⑤：7月末 全庁で共有するため、e-net掲示板に協定書のデータを掲載	③：9月1日 総合防災訓練で物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施（県主催訓練 1回） ③：10月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（総括部物資班を対象とする訓練 1回） 【継続】第1期より → ④-2：10月末 協定締結（民間事業者） → 【継続】第3期へ ④-3：協定見直しに向けた民間事業者と協議 ④-4：協定増加に向けた民間事業者との協議	③：12月 地域防災訓練において物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（救護物資班を対象とする訓練 1回） 【継続】第1期より → ④-2：10月末 協定締結（民間事業者） ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	③：1月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（各区物資班を対象とする訓練 1回） ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	R6.6 国の物資調達・輸送調整等支援システム操作訓練
③ DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用	○		③：6月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練（総括部物資班を対象とする訓練）	④：6月 民間事業者と協定締結に向けた協議	⑤：6月 協力協定の連絡先更新	④-3：協定見直しに向けた民間事業者と協議 ④-4：協定増加に向けた民間事業者との協議	④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	R6.9 総合防災訓練	
④ 協力協定の充実	○		④：6月 民間事業者と協定締結に向けた協議	⑤：6月 協力協定の連絡先更新				R6.12 地域防災訓練	
⑤ 協力協定締結先との連絡体制の確保	◎	R5年度実績	①：6月10日 マニュアル策定に必要な情報の収集、他都市マニュアルの研究	①：8月8、9日 受援対応マニュアルの素案を作成するため、県トラック協会が主催した災害時物流専門家研修に参加 ②：8月3日（保健福祉部救護物資班）、8月4日（区物資班）と役割・事務分担の協議実施 ③：8月26日 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（内閣府主催訓練） ④-1：7月7日協議、7月31日 協定締結（中部電力） ④-2：7月7日、25日、8月18日 協議 ⑤：8月31日 e-Net掲示板に協力協定書のデータを掲載	①、②：9月1日 総合防災訓練実施 ①：10月 総合防災訓練の結果を踏まえた受援（応援職員・物資）マニュアル策定（9月6日受援班協議、9月22日物資班協議） ②：10月10日 協定先の県トラック協会と物資輸送に関する協議 ③：9月1日 総合防災訓練で物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施（県主催訓練） ④-2：9月29日 協議 ④-3：10月10日 既存協定の見直し及び変更協定の締結（静鉄ストア） ④-4：民間事業者と新規協定の締結に向けた協議（10月31日）	①、②：地域防災訓練実施 ①、②：11月22日 物資供給に関する関係班（物資班、救護物資班、区物資班）で各班の役割・事務分担の見直しを実施 ：11月11日 応援職員に関する受援対応マニュアルの素案を策定 ③11月22日からの7日間、関係班各職員による国の物資調達・輸送調整等支援システムの操作訓練を実施 ④-2：12月13日 協議の結果、令和6年5月を目途に協定締結することで合意 ④-4：12月27日 株式会社イトーヨーカ堂と新規協定の締結	①、②：津波避難訓練における災対本部及び分野別訓練を開催しなかったため、訓練は未実施 ①、②：3月受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定、事務分担構築 ③：能登半島地震災害対応のため、システム操作訓練未実施 ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	R7.3 津波避難訓練	
			②：6月15日 総括部に受援班・物資班を設置	③：6月15日 国の物資調達・輸送調整等支援システム操作訓練実施（中部電力）	④-1：7月7日協議、7月31日 協定締結（中部電力） ④-2：7月7日、25日、8月18日 協議 ⑤：8月31日 e-Net掲示板に協力協定書のデータを掲載	④-2：9月29日 協議 ④-3：10月10日 既存協定の見直し及び変更協定の締結（静鉄ストア） ④-4：民間事業者と新規協定の締結に向けた協議（10月31日）	③：12月 地域防災訓練において物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施（救護物資班を対象とする訓練 1回） 【継続】第1期より → ④-2：10月末 協定締結（民間事業者） ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	③：1月 物資調達・輸送調整等システム操作訓練実施（各区物資班を対象とする訓練 1回） ④-4：協定増加に向けた民間事業者と協議	随時 訓練結果等を踏まえマニュアルの見直し
			③：6月15日 国の物資調達・輸送調整等支援システム操作訓練実施（中部電力）	④：6月20日 連絡先更新依頼	⑤：6月16日 中部電力と協議実施				
取組項目全体の進捗状況	○		各期の進捗状況	○	△	△	○	○	

		実施済の取組内容	今後の取組内容	遅れている場合等の理由及び今後の対応	
具体的な取組内容	6月	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 6月10日 神戸市の担当者に聞き取りを行い、総合運送業者との協定を活用した物資配布方法について学んだ。	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 8月末までに各事象（地震・風水害等）において必要となる物資の種類及び調達方法を整理するため各部の物資関係班と協議する。		
		②：受援・物資運用体制の構築 6月15日 ・災害用備蓄や救援物資、支援物資を一元的に管理するために物資班を設置 ・国、県、他都市等への円滑な応援要請を行うとともに、効率的な受援体制を構築するために受援班を設置	②：受援・物資運用体制の構築 8月末までに受援班、物資班の事務分掌を定めるため各部の関係班と協議する。		
		③：DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 6月15日 内閣府が主催する物資調達・輸送調整等システム操作訓練に物資班が参加し、システムを活用した物資調達の流れを確認した。	③：DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 8月末までに避難所での使用を想定した操作訓練を実施する。		
		④：協力協定の充実 6月16日 中部電力パワーグリッド株式会社と災害時における停電の早期復旧に向けた協定を締結するため、各々の役割等について協議した。	④：協力協定の充実 8月末までに物資配布場所に関する協定締結のため、新日邦と協議を行う。		
		⑤：協力協定締結先との連絡体制の確保 6月20日 協定締結事業に連絡先更新を依頼 6月30日 協力協定の連絡先更新完了	⑤：協力協定締結先との連絡体制の確保 7月末までにe-net掲示板に協定書のデータを掲載するため、関係課と調整する。		
	8月	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 8月8、9日 県トラック協会主催の災害時物流専門家研修に物資班が参加し、物資輸送に関する知識や課題について学ぶことができた。	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 10月末までに受援対応マニュアルの素案（物資輸送フロー図や各班の役割）を作成する。	災害対策本部と各部の物資関係班との詳細な事務分担の決定に時間を要しているため、マニュアル素案の作成に至らなかった。10月末までに受援（応援職員・物資）対応マニュアルの素案を作成するとともに、災害対策本部と各部の物資関係班との協議を実施し、事務分担等を整理していく。	
		②：受援・物資運用体制の構築 8月3日 保健福祉部救護物資班と物資集積所（ツインメッセ等）の管理運営について、現状と課題について協議を行った。 8月4日 区物資班と区ごとの物資配布に関する役割と課題について協議を行った。	②：受援・物資運用体制の構築 引き続き、救護物資班と区物資班との運用体制構築に向けた協議を行うとともに、10月末までに残りの物資関係班（7班）と現状と課題について協議を行い事務分担を整理していく。		
		③：DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 8月26日 県の総合防災訓練の一環として、物資班が物資調達・輸送調整等システムの操作訓練を実施し、県への救護物資の要請など連携方法について確認した。	③：DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 12月の地域防災訓練に向け、物資関係に携わる全ての班が物資調達・輸送調整等システムの操作訓練を実施する。 10月中：システム運用に向けた課題整理、物資班等への研修を実施		7、8月までにシステム操作訓練を2回実施する計画であったが、8月の災害対応などにより1回の訓練実施にとどまった。今後は、全体の進捗に影響がでないよう、各部の物資関係班へ対象を広げながら、操作性の検証、習得に向けた訓練を計画どおり1月までに実施する。
		④：協力協定の充実 ④-1（中部電力）7月31日 中部電力と災害時における停電対策に関する協定を締結した。 ④-2（民間事業者）7月7日、25日、8月18日協定締結に向けた協議を行った。	④：協力協定の充実 ④-2 10月末までに現在協議中の民間事業者との協定を締結できるよう協議を行う。		8月までに協定を締結する予定であった民間事業者2社のうち、1社については協定締結が終了しているが、残りの1社については、協定内容の調整に時間を要していることから、10月末までに締結できるよう、合意に向けた協議を進める。
		⑤：協力協定締結先との連絡体制の確保 8月31日 e-Net掲示板に協力協定書のデータを掲載			
10月	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 9月6日 総合防災訓練を受け、受援班と受援（応援職員）対応マニュアルについて協議を行った。 9月22日 総合防災訓練を受け、物資班と受援（物資）対応マニュアルについて協議を行った。	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定 12月中に受援対応マニュアル（応援職員・物資）の実効性を確保するために、素案の修正、見直しをする。	受援班、物資班内での詳細な事務分担の決定に時間を要したことから、マニュアル素案の作成が遅れていたが、今後は、作成した素案の実効性を確保するため、12月中に受援（応援職員・物資）対応マニュアルの素案の修正、見直しをする。		
	②：受援・物資運用体制の構築 10月10日 協定先の県トラック協会と物資輸送に関する協議を実施。	②：受援・物資運用体制の構築 2月までに受援班・物資班の事務分担構築するために、関係部局や関係団体等と協議を続けていく。			
	③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 9月1日 総合防災訓練で物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施（県主催）	③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用 12月の地域防災訓練までに関係する各班（救護物資班、各区本部（物資班））と協議を実施し、あわせて物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施する。		9月の総合防災訓練時にシステム操作訓練を実施したが、10月の訓練は、10月末に作成したマニュアルとの整合性を図る必要があることから、開催を見送った。今後は、12月の地域防災訓練にむけて、関係する各班（総括部物資班、救護物資班、各区本部（3区））を対象に訓練実施する。	
	④：協力協定の充実 ④-2（民間事業者）9月29日 協定締結に向けて協議を実施した。 ④-3（静鉄ストア）10月10日 協定内容を見直し、変更協定を締結した。	④：協力協定の充実 ④-2：12月末までに現在協議中の民間事業者との協定を締結できるよう協議を行う。 ④-4：協定増加に向け、現在協議中の民間事業者と協議を続ける。		8月までに協定を締結する予定であった民間事業者1社については、協定内容の調整に時間を要していることから、12月末までに締結できるよう、合意に向けた協議を進める。	



1月	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定	11月22日 物資供給に関する関係班（物資班、救護物資班、区物資班）で、受援対応マニュアルの素案を踏まえて意見交換を実施し、各班の役割・事務分担の見直しを実施した。 12月3日 津波注意報発表に伴い、地域防災訓練のうち本部会運営訓練は中止したが、発災後12時間の災害対応リストを作成し初動訓練を実施 1月11日 応援職員に関する受援対応マニュアルの素案を策定	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定	素案の修正・見直しを実施し、受援対応マニュアル（応援職員・物資）を策定する。	
	②：受援・物資運用体制の構築	11月22日 物資供給に関する関係班（物資班、救護物資班、区物資班）でマニュアル素案の意見交換を実施し、各班の役割・事務について確認 12月3日 津波注意報発表に伴い、地域防災訓練のうち本部会運営訓練は中止したが、発災後12時間の災害対応リストを作成し初動訓練を実施	②：受援・物資運用体制の構築	2月までに受援班・物資班の事務分担構築するために、関係部局や関係団体等と協議を続けていく。	
	③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用	11月22日からの7日間、関係班各職員による国の物資調達・輸送調整等支援システムの操作訓練を実施	③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用	関係する各班（救護物資班、各区本部（物資班））と協議を実施し、あわせて物資調達・輸送調整等システム操作訓練を実施する。	
	④：協力協定の充実	④-2（民間事業者）12月13日 協議の結果、令和6年5月を目途に協定締結することで合意 ④-4（イトーヨーカ堂）12月27日 物資の供給及び災害時の情報発信に関する協定を締結	④：協力協定の充実	④-2：令和6年5月の協定締結に向けて民間事業者と協議を行う。 ④-4：協定増加に向け、現在協議中の民間事業者と協議を続ける。	
3月	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定	素案や受援（応援職員・物資）対応マニュアルを策定	①：受援（応援職員・物資）対応マニュアルの策定	基本ベースとなる受援（応援職員・物資）マニュアルは策定できたものの、1月に発生した能登半島地震における課題や問題点を洗い出すとともに、検証を踏まえたマニュアルの見直し・改善を実施していく。	
	②：受援・物資運用体制の構築		②：受援・物資運用体制の構築		
	③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用	1月に発生した能登半島地震において、被災地への職員派遣などの想定外の業務が発生したため、物資調達・輸送調整システムの操作訓練は未実施	③DXを活用した物資調達・輸送調整システムの活用	国や県が主催する訓練の機会を捉え、物資調達・輸送調整システムの操作訓練を実施し、実行性のある災害対応ができるよう操作訓練を実施していく。また、訓練を通して判明した課題を受援マニュアルに随時反映させていく。	
	④：協力協定の充実	④-4協定増加に向けた民間事業者と協議	④：協力協定の充実	④-4：協定増加に向け、現在協議中の民間事業者と協議を続ける。	